

平成 22 年版(2010 年版)

# ひらかたの環境

(環境白書)

枚 方 市

## はじめに

今年の夏は、最高気温が 35 度を超える猛暑日が続き、6～8 月の全国の平均気温は気象庁が統計を始めた 1898 年以降で最も高くなりました。枚方市においても、猛暑日の日数が 37 日と過去最高を記録しました。

こうした中、熱中症の被害が各地で相次ぐなど、もはや猛暑という異常気象は私たちの命にもかかわる深刻な問題となっています。

こうした異常気象の背景には、地球規模での海水温の上昇など地球温暖化の影響が現れていると指摘されています。

このような中で、私たちは命と健康を守りながら、地球温暖化対策をはじめとする環境保全の取り組みを社会全体で取り組んでいくことが求められています。

この平成 22 年版「ひらかたの環境（環境白書）」では、平成 21 年度の環境の現況や環境基本計画に基づく施策の実施状況、平成 22 年度の主要な環境施策など、枚方市の環境について幅広い情報を掲載しています。

ラグビーの世界に”One For All, All For One”という言葉があります。「1人はみんなのために、みんなは1人のために」—こうした姿勢で、地球環境を守るために、どのような取り組みができるのか—私たちは自らに問いかけ共に行動していく必要があります。本書を通じて枚方市の環境について理解を深めていただき、自らの行動やライフスタイルを見直し、身近な地域環境から地球環境まで視野に入れ行動していく上での参考にしていただければ幸いです。



平成 22 年 10 月

枚方市長 竹内脩

平成 22 年版（2010 年版）

# ひらかたの環境（環境白書）

第 1 部・序説

第 2 部・枚方市の環境行政

第 3 部・平成 21 年度の環境の現況

第 1 章 自然環境

第 2 章 大気・音環境

第 3 章 水環境

第 4 章 土壌・地盤環境

第 5 章 化学物質

第 6 章 公害苦情

第 7 章 廃棄物

第 4 部・平成 21 年度における環境基本計画に基づく施策の実施状況

第 1 章 人の健康の保護及び生活環境の保全

第 2 章 人と自然との共生

第 3 章 安全で良好な都市環境の形成

第 4 章 快適な環境の創造

第 5 章 循環を基調とする社会システムの実現

第 6 章 地球環境の保全

第 7 章 市民・事業者による積極的な行動の促進

第 5 部・平成 22 年度における環境基本計画に基づく主要な施策

第 6 部・枚方市役所の取り組み

第 7 部・資料編

|   |    |
|---|----|
| <b>第1部・序説</b>                               | 1  |
| <b>第2部・枚方市の環境行政</b> 3                       |    |
| 【1】環境基本条例と環境基本計画 -----                      | 3  |
| 1. 環境基本条例 -----                             | 3  |
| 2. 環境基本計画 -----                             | 3  |
| (1) 望ましい環境像 -----                           | 4  |
| (2) 基本方針に基づく施策の展開 -----                     | 4  |
| 3. 環境基本計画実施計画 -----                         | 6  |
| 【2】環境保全のための組織 -----                         | 7  |
| 1. 審議会等 -----                               | 7  |
| (1) 環境審議会 -----                             | 7  |
| (2) 環境影響評価審査会 -----                         | 7  |
| (3) 風俗営業等審査会 -----                          | 8  |
| (4) 廃棄物減量等推進審議会 -----                       | 8  |
| 2. 環境行政推進本部 -----                           | 8  |
| 3. 国・大阪府・他の自治体との連携 -----                    | 9  |
| (1) 低炭素都市推進協議会 -----                        | 9  |
| (2) 環境自治体会議 -----                           | 9  |
| (3) 大阪府フロン対策協議会 -----                       | 10 |
| (4) 北河内公害・環境行政研究協議会 -----                   | 10 |
| (5) 大阪府酸性雨調査連絡会 (A P S N - O S A K A) ----- | 10 |
| (6) 大阪府アライグマ対策連絡協議会 -----                   | 10 |
| (7) 近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議 -----              | 10 |
| 【3】環境影響評価 -----                             | 11 |
| 1. 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進 -----              | 11 |
| 2. 環境影響評価制度の運用状況 -----                      | 12 |
| 【4】公害防止制度 -----                             | 14 |
| 1. 枚方市公害防止条例 -----                          | 14 |
| 2. 公害防止協定 -----                             | 15 |
| 3. 公害防止管理者制度 -----                          | 15 |

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第3部・平成21年度の環境の現況</b>        | <b>17</b> |
| ● <b>第1章 自然環境</b>              | <b>17</b> |
| 1. 自然環境の概観 -----               | 17        |
| 2. 気象 -----                    | 17        |
| 3. 自然環境の特徴 -----               | 18        |
| (1) 里山 -----                   | 18        |
| (2) 水辺地 -----                  | 18        |
| (3) 農地 -----                   | 19        |
| (4) 市街地の孤立林 -----              | 19        |
| (5) 保存樹木 -----                 | 20        |
| (6) 緑被率の変化 -----               | 22        |
| 4. 特に重要な地域と今後の課題 -----         | 24        |
| (1) 重要な地域と課題 -----             | 24        |
| (2) 緑地のネットワークによる生物多様性の向上 ----- | 25        |
| ● <b>第2章 大気・音環境</b>            | <b>26</b> |
| 1. 大気環境の現況 -----               | 26        |
| (1) 二酸化窒素 -----                | 27        |
| (2) 浮遊粒子状物質 -----              | 28        |
| (3) 光化学オキシダント -----            | 28        |
| (4) 二酸化硫黄 -----                | 29        |
| (5) 一酸化炭素 -----                | 29        |
| 2. 騒音・振動の現況 -----              | 30        |
| 3. 自動車公害の現況 -----              | 31        |
| ● <b>第3章 水環境</b>               | <b>32</b> |
| 1. 河川水質の現況 -----               | 32        |
| (1) 人の健康の保護に関する項目 -----        | 33        |
| (2) 生活環境項目 -----               | 33        |
| (3) 特殊項目 -----                 | 34        |
| (4) 要監視項目 -----                | 34        |
| 2. 地下水質の現況 -----               | 34        |
| (1) 概況調査 -----                 | 34        |
| (2) 汚染井戸周辺地区調査 -----           | 34        |
| (3) 継続監視調査 -----               | 35        |
| ● <b>第4章 土壌・地盤環境</b>           | <b>36</b> |
| 1. 地盤沈下の現況 -----               | 36        |
| (1) 枚方市地盤沈下水準測量結果 -----        | 36        |
| (2) 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果 -----     | 37        |

目 次

---

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ●第5章 化学物質                       | 38 |
| 1. 環境中の化学物質の現況                  | 38 |
| (1) ダイオキシン類                     | 38 |
| (2) アスベスト                       | 39 |
| (3) 有害大気汚染物質                    | 40 |
| ●第6章 公害苦情                       | 41 |
| 1. 公害苦情の現況                      | 41 |
| 2. 平成21年度の水質事故発生状況              | 41 |
| ●第7章 廃棄物                        | 42 |
| 1. ごみの現況                        | 42 |
| (1) ごみ処理量の推移                    | 42 |
| (2) し尿及び浄化槽汚泥等の推移               | 44 |
| 第4部・平成21年度における環境基本計画に基づく施策の実施状況 | 45 |
| ●第1章 人の健康の保護及び生活環境の保全           | 45 |
| 1. 大気・音環境                       | 45 |
| (1) 大気汚染防止の取り組み                 | 45 |
| (2) 騒音・振動防止の取り組み                | 47 |
| (3) 自動車公害対策                     | 49 |
| (4) 悪臭への取り組み                    | 49 |
| 2. 水環境                          | 50 |
| (1) 水質汚濁防止の取り組み                 | 50 |
| (2) 生活排水対策                      | 51 |
| 3. 土壌・地盤環境                      | 52 |
| (1) 土壌汚染防止の対策                   | 52 |
| (2) 地下水保全対策                     | 53 |
| 4. 化学物質                         | 54 |
| (1) ダイオキシン類対策                   | 54 |
| (2) 市施設におけるダイオキシン類測定結果          | 54 |
| ●第2章 人と自然との共生                   | 57 |
| 1. 生態系                          | 57 |
| (1) 里山の保全                       | 57 |
| (2) 野生動植物の保護                    | 60 |
| (3) ワンドの整備                      | 60 |
| 2. 自然とのふれあい                     | 61 |
| (1) 自然観察会                       | 61 |
| (2) 学校ビオトープ池の整備と活用              | 62 |
| (3) 緑の学校づくり                     | 62 |

---

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ●第3章 安全で良好な都市環境の形成 -----     | 63 |
| 1. 都市基盤 -----                | 63 |
| (1) 環境に配慮した都市基盤の整備 -----     | 63 |
| (2) 環境に配慮した開発への誘導 -----      | 64 |
| (3) 環境への負荷の少ない交通体系の整備 -----  | 65 |
| 2. 農 -----                   | 66 |
| (1) 農地の保全 -----              | 66 |
| (2) 農業基盤の整備 -----            | 67 |
| (3) 農と市民の交流 -----            | 67 |
| (4) 食育推進事業 -----             | 69 |
| ●第4章 快適な環境の創造 -----          | 70 |
| 1. 水辺と緑 -----                | 70 |
| (1) 緑の保全と創造 -----            | 70 |
| (2) 水辺とのふれあい促進 -----         | 72 |
| 2. まち並み -----                | 73 |
| (1) 良好な景観形成の推進 -----         | 73 |
| (2) 歴史的景観の保全 -----           | 73 |
| (3) 環境美化の推進 -----            | 74 |
| 3. 歴史的文化的環境 -----            | 79 |
| (1) 歴史的文化的資源の保全と活用 -----     | 79 |
| ●第5章 循環を基調とする社会システムの実現 ----- | 82 |
| 1. 廃棄物 -----                 | 82 |
| (1) 廃棄物の発生抑制 -----           | 82 |
| (2) 再使用・再生利用の促進 -----        | 85 |
| 2. エネルギー -----               | 87 |
| (1) 公共施設での太陽光発電システムの活用 ----- | 87 |
| (2) 東部清掃工場でのエネルギーの有効活用 ----- | 88 |
| 3. 水循環 -----                 | 88 |
| (1) 公共施設における雨水利用 -----       | 88 |
| ●第6章 地球環境の保全 -----           | 90 |
| 1. 地球環境 -----                | 90 |
| (1) 地球温暖化対策地域推進計画 -----      | 90 |
| (2) 枚方第二小学校校舎改築事業 -----      | 91 |
| (3) 暑気対策 -----               | 92 |

---

---

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| ●第7章 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進 | 95  |
| 1. 環境教育・環境学習の推進            | 95  |
| (1) こどもエコクラブ               | 95  |
| (2) 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS） | 95  |
| (3) 環境教育・環境学習推進事業          | 96  |
| (4) エコライフ推進事業              | 96  |
| (5) 石けん普及事業                | 99  |
| (6) グリーンコンシューマーの育成         | 99  |
| (7) 環境家計簿の普及               | 101 |
| (8) 小学校高学年用環境副読本の作成        | 101 |
| (9) ひらかた環境ネットワーク会議         | 102 |
| (10) 教職員に対する環境教育           | 102 |
| 2. 環境情報の提供                 | 103 |
| (1) 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行     | 103 |
| (2) 広報ひらかた                 | 103 |
| 3. 環境保全活動の支援               | 104 |
| (1) ISO14001認証取得企業への助成     | 104 |
| 4. 消費生活センターにおける取り組み        | 104 |
| (1) 公募型消費者団体育成事業           | 104 |
| 5. 生涯学習市民センターにおける取り組み      | 104 |
| 6. ひらかたNPOセンターにおける取り組み     | 104 |
| 7. 図書館における取り組み             | 105 |
| (1) エコライフコーナーの開設           | 105 |
| (2) 図書館利用のPR               | 105 |
| 8. 環境配慮行動の促進               | 105 |
| (1) アダプト・プログラム制度の実施        | 105 |

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| <b>第5部・平成22年度における環境基本計画に基づく主要な施策</b> | <b>107</b> |
| <b>【1】人の健康の保護及び生活環境の保全</b>           | 107        |
| 1. 大阪府からの事務移譲について                    | 107        |
| <b>【2】人と自然との共生</b>                   | <b>107</b> |
| 1. 生態系                               | 107        |
| (1) 里山の保全                            | 107        |
| 2. 自然とのふれあい                          | 107        |
| (1) 王仁公園ビオトープの整備                     | 107        |
| <b>【3】安全で良好な都市環境の形成</b>              | <b>107</b> |
| 1. 農                                 | 107        |
| (1) 農地の保全                            | 107        |
| (2) 農と市民との交流                         | 107        |
| <b>【4】快適な環境の創造</b>                   | <b>108</b> |
| 1. 水辺と緑                              | 108        |
| (1) 緑の保全と創造                          | 108        |
| 2. まち並み                              | 108        |
| (1) 枚方宿地区歴史的景観保全事業                   | 108        |
| 3. 歴史的文化的環境                          | 108        |
| (1) 歴史的文化的資源の保全と活用                   | 108        |
| <b>【5】循環を基調とする社会システムの実現</b>          | <b>109</b> |
| 1. 廃棄物                               | 109        |
| (1) 粗大ごみ処理施設建設事業                     | 109        |
| 2. エネルギー                             | 109        |
| (1) 太陽光発電設備の設置                       | 109        |
| <b>【6】地球環境の保全</b>                    | <b>109</b> |
| 1. 地球環境                              | 109        |
| (1) グリーンニューディール基金の活用                 | 109        |
| (2) エコカーの導入                          | 109        |
| <b>【7】各主体の役割</b>                     | <b>110</b> |
| 1. 行政の役割                             | 110        |
| (1) 枚方市環境基本計画の改定                     | 110        |
| <b>【8】市民、事業者による自主的積極的な行動の促進</b>      | <b>110</b> |
| 1. 環境保全活動の支援                         | 110        |
| (1) 「エコ」工場化促進奨励金                     | 110        |
| (2) 商店街等活性化促進事業                      | 110        |

|   |            |
|---|------------|
| <b>第6部・枚方市役所の取り組み</b>                                 | <b>111</b> |
| <b>【1】ISO14001の認証取得</b>                               | 111        |
| 1. 概要 -----   | 111        |
| 2. 環境マネジメントシステムの推進 -----                              | 112        |
| 3. 平成21年度の取り組みの結果と平成22年度からの目的及び目標 -----               | 113        |
| (1) 環境への負荷を低減するための項目 -----                            | 113        |
| (2) 環境保全事業における項目 -----                                | 113        |
| <b>【2】枚方市役所の地球温暖化防止対策</b>                             | 114        |
| 1. 枚方市役所CO <sub>2</sub> 削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～ ----- | 114        |
| 2. 平成21年度の温室効果ガス排出量 -----                             | 115        |
| 3. 庁内における取り組み -----                                   | 116        |
| (1) 低公害車の導入の取り組み -----                                | 116        |
| (2) 庁内の廃棄物減量の取り組み -----                               | 117        |
| (3) 市役所本庁舎へのLED照明の導入 -----                            | 117        |
| <b>【3】環境会計</b>  | 118        |
| <b>【4】グリーン購入</b>                                      | 118        |
| <b>第7部・資料編</b>  | <b>119</b> |
| <b>【1】環境基準</b>  | 119        |
| <b>【2】第4回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）調査結果（概要）</b>             | 128        |
| 1. 植物 -----   | 128        |
| 2. 淡水魚等水辺の生物 -----                                    | 129        |
| 3. 陸上昆虫類 -----  | 130        |
| 4. 水生昆虫類 -----  | 131        |
| 5. 鳥類 -----   | 132        |
| 6. 両生類・爬虫類 -----                                      | 133        |
| 7. 哺乳類 -----  | 134        |
| 8. 希少種 -----  | 135        |
| <b>【3】都市公園の種類</b>                                     | 137        |
| <b>【4】まち美化行動計画実施状況</b>                                | 138        |
| <b>【5】電気・ガス・水道の需要量</b>                                | 149        |
| 1. 電気消費量の現況 -----                                     | 149        |
| 2. ガス消費量の現況 -----                                     | 149        |
| 3. 水需要の現況 -----                                       | 150        |
| <b>【6】環境用語</b>  | 151        |
| <b>【7】枚方市環境基本条例</b>                                   | 157        |

# 第1部

## 序　　説

## 第1部・序説

### 1. 生物多様性

平成13年（2001年）から平成17年（2005年）にかけて行われた、国連のミレニアム生態系評価では、過去50年間で人間活動により生物多様性に大規模で一方向的な変化が発生していると指摘されています。また現在の生物の絶滅速度は、過去の絶滅速度と比べ、100～1,000倍に達し、生態系サービス（人々が生態系から得ることのできる便益）の状態を示すほとんどの指標が悪化傾向にあるとされています。

平成22年10月に、愛知県名古屋市において、「国連地球生きもの会議」（生物多様性条約第10回会議（COP10））が開催されます。同会議では、平成22年（2010年）目標の評価と平成22年（2010年）年以降の次期目標の採択、ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分、Access and Benefit Sharing）に関する国際的枠組みの検討完了、持続可能な利用（SATOYAMAイニシアティブ）、保護地域、民間参画（ビジネスと生物多様性）、科学的基盤の強化などをテーマに、話し合われます。

本市においても、貴重な動植物の保全と生物多様性を守る基本指針の策定について検討していきます。

### 2. 地球温暖化対策

国は、平成2年（1990年）比で平成32年（2020年）までに温室効果ガスの排出量を25%削減することを表明しました。また、平成22年1月からは「チャレンジ25キャンペーン」を展開しています。

本市においても、枚方市地球温暖化対策地域推進計画において、平成24年度（2012年度）の本市域での二酸化炭素排出量を、平成17年度（2005年度）の排出量から17%削減し、平成2年度（1990年度）の排出量まで抑制します。また、長期的な目標として平成42年度（2030年度）の本市域での二酸化炭素排出量を平成2年度（1990年度）比で50%削減することを掲げています。平成19年度（2007年度）の本市域における二酸化炭素排出量は、約166万t-CO<sub>2</sub>で、平成17年度（2005年度）の二酸化炭素排出量約162万t-CO<sub>2</sub>よりも4万t-CO<sub>2</sub>増加しており、更なる削減の努力が必要となっています。

市内の温暖化対策に関して具体的な取り組みを推進していくために、市内事業者と本市が連携・協力を図り、平成21年4月21日に地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に基づく地球温暖化対策地域協議会として「枚方市地球温暖化対策協議会～ひらえこp r o j e c t～」を設立しました。同協議会では、ライトダウンキャンペーンなど各種環境イベントへの参加、エコ都市推進プロジェクトとして会員による通勤時のCO<sub>2</sub>排出量の削減方策の検討を行う部会の設置、及び、会員企業が実施している環境出前授業などを体系的に紹介する「メニュー・バンク」等を通じて、市内の温暖化対策を実施していきます。

そのほか、平成22年3月に創設した「枚方市グリーンニューディール基金」を活用し、家庭における太陽光発電の設置と窓の断熱改修をあわせて行うための経費の一部を補助します。

また平成22年4月に創設した「枚方市『エコ』工場化促進奨励金制度」により、市内の「もののづくり企業」を対象に太陽光発電設備、工場内照明のLED化など、環境に配慮した設備投資を支援します。

### 3. 土壌汚染対策法の一部改正

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月に施行されました。本市は特例市であるため、同法に基づく事務を行っています。

汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、平成21年4月24日に土壌汚染対策法が一部改正されました。改正内容は、土壌汚染の調査の機会の拡充や汚染状況に応じた対策措置、汚染土壌の処理・運搬等に関する規制、汚染土壌処理業の許可制度の新規導入等です。このうち、汚染土壌処理業の許可については、平成21年10月に施行され、これにあわせて、本市では、枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱を定め、汚染土壌処理業者への許可申請の前に事前協議を行うことや説明会の開催などの事前周知を求めています。

なお、平成22年4月1日からは、改正土壌汚染対策法が全面施行されています。

### 4. 路上喫煙の制限

近年、全国的に路上喫煙を制限する動きが広まっています。

本市においても、喫煙マナーの向上や喫煙者と非喫煙者との共存を図り、たばこのポイ捨てを防止するなど、環境美化に努めることで「住みたい、住み続けたい枚方」を実現するために、枚方市路上喫煙の制限に関する条例を施行しています。同条例では、市内の道路、公園、広場、河川等の公共の場所での歩きたばこを禁止し、特に利用者が多い枚方市駅と樟葉駅の各駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域とし、歩きたばこだけではなく、立ち止まっての喫煙も禁止しています。

### 5. 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の策定

本市では、平成15年3月に「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画」を策定し、市民・事業者との協働のもと、ごみ減量の取り組みを積極的に展開し、様々な施策に取り組んできました。

同計画の策定以降、上位計画である枚方市総合計画の改訂や国における循環型社会の形成をめざす関連法の改正並びにこれらの方針の促進のための制度の見直し等の様々な新しい動きがあり、これらを踏まえて、同計画の改訂に取り組み、枚方市廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申を経て、平成21年6月に「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を策定しました。なお、この新計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理基本計画としてだけでなく、さらに発展させた地域版の循環型社会形成をめざす計画として策定しています。

この新計画においては、焼却ごみ量を平成30年度までに8万3千トンまで減量することを、新たな「高水準減量目標」として設定し、目標の達成に向けて、次の4つの基本方向を定め、それらに基づく施策を実施していきます。

- ・発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取り組みの展開
- ・多くの市民が参加するリサイクルシステムの確立
- ・排出者責任の徹底と事業系ごみの減量を推進
- ・資源循環に配慮した収集体制や低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築

## 第2部

# 枚方市の環境行政

## 第2部・枚方市の環境行政

### 【1】環境基本条例と環境基本計画

#### 1. 環境基本条例

現在、私たちは地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題から河川の汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染などの身近な環境問題まで、様々な問題を抱えています。こうした問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの毎日の生活が大きな原因となっています。先人から受けついできた豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識し、毎日の生活の中でできることから取り組みを進め、環境の保全と創造を進めていかなければなりません。

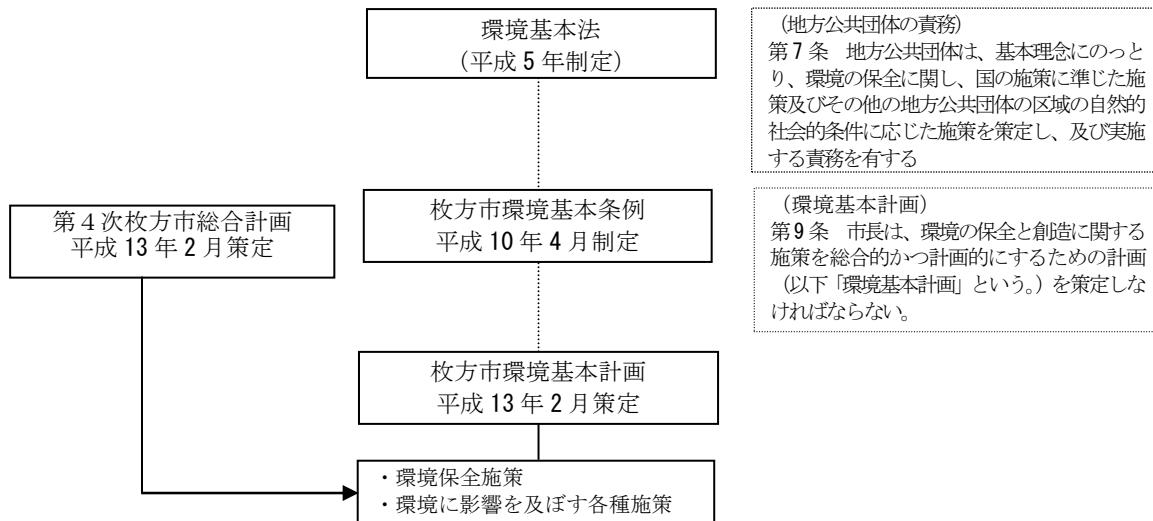
これらのことから、国は平成5年に環境保全の基本理念となる環境基本法を制定しました。その中で地方公共団体は基本理念にのっとり、環境保全に関し、施策を策定し実施する責務を有するとしています。本市では、環境基本法を受け、平成10年3月に枚方市環境基本条例を制定しました。同条例は、本市の環境についての基本的な考え方や取り組みの方向性を示しています。同条例に基づき、良好な環境を将来に引継ぎ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全・創造を総合的、計画的に行うため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場において、取り組みを進めていきます。同条例は、全26条及び附則からなっており、4つの基本理念、市民・事業者・市の負うべき責務、条例に基づく基本施策等、環境審議会の設置等を定めています。(P157 第7部・資料編(枚方市環境基本条例)参照)

#### 2. 環境基本計画

枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第9条に規定する環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための環境行政のマスタープランです。また、第4次枚方市総合計画を環境面において補完し、枚方市環境基本条例の前文に掲げている、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な「環境を思いやるまち枚方」の実現をめざす指針となるものです(図2-1-1参照)。

枚方市環境基本計画は、策定の趣旨や計画の期間を示す「環境基本計画の基本的事項」、市の望ましい環境像や計画の基本目標を示す「環境基本計画の目標」、望ましい環境像や基本目標の実現に向けた「環境施策の方向」、市民、事業者、市のパートナーシップでの取り組みを示す「すべての主体の参加」、計画を確実に推進するための体制や進行管理の仕組みを示す「計画の推進」の5つの章から構成されています。

図2-1-1 環境基本計画の位置付け



## (1) 望ましい環境像

枚方市環境基本計画では、枚方市環境基本条例の前文に掲げている「環境を思いやるまち枚方」の実現をめざすため環境政策の目標となる望ましい4つの環境像を設定しています。

### 【望ましい環境像1】良好な環境が確保され、これを将来の世代へと継承していくまち

すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐまち。

### 【望ましい環境像2】環境への負荷が少なく、持続的に発展していくまち

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動を見直し、環境への負荷をできる限り少なくした持続的発展が可能な社会に転換するための行動に取り組むまち。

### 【望ましい環境像3】多様な生態系と豊かな自然が保全されている人と自然が共生するまち

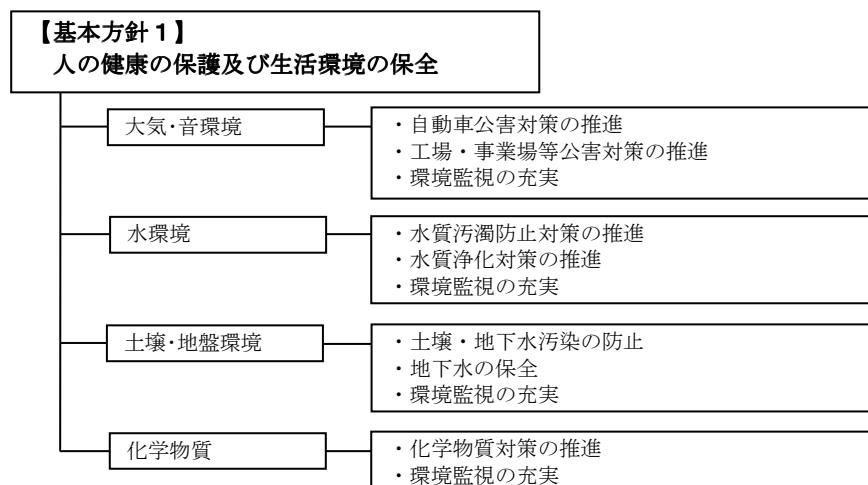
地域における多様な生態系及び自然環境に配慮した、人と自然とが豊かにふれあえるまち。

### 【望ましい環境像4】地球環境保全を積極的に推進するまち

市民、事業者、行政が地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、日常生活及び事業活動において地球温暖化の防止やオゾン層の保護などに向けた活動を積極的に推進するまち。

## (2) 基本方針に基づく施策の展開

枚方市環境基本計画では6つの基本方針を柱として、環境保全施策を展開しています。





### 3. 環境基本計画実施計画

枚方市環境基本計画実施計画は、枚方市環境基本計画に定める望ましい環境像の実現をめざすため、同基本計画に掲げられた施策体系に基づき、「望ましい環境像」である4つの理念と6つの基本方針を基に、15の環境分野と40の施策の方向、及びすべての主体の参加を促進する施策の方向体系により各編を構成し、3か年の計画期間中に重点的に推進する必要のある施策・事業をまとめた行政の行動計画となっています。

本市では、平成19年度から平成21年度までの次期3か年を計画期間にした、枚方市環境基本計画第3次実施計画を策定し、計画の適切な進行管理を行うために、施策の実施状況を把握・点検し、継続的に計画の推進を図ることを目的として、環境行政推進本部において、施策の実施状況を毎年取りまとめ、総合的な調整と進行管理を行っています。計画期間は平成19年度から21年度までの3か年としていますが、同第3次実施計画では、同基本計画の最終年度である平成22年度を含む実質4か年を進行管理していきます。

## 【2】環境保全のための組織

### 1. 審議会等

#### (1) 環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、環境基本法及び枚方市環境基本条例により、平成10年7月2日に設置されました。

平成22年3月31日現在、委員は21名です。

なお、平成21年度における審議状況は、表2-2-1のとおりです。

**表 2-2-1 平成 21 年度 枚方市環境審議会における審議状況**

| 開催年月日            | 審 議 の 内 容 等   |
|------------------|---|
| 平成 21 年 11 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策の概要について</li> <li>・平成 21 年版環境データ集について</li> <li>・枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱について</li> <li>・土壤汚染対策法の一部改正について</li> <li>・枚方市路上喫煙の制限に関する条例について</li> </ul> |

#### (2) 環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、環境影響評価に係る手続き等を適正かつ円滑に推進するため、市長の諮問に応じて、環境影響評価制度に関する重要事項等について、調査・審議するものです。

同審査会は、環境影響評価に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱した者で組織し、平成5年7月1日に設置されました。

平成22年3月31日現在、委員は14名です。

なお、平成21年度における審議状況は、表2-2-2のとおりです。

**表 2-2-2 平成 21 年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況**

| 開催年月日             | 審 議 の 内 容 等  |   |
|-------------------|--------------|---|
| 平成 21 年 11 月 27 日 | 全体会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市環境影響評価審査会の正副会長の選出について</li> <li>・(仮称) 枚方市楠葉中之芝土地区画整理事業に係る環境影響評価事前計画書について</li> <li>・大阪府環境影響評価条例の基づく「東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書」について</li> </ul> |
| 平成 21 年 12 月 21 日 | 自然・社会・文化環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府環境影響評価条例に基づく「東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書」に対する諮問の検討</li> </ul>   |
| 平成 21 年 12 月 25 日 | 公害部会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府環境影響評価条例に基づく「東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書」に対する諮問の検討</li> </ul>   |
| 平成 22 年 1 月 25 日  | 全体会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府環境影響評価条例の基づく「東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価方法書 検討結果（案）」について</li> </ul>  |

### (3) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に係る同意について審査するため、枚方市風俗営業等審査会設置条例の規定により、昭和49年4月1日に設置されました（平成10年4月1日に生活環境審議会から名称変更）。

平成22年3月31日現在、委員は8名です。

なお、平成21年度は、同審査会の開催はありませんでした。

### (4) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び枚方市廃棄物減量等推進審議会条例により平成6年10月1日に設置されました。

平成22年3月31日現在、委員は17名です。

なお、平成21年度における審議状況は、表2-2-3のとおりです。

表2-2-3 平成21年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況

| 開催年月日       | 審議の内容等   |
|-------------|--|
| 平成21年6月29日  | <ul style="list-style-type: none"><li>・生活排水処理基本計画の進捗報告について</li><li>・平成20年度ごみ処理実績の報告について</li></ul>  |
| 平成21年11月13日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・生活排水処理基本計画の改訂について</li><li>・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画におけるごみ減量施策の進捗状況（平成20年度実績）について</li><li>・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の新規及び重点施策の年次計画について</li></ul> |
| 平成22年1月19日  | <ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物会計基準の取り組みについて</li></ul>  |

## 2. 環境行政推進本部

本市では、省エネルギー・リサイクルを推進するなど、環境への負荷の低減に配慮する職場「エコオフィス」を実現するため、市長を本部長とする府内委員会として枚方市エコオフィス推進本部を平成12年1月に設置した後、平成13年2月に名称を環境管理推進本部と改称し、ISO14001や枚方市役所の地球温暖化防止についての取り組みの進行管理を行ってきました。環境管理推進本部は、平成16年12月に、環境基本計画に基づく施策の総合的な調整と進行管理を行う環境行政推進本部に統合しました。

以降、環境行政推進本部では、本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本条例の運用に関する事項、環境基本計画の推進及び改定に関する事項、府内における環境マネジメントシステムの構築等に関する事項、エコオフィスの推進に関する事項などについて、調査審議しています。

表2-2-4に平成21年度の開催状況を示します。

**表 2-2-4 平成 21 年度における環境行政推進本部の開催状況**

| 開催日              | 件 名  |
|------------------|--|
| 平成 21 年 4 月 3 日  | ・枚方市地球温暖化対策協議会の設立について  |
| 平成 21 年 6 月 12 日 | ・環境マネジメントシステムの見直しに関する情報について<br>・平成 21 年度からの環境目的の設定について<br>・環境管理マニュアル等の変更について<br>・平成 21 年度環境マネジメントシステムに関する取り組みスケジュールについて<br>・枚方市環境基本計画第 3 次実施計画（平成 20 年度）実施結果について<br>・「枚方市役所 CO <sub>2</sub> 削減プラン」の平成 20 年度の実績について<br>・グリーン購入実施工動計画の施行に基づく平成 20 年度の結果及び平成 21 年度の対象品目、目標達成率について |
| 平成 21 年 8 月 18 日 | ・平成 21 年度 ISO 14001 定期サーベイランス審査について<br>・環境管理マニュアル等の改定について  |
| 平成 22 年 2 月 19 日 | ・枚方市環境基本計画の改定について  |

### 3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁、交通問題など、環境や公害に関する共通する課題または地球環境の問題などへの対応については、国や大阪府と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

#### (1) 低炭素都市推進協議会

低炭素都市推進協議会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取り組みの全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取り組みを世界に発信することを目的に、平成20年12月に設立されました。

同協議会は、内閣官房が事務局を担い、各省庁、都道府県、市区町村、政府関係機関等で構成し、低炭素都市の実現に向けた取り組みの検討を行っています。

本市は平成20年度に加入し、平成21年度は、グリーン・エコノミーウーリンググループに参加しました。

#### (2) 環境自治体会議

環境自治体会議は、環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワークで、市町村長、議員、自治体職員等が、市民や研究者とともに、環境施策のあり方全般について討議、研究及び交流することを目的とし、平成 4 年に設立されました。

本市は平成 13 年に加入し、平成 21 年度は、5 月 27 日～29 日に岐阜県多治見市にて、「日本一“アツイ”まちからのメッセージ 地域のエネルギーが未来をつくる」をテーマに、開催されました。本市は、分科会（高気温対策）において、本市の暑気対策事業等について、話題提供をしました。

### (3) 大阪府フロン対策協議会

大阪府フロン対策協議会は、多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンの大気放出防止に資する啓発活動を行うとともに、フロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護及び地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

同協議会では、フロンの回収、処理を推進するための啓発事業を行っています。

### (4) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市（守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市）の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として設立されました。

平成21年度は、大阪府権限移譲候補事務、アスベスト対策、光化学スモッグへの対応、苦情処理事例研究等を議題として、定例会が9回開催されました。

### (5) 大阪府酸性雨調査連絡会（APS N-O S A K A）

大阪府酸性雨調査連絡会（APS N-O S A K A）は、ローカルな大気汚染問題と長距離越境汚染問題とを含む酸性雨について、大阪府域における状況を把握するため、大阪府及び本市を含む府下自治体により平成元年度に組織された連絡会で、調査研究が進められています。

### (6) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的としており、捕獲状況等の情報交換、普及啓発、安楽死措置等の事務を行っています。

平成21年度は本市で4頭、大阪府全体では762頭の捕獲がありました。

### (7) 近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議は、イタセンパラ保護増殖事業計画に関する機関相互の緊密な連絡と調整を図り、事業の円滑な推進に資することを目的としています。

同連絡会議は、定例会議として毎年一回開催し、事業実施機関における事業等の計画、実施状況、共通して持つべき情報の収集や提供の報告、調整を行っています。

平成21年度は、パンフレットやポスターを作成し、定例会議を5月29日に開催しました。

### 【3】環境影響評価

#### 1. 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

開発事業者が自ら環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境への影響をできるだけ回避・低減した事業の展開を促していく仕組みを環境影響評価制度といいます。

本市では、昭和62年3月30日の枚方市公害対策審議会（当時）からの答申を踏まえ、枚方市環境影響評価条例を平成4年12月21日に制定し、平成5年10月1日から施行しています。

本条例の手続きは、図2-3-1に示すとおりで、表2-3-2に示す14種類の事業を実施しようとする事業者は、事業の内容、環境影響評価の項目（表2-3-1参照）などを記載した事前計画書を作成し、市長に提出します。事業者は、事前計画書の内容に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書として市長に提出します。市長は、その内容について、住民の意見や環境影響評価審査会の答申を踏まえて検討して審査書を作成します。事業者は審査書の内容を踏まえて、評価書を作成します。

図2-3-1 環境影響評価条例の手続きフローチャート

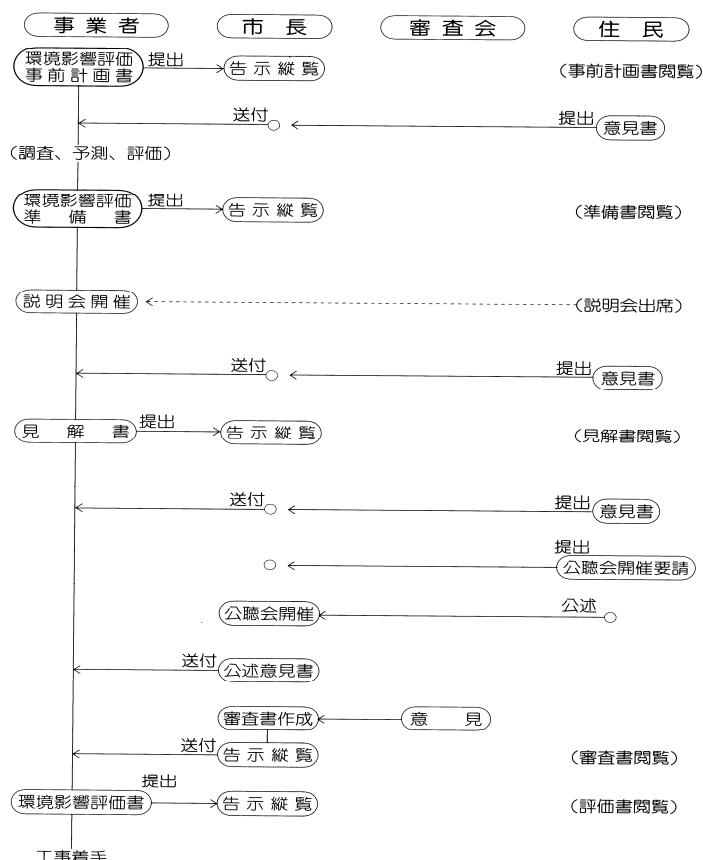


表2-3-1 環境影響評価項目

| 公<br>害  | 自然<br>環<br>境 | 社会・文化環境 |
|---------|--------------|---------|
| 大気汚染    | 動植物          | 廃棄物     |
| 水質汚濁    | 緑の量          | 日照阻害    |
| 騒音      |              | 電波障害    |
| 振動      |              | 風景      |
| 低周波空気振動 |              | 安全性     |
| 悪臭      |              | コミュニティ  |
| 土壤汚染    |              | 歴史的環境   |
| 地盤沈下    |              |         |

表 2-3-2 環境影響評価条例対象事業

| 種類                   | 要件   |
|----------------------|--|
| 1. 道路の建設             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の新設または車線数の増加を伴う改築で、新設または改築後の車線数が4以上で、その区間の延長が1km以上のもの</li> <li>・高速自動車国道及び自動車専用道路の新設または改築</li> </ul>  |
| 2. 鉄道、軌道またはモノレールの建設  | 鉄道、軌道またはモノレールの新設または改良（改良にあっては、線路の増設または道路との連続立体交差化に係るものに限る。）  |
| 3. ヘリポートの建設          | 陸上ヘリポートの新設または改良（改良にあたっては、滑走路の新設、延長または位置の変更に限る。）  |
| 4. 廃棄物処理施設の建設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理能力が 100 トン/日以上のごみ処理施設の新設または増設</li> <li>・処理能力が 50kL/日以上のし尿処理施設（し尿浄化槽を除く）の新設または増設</li> <li>・敷地面積が 9,000m<sup>2</sup>以上または建築面積が 3,000m<sup>2</sup>以上の産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の新設または増設</li> <li>・埋立面積が 1ha以上的一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の新設または増設</li> </ul> |
| 5. 終末処理場の建設          | 計画処理水量が 30,000m <sup>3</sup> /日以上の終末処理場の新設   |
| 6. 工場または事業場の建設       | <p>工場または事業場の新設または増設で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積が 9,000m<sup>2</sup>以上または建築面積が 3,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>・最大乾き排出ガス量が、40,000Nm<sup>3</sup>/時以上のもの</li> <li>・公共用水域への最大排出水量が 1,000m<sup>3</sup>/日以上のもの</li> </ul>  |
| 7. 住宅団地の建設           | 施行区域の面積が 3ha以上のもの  |
| 8. 土地区画整理事業          | 施行区域の面積が 3ha以上のもの  |
| 9. 市街地再開発事業          | 施行区域の面積が 3ha以上のもの  |
| 10. 池の埋立て            | 埋立面積が 3ha以上のもの   |
| 11. 樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 樹林の伐採等の面積が 3ha以上のもの  |
| 12. 都市公園の設置          | 施行区域の面積が 3ha以上のもの  |
| 13. 開発行為を伴う事業        | 施行区域の面積が 3ha以上のもの  |
| 14. その他の事業           | 対象事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの   |

## 2. 環境影響評価制度の運用状況

平成21年度に枚方市環境影響評価条例に基づく手続きが実施された事業は、(仮称) 枚方楠葉中之芝土地区画整理事業（表2-3-3参照）、本条例に基づく受理状況は表2-3-4のとおりです（表2-3-5参照）。

表 2-3-3 平成 21 年度に手続きを行った事業の概要

|                  |                        |                   |
|------------------|------------------------|-------------------|
| 事業の名称            | (仮称) 枚方楠葉中之芝土地区画整理事業   |                   |
| 事業の種類            | 土地区画整理事業               |                   |
| 事業計画地            | 枚方市楠葉中之芝 2 丁目地区の一部     |                   |
| 事業の規模            | 約 88,700m <sup>2</sup> |                   |
| 各図書<br>縦覧<br>開始日 | 計画書                    | 平成 21 年 10 月 29 日 |
|                  | 準備書                    | 未 (注)             |
|                  | 評価書                    | 未 (注)             |

(注) 平成 22 年 3 月 31 日現在

表 2-3-4 環境影響評価条例に基づく受理状況

| 種別               | 年度 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17  | 18  | 19 | 20 | 21 |
|------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| 環境影響評価事前計画書（計画書） | ①  | —  | ②  | —  | ③  | —  | ④、⑤ | —   | —  | —  | ⑥  |
| 環境影響評価準備書（準備書）   | ①  | —  | ②  | —  | ③  | —  | —   | ④、⑤ | —  | —  | —  |
| 環境影響評価書（評価書）     | —  | ①  | —  | ②  | —  | ③  | —   | ④   | ⑤  | —  | —  |

- ①関西医科大学枚方新病院及び新学舎建設事業  
 ②（仮称）都市計画公園車塚公園の設置及び（仮称）北片鉢町地区土地区画整理事業  
 ③（仮称）藤阪天神町住宅団地造成事業  
 ④（仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業  
 ⑤枚方市津田南土地区画整理事業  
 ⑥（仮称）枚方楠葉中之芝土地区画整理事業

表 2-3-5 これまでに手続きを行った事業

| 事業の名称                                 | 事業の種類                     | 事業計画地                  | 事業の規模                    | 評価書縦覧開始日          |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------|
| 農地開発事業穂谷地区                            | 樹林の伐採等を伴う土地形質の変更          | 枚方市大字穂谷 2 3 1 他        | 約 470,000m <sup>2</sup>  | 未（注）              |
| 枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設事業               | 廃棄物処理施設の建設                | 枚方市大字尊延寺               | 約 80,600m <sup>2</sup>   | 平成 8 年 8 月 27 日   |
| 尊延寺地区開発事業                             | 開発行為を伴う事業                 | 枚方市大字尊延寺 8 6 9 、他      | 128,753.59m <sup>2</sup> | 平成 8 年 11 月 14 日  |
| ダイエー枚方店（仮称）建設事業                       | 開発行為を伴う事業                 | 枚方市北山 1 丁目             | 82,405.55m <sup>2</sup>  | 未（注）              |
| 関西外国语大学新学舎建設事業                        | 開発行為を伴う事業                 | 枚方市上野 3 丁目、他           | 184,274m <sup>2</sup>    | 平成 13 年 3 月 1 日   |
| 関西医科大学枚方新病院及び新学舎建設事業                  | 開発行為を伴う事業                 | 枚方市新町 2 丁目 3 0 0 - 1   | 61,110.74m <sup>2</sup>  | 平成 13 年 10 月 17 日 |
| （仮称）都市計画公園車塚公園の設置及び（仮称）北片鉢町地区土地区画整理事業 | 土地区画整理事業及び都市公園の設置         | 枚方市北片鉢町、他              | 64,800m <sup>2</sup>     | 平成 15 年 12 月 15 日 |
| （仮称）枚方市藤阪天神町住宅団地造成事業                  | 住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 枚方市大字津田 4 6 2 0 番 5 、他 | 82,242.79m <sup>2</sup>  | 平成 17 年 5 月 25 日  |
| （仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業                   | 住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更 | 枚方市長尾荒阪 2 丁目、他         | 255,787.44m <sup>2</sup> | 平成 19 年 9 月 27 日  |
| 枚方市津田南土地区画整理事業                        | 土地区画整理事業及び住宅団地の建設         | 枚方市津田南町 2 丁目、他         | 52,100.00m <sup>2</sup>  | 平成 20 年 8 月 6 日   |
| （仮称）枚方楠葉中之芝土地区画整理事業                   | 土地区画整理事業                  | 枚方市楠葉中之芝 2 丁目地区の一部     | 約 88,700m <sup>2</sup>   | 未（注）              |

（注）平成 22 年 3 月 31 日現在

## 【4】公害防止制度

### 1. 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例（以下「市条例」）は、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法などの公害関係の法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機の能力等や一定の要件を満たす工場及び事業場（以下「工場等」）について、その設置を許可制としている点が特徴であり、施設等の変更についても軽微なものを除き、許可制としています。

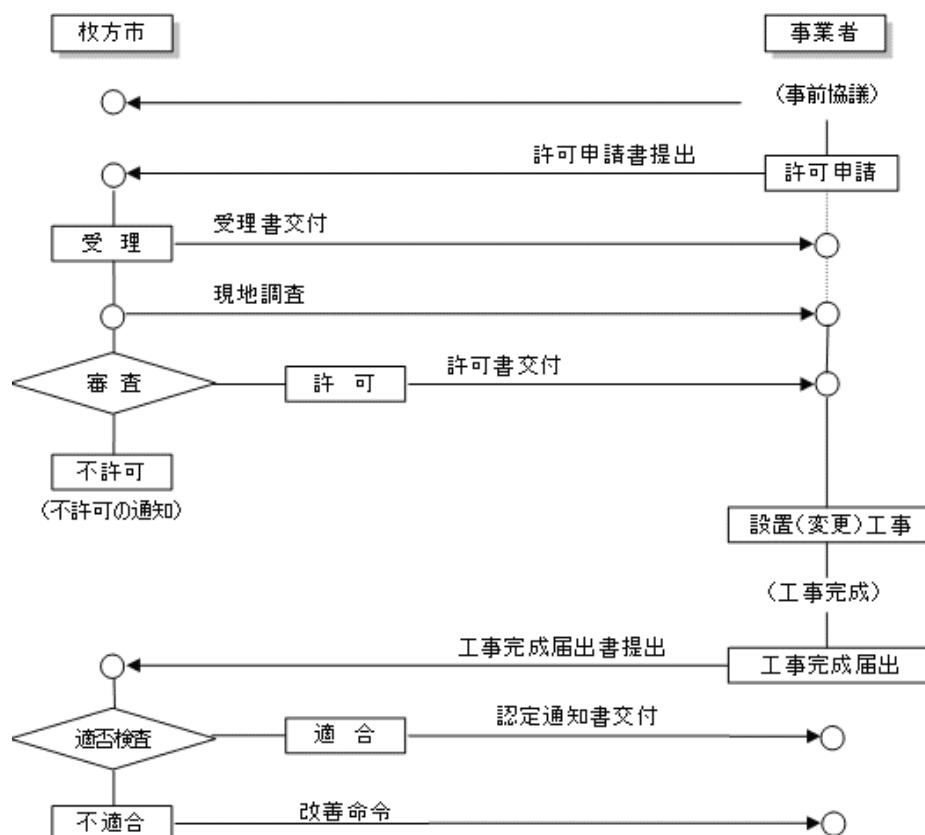
また、地盤沈下の防止を目的として、地下水の採取のための揚水施設の設置についても許可制を取り入れるなど、独自の規制措置を盛り込んでいます。

設置または変更の許可申請に当たっては、市条例及び他の公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺の生活環境に配慮し、公害の未然防止を図ることを基本方針としています。許可後、工場等の設置者は、工場等の設置または変更の工事が完成したときに、工事完成届出書を提出し、本市が適否検査を行うことによって、公害の発生防止が図られていることを確認しています。

市条例の許可申請の流れを図 2-4-1 に示します。

なお、平成21年度の工場等の設置許可件数は11件、変更許可件数は68件で、揚水施設設置許可件数は0件でした。

図 2-4-1 枚方市公害防止条例に基づく許可申請の流れ



## 2. 公害防止協定

公害防止協定は、市条例第15条の規定に基づき、生活環境の保全を図るために必要とする事業者と締結しています。この協定は本市と事業者とが直接締結することを基本としていますが、本市と工業団地に加盟する複数の事業者が1つの協定を締結しているものもあります。

平成22年3月31日現在、本市と公害防止協定を締結している工場等は42社です。平成21年度は、新たに1社と公害防止協定を締結しました。

## 3. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定規模以上の施設を設置する特定工場における公害防止組織の整備を図ることにより、特定工場からの公害の発生を未然に防ぐことを目的として作られた制度です。

特定工場では公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任し、届け出なければならず、公害防止統括者等は、公害の発生を未然に防ぐための措置の実施等を行わなければなりません。

## 第3部

# 平成21年度の環境の現況

第1章 自然環境

第2章 大気・音環境

第3章 水環境

第4章 土壌・地盤環境

第5章 化学物質

第6章 公害苦情

第7章 廃棄物

## 第3部・平成21年度の環境の現況

### 第1章 自然環境

#### 1. 自然環境の概観

本市の自然を概観すると、多くの自然が残る東部丘陵地と淀川、これに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫くように3本の河川（船橋川、穂谷川、天野川）が流れ、緑地も点在しています。東部地域のまとまった里山樹林域と西部の淀川河川敷の河畔林という緑地のネットワークの核となる樹林域を保全し、また東西の核となる樹林域を緑地のネットワークで連結し、東西の山と川の交流を図ることが、本市域の生物多様性の向上にとって重要な視点の一つといえます。

本市の地形（図3-1-1参照）は、100m以上を有し急斜面の多い東部の生駒山地延長部（地形区分Ⅰ）、それに連なる標高50m以上100m未満の山麓部（地形区分Ⅱ）、標高20m以上50m未満の市域中央の沖積層丘陵（地形区分Ⅲ）、さらに標高20m未満の淀川低地の沖積平野（地形区分Ⅳ）の4つに区分できます。



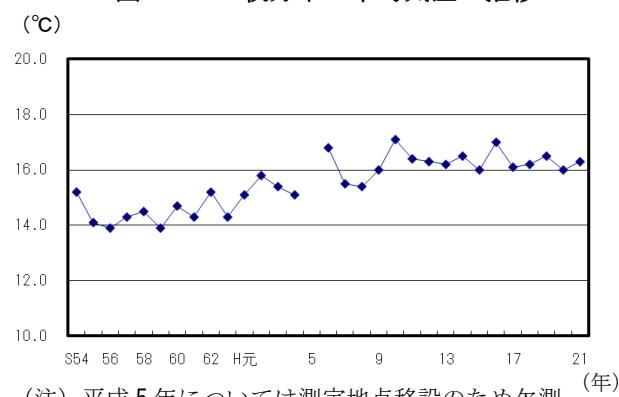
図3-1-1 枚方市の地形

#### 2. 気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懷となるところから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な気候となっています。

平成21年の気温は、平均16.3°C、最高36.5°C、最低-1.9°Cです（図3-1-2、表3-1-1参照）。

図3-1-2 枚方市の平均気温の推移



(注) 平成5年については測定地点移設のため欠測。

表3-1-1 枚方地域気象観測所（アメダス）における気象データの経年変化

|       | 気温 (°C) |      |      | 降水量<br>(mm) | 風速 (m/sec) |     | 日照時間<br>(h) |
|-------|---------|------|------|-------------|------------|-----|-------------|
|       | 平均      | 最高   | 最低   |             | 平均         | 最大  |             |
| 平成12年 | 16.3    | 38.2 | -2.8 | 1279.0      | 1.7        | 6.0 | 1733.5      |
| 13    | 16.2    | 38.3 | -2.9 | 1062.0      | 1.7        | 8.0 | 1834.6      |
| 14    | 16.5    | 38.2 | -2.2 | 922.0       | 1.7        | 7.0 | 1778.9      |
| 15    | 16.0    | 35.6 | -3.8 | 1636.0      | 1.6        | 7.0 | 1516.4      |
| 16    | 17.0    | 36.6 | -3.0 | 1494.0      | 1.5        | 9.0 | 1874.9      |
| 17    | 16.1    | 36.5 | -2.9 | 786.0       | 1.4        | 6.0 | 1667.3      |
| 18    | 16.2    | 38.4 | -2.8 | 1455.0      | 1.6        | 8.0 | 1480.5      |
| 19    | 16.5    | 38.5 | -1.1 | 1141.0      | 1.5        | 7.0 | 1997.0      |
| 20    | 16.0    | 36.1 | -2.1 | 1376.0      | 1.4        | 7.0 | 1897.6      |
| 21    | 16.3    | 36.5 | -1.9 | 1262.0      | 1.5        | 7.0 | 1896.2      |

### 3. 自然環境の特徴

#### （1）里山

農的な活動による、ため池、農耕地、森林などのさまざまな環境が合わさって、人間と自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田などのため池、農耕地、森林などのさまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカやサシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。しかし、農をめぐるさまざまな状況の変化から、里山の自然を維持していくことが困難にあることから、里山は全国的に失われつつあり、大阪の代表的な里山であるこの地域も例外ではありません。

穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成18年度から専門家、NPO、ボランティアの市民によって調査が行われています。

#### （2）水辺地

##### ① 淀川

本市西部を流れる淀川は古来より治水・利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。なかでもワンド群の重要性が認識され、本市では楠葉地区や牧野地区が、国土交通省によりワンドの保全、再生整備が図られています。

また、楠葉付近は重要性の高い原野の植物（大規模な氾濫原を特徴づける植物）が豊富な地区としてあげられます。なかでも、楠葉北部や船橋川河口付近等ではややまとまったヨシ原がみられ、カヤネズミやオオヨシキリが確認できます。対岸の鶴殿（高槻市）のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっていて、大阪府により鳥獣保護区に指定されています。しかし、その一方で、かつて淀川にあった植物の多くは、水域と陸域を隔離するような河川改修や都市公園的な整備によって失われています。

## ② 市内河川

市内の河川では、相次ぐ河川改修によって流路の直線化やコンクリート護岸化が進み、河川がもつ本来の自然は失われつつあります。船橋川、穂谷川、天野川も個性を失い、似たような川となって、そこにすむ生物相も単純化しています。さらに水質汚濁も生物に影響を与えていると思われます。しかし、河床の状況など環境選択性が厳しいヨシノボリ類や、水質汚濁に弱いモクズガニが確認されるなど、回復の可能性があります。

## ③ ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間にさまざまな水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

里山に残る小さなため池は、多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

しかし、市街地では、住宅や公共用地の不足から埋め立てられるケースがみられます。さらに近年のルアーフィッシングの影響でブラックバスやブルーギルが里山のため池でも確認されていることから、在来種などの生息が危ぶまれています。

## (3) 農地

かつて水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していました。一時期、強い農薬の使用によって、生物の多様性が失われましたが、回復の傾向にあります。水田や畠と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となり得ます。しかし、本市においては宅地化などにより減少しています。

## (4) 市街地の孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内の孤立林としては、比較的大面積の樹林地をもつ山田池公園をはじめ、小面積かつ帯状の斜面樹林、点在する社寺林など面積 $200m^2$ 以上の孤立林が多く存在します。また、東部地域における住宅開発や道路によって分断、細分化された孤立林は里山に由来する多様な生物が生息しています。しかし、面積の縮小や孤立化によって環境変化が予想されます。

## (5) 保存樹木

平成21年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市保存樹木は表3-1-2及び図3-1-3のとおりです。

**表3-1-2 枚方市保存樹木**

| 保存樹木指定番号 | 種名      | 位置(所在地)         | 所有 |
|----------|---------|-----------------|----|
| 1        | クスノキ    | 楠葉中之芝<br>(久親恩寺) | 民間 |
| 2        | クスノキ    | 町楠葉             | 民間 |
| 6        | ケヤキ     | 积尊寺町            | 民間 |
| 8        | イチョウ    | 穂谷(長伝寺)         | 民間 |
| 9        | クロガネモチ  | 北中振             | 民間 |
| 10       | カイヅカイブキ | 藤阪元町            | 民間 |
| 11       | クスノキ    | 長尾元町<br>(称念寺)   | 民間 |
| 12       | クスノキ    |                 |    |
| 13       | クスノキ    |                 |    |
| 14       | カヤ      | 田口              | 民間 |
| 16       | クスノキ    | 出口(光善寺)         | 民間 |
| 17       | クスノキ    | 春日元町<br>(春日神社)  | 民間 |
| 18       | クスノキ    | 片鉢本町<br>(杉ヶ本神社) | 民間 |

(注) 欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

**図3-1-3 枚方市保存樹木位置図**



(平成16年度撮影、18クスノキは平成20年度撮影)



1 クスノキ



2 クスノキ



6 ケヤキ



8 イチョウ



9 クロガネモチ



10 カイヅカイブキ



11 クスノキ



12 クスノキ



13 クスノキ



14 カヤ



16 クスノキ



17 クスノキ



18 クスノキ

## (6) 緑被率の変化

本市の緑被面積・緑被率を表3-1-3に示します。平成19年の緑被面積は2066.9ha、緑被率は31.8%で、平成12年から減少していました（表3-1-4参照）。

低下の主な要因としては雑木林、農耕地、草地の減少であり、各種開発によりこれらの緑被が低下したものと推察されます。

また、竹林は経年的に増加傾向にあり、近年、管理の粗放化による周辺樹林への地下茎の旺盛な繁殖で、分布面積を拡大していると推察されます。

**表 3-1-3 緑被面積・緑被率の経年変化**

| 調査年    | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) |
|--------|-----------|---------|
| 平成 2 年 | 1964.4    | 30.5    |
| 12     | 2161.3    | 33.5    |
| 19     | 2066.9    | 31.8    |

**表 3-1-4 緑被別面積の変化**

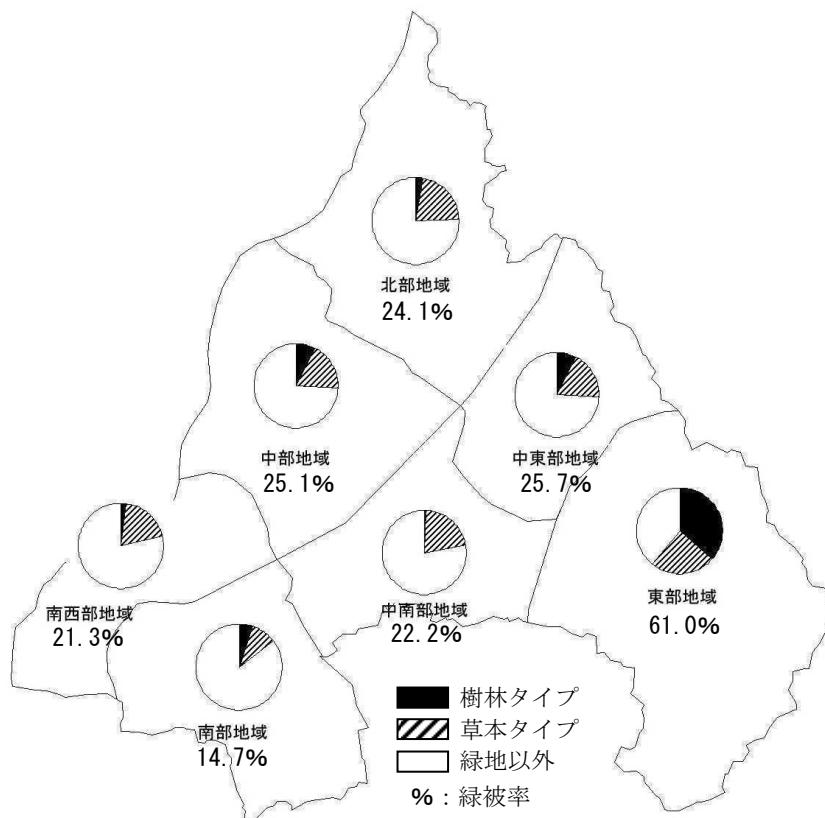
|     | 平成 2 年 | 平成 12 年 | 平成 19 年 |
|-----|--------|---------|---------|
| 雑木林 | 570.8  | 495.2   | 461.65  |
| 竹林  | 167.03 | 221.9   | 224.82  |
| 植林  | 63.25  | 51.79   | 54.06   |
| 園地  | 68.3   | 63.45   | 114.49  |
| 農耕地 | 878.45 | 783.07  | 701.77  |
| 草地  | 221.55 | 545.91  | 510.11  |

地域別の緑被状況として、枚方市都市計画マスタープランにおいて7区分された各地域（北部地域、中部地域、南西部地域、中東部地域、中南部地域、南部地域、東部地域）ごとの緑被率と植生タイプ別（草本タイプ、樹林タイプ）の内訳を図3-1-4に示します。

地域別の緑被の特徴は次のとおりです。

- ・東部地区は緑被地が6割に達するが他の地域は3割に満たない。
- ・中東部地区、南部地区は樹林タイプが比較的多いが、これは大きな孤立林である山田池公園や桜木台（東中振、香里園桜木町周辺）が位置することによる。
- ・中部地域も樹林タイプが比較的多いが、これは淀川のヤナギ林が寄与している。

図3-1-4 地域別緑被状況図



樹林タイプ：コジイ林・アラカシ林・ヤナギ林・コナラ林・アカマツ林・植林・ニセアカシア林・竹林

草本タイプ：高茎草本・低茎草本・芝草地・伐採跡地・園地型植栽・水田・畑

緑地以外：造成直後の裸地・水域・その他宅地等市街地

#### 4. 特に重要な地域と今後の課題

##### (1) 重要な地域と課題

本市において、生物多様性の観点から重要な地域として、穂谷・尊延寺地区の里山と淀川河川敷があげられます。里山は水田（棚田）、草地、樹林地、ため池などの複合的な環境であり、淀川河川敷は、淀川水系の豊かな淡水魚類相を育むワンド、陸域と水域の中間に位置する移行帶（原野の環境）として大阪府レベルで残すべき自然です。

次に、重要な2つの地域（里山と淀川）を結び、生物的な回廊を形成する市内の河川（船橋川、穂谷川、天野川）があげられますが、現状において高い質を有しているものではなく、水質の改善、河畔植生の創出、緑道の整備などにより連続的な水と緑のネットワークを形成することが望れます。また、市内の水系環境として河川とともに重要なのが、ため池、水田、農業水路です。いずれも農業とのかかわりのなかで維持・管理されているので、農的環境の保全が課題となります。

ため池は、平地部の大きなものから、穂谷・尊延寺地区などに見られる小さなため池まで様々な形態が見られますが、それぞれ生物にとって重要な意味のある環境です。

都市化が進む一方で、自然に対する市民意識は高まりつつあります。人と自然が共生する豊かなまちづくりのために必要なのは、今ある緑を貴重なものとして保全するとともに、孤立化した緑を相互につないで、地域全体として有機的なつながりをもった緑のネットワークのシステムを作ることです。

エコロジカルネットワーク形成の視点からは、上記に加えて孤立林があげられます。孤立林は、生産林としての必要性を失ってしまった自然であり、社寺林や保存樹林、公園として担保された樹林以外は存在価値の低い自然として開発の対象となりやすいのですが、市域全体の環境の向上や身近に自然とふれあえる場として重要であるため、担保性を高め、維持・管理していくことが課題です。

課題解決にあたっては、今後、市域全体の環境を向上するための様々な計画の実現が望されます。その内容は、緑の基本計画等にも示されているもので、樹林地、農地、水辺の保全と活用、各種の都市公園、学校ビオトープ、市民農園、屋上緑化、街路樹、工場緑化といった緑の創出が望れます。豊かな緑のネットワークが形成されれば、同時にヒートアイランドなど都市特有の気候の緩和、大気の浄化、温室効果ガスの吸収、地下水の涵養など都市環境の改善や、火災時の延焼防止帯や避難路としての防災機能など多面的な効用も確保できます。

##### ① 枚方鳥獣保護区

第二京阪道路以東の地域約1,080ha（枚方市里山保全基本計画の対象地域と同一）が大阪府によって「枚方鳥獣保護区」に指定されました。期間は平成20年11月1日～平成30年10月31日（更新可能）です。鳥獣保護区では、狩猟期間であっても狩猟が禁じられますが、鳥獣により農林業や生活環境に被害が発生した場合は、有害鳥獣の捕獲が許可される場合があります。そのほか市内では、淀川とその堤防の区域を「淀川鳥獣保護区」として、また市域で鳥獣保護区に指定されていない区域を「枚方特定獣具使用禁止区域」に指定されています。

特定獣具使用禁止区域指定区域では銃による野生鳥獣の捕獲はできませんが、鳥獣保護区指定区域では網やわなによる捕獲もできません。

## (2) 緑地のネットワークによる生物多様性の向上

本市は東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺というまとまった里山樹林域が分布し、一方で西部には淀川河川敷の河畔林が配置し、東西両側に核となる樹林域が存在しています。これらそれぞれの核となる地域の保全、特に公的な担保がない東部地域の保全は今後の重要な課題です。同時に、それらの間に住宅地等の都市域が集中しており、東西の核となる樹林域をいかに緑地のネットワークで連結し、東西の山と川の交流を図っていくかという点についても、本市の市域全体の生物多様性の向上にとって重要な課題です（図3-1-5参照）。

図3-1-5 緑地のネットワークによる生物多様性の向上の概念図



（注）資料：枚方ふるさといきもの調査報告書（平成20年3月）

第2章 大気・音環境

## 1. 大気環境の現況

大気汚染は、工場または事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から大気中に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の汚染物質が排出されることによって起こります。

これらの大気汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼします。このため、人の健康を確保するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められており、これを達成し、維持するために、固定発生源の排出規制や移動発生源対策など種々の規制を行うとともに大気環境の状況の把握を行っています。

大気環境については、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」）3か所、自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）3か所で常時監視を行っています（図3-2-1参照）。

平成21年度は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質（短期的評価）及び光化学オキシダントは、すべての測定期で環境基準を達成できませんでした（表3-2-1参照）。

図 3-2-1 大気汚染常時監視測定期位置図

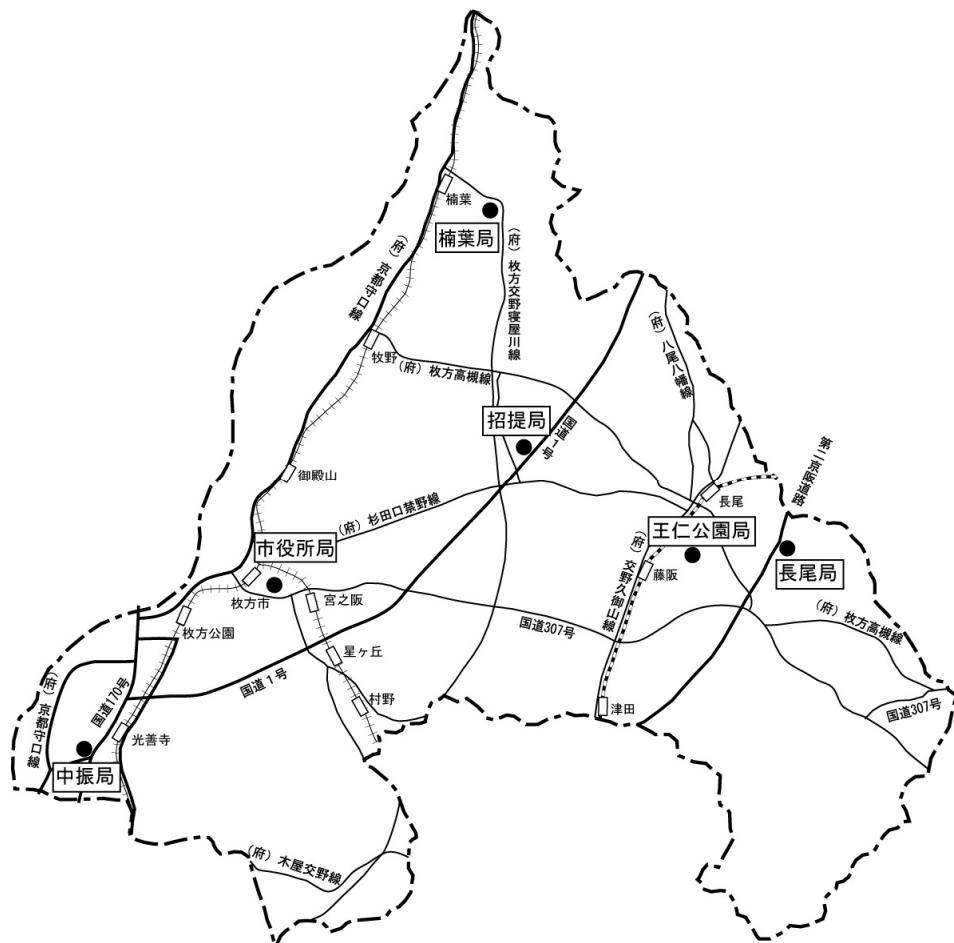


表3-2-1 平成21年度大気汚染環境基準達成状況

| 測定項目 |       | 二酸化窒素<br>(ppm)    | 浮遊粒子状物質<br>(mg/m <sup>3</sup> ) | 光化学オキシダント<br>(ppm) | 二酸化硫黄<br>(ppm)    |                  | 一酸化炭素<br>(ppm)    |                  |                   |
|------|-------|-------------------|---------------------------------|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 測定局  |       | 長期的評価<br>(年間98%値) | 長期的評価<br>(2%除外値)                | 短期的評価<br>(最高1時間値)  | 短期的評価<br>(最高1時間値) | 長期的評価<br>(2%除外値) | 短期的評価<br>(最高1時間値) | 長期的評価<br>(2%除外値) | 短期的評価<br>(8時間平均値) |
| 環境基準 |       | 0.04~0.06以下       | 0.10以下                          | 0.20以下             | 0.06以下            | 0.04以下           | 0.1以下             | 10以下             | 20以下              |
| 一般局  | 楠葉    | ○<br>(0.037)      | ○<br>(0.046)                    | ×                  | ×                 | —                | —                 | —                | —                 |
|      | 枚方市役所 | ○<br>(0.038)      | ○<br>(0.045)                    | ×                  | ×                 | ○<br>(0.002)     | ○<br>(0.013)      | —                | —                 |
|      | 王仁公園  | ○<br>(0.030)      | ○<br>(0.047)                    | ×                  | ×                 | ○<br>(0.002)     | ○<br>(0.011)      | —                | —                 |
| 自排局  | 招提    | ○<br>(0.044)      | ○<br>(0.044)                    | ×                  | —                 | —                | —                 | —                | —                 |
|      | 中振    | ○<br>(0.052)      | ○<br>(0.053)                    | ×                  | —                 | ○<br>(0.008)     | ○<br>(0.017)      | ○<br>(1.0)       | ○<br>(2.2)        |
|      | 長尾    | ○<br>(0.030)      | ○<br>(0.051)                    | ×                  | —                 | —                | —                 | —                | —                 |

(注) ○: 環境基準を達成した項目 ×: 環境基準が達成されなかつた項目 −: 測定していない項目

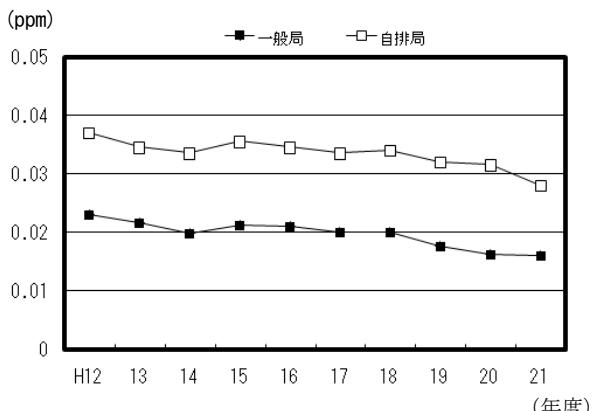
### (1) 二酸化窒素

二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の主要な成分で、主に物の燃焼により発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成21年度は、一般局3局及び自排局3局で測定し、すべての測定局で環境基準を達成しています。

また、年平均値は、一般局及び自排局とともに微減傾向で推移しています(図3-2-2参照)。

図3-2-2 二酸化窒素濃度の経年変化



(注) 自排局の数値は招提局と中振局の平均です

## (2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の大气中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場から発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされ、これらは、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすといわれています。

平成21年度は、一般局3局及び自排局3局で測定し、すべての測定局で、長期的評価は環境基準を達成しています。しかし、短期的評価は平成22年3月21日に全国的に黄砂が観測された影響で、すべての測定局において、1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間が約7時間あり、環境基準が達成できませんでした。

一方、年平均値は、一般局及び自排局ともに減少傾向で推移しています（図3-2-3参照）。

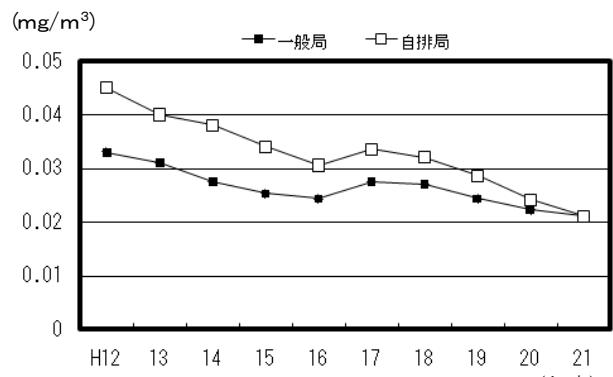
## (3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となっています。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへ刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物へも影響を与えることがあります。

光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況は、全国的にも極めて低く、平成21年度は、本市においても一般局の3局すべてで達成できませんでした。

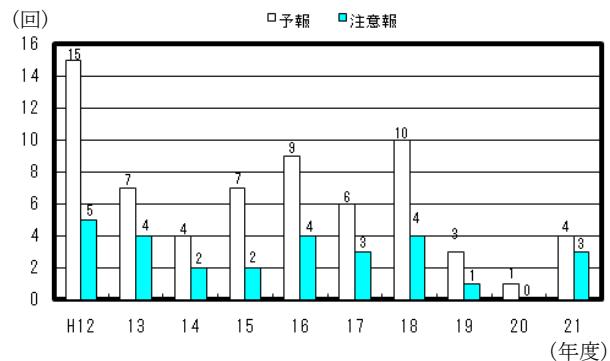
なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められるときは、大阪府が光化学スモッグ情報を発令しています。平成21年度の本市区を含む北大阪地域での光化学スモッグ情報発令回数は、図3-2-4に示すとおり予報4回、注意報3回で、平成20年度より増加しています。

図3-2-3 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



（注）自排局の数値は招提局と中振局の平均です

図3-2-4 光化学スモッグ情報発令回数の推移



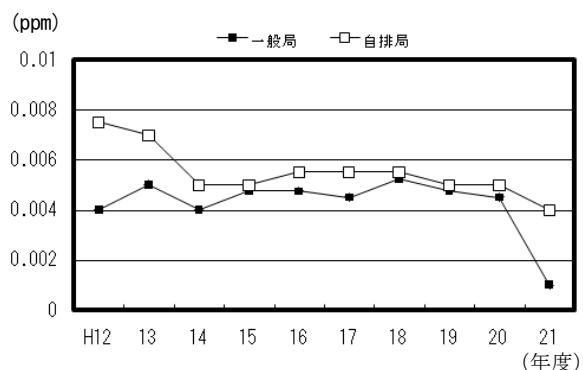
#### (4) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む石油や石炭などの燃料を燃焼することにより発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成21年度は、一般局2局及び自排局1局で測定し、すべての測定局で長期的評価及び短期的評価とともに環境基準を達成しています。

また、年平均値は、非常に低い水準で推移しています（図3-2-5参照）。

図3-2-5 二酸化硫黄濃度の経年変化



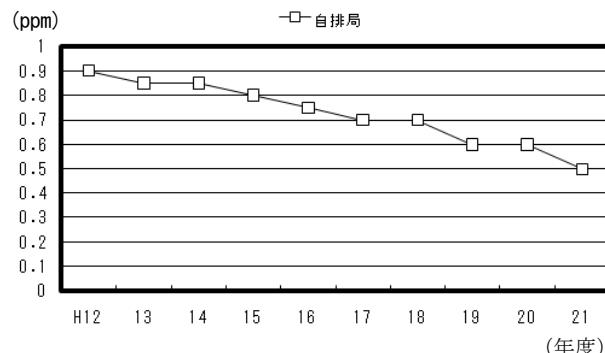
#### (5) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の燃焼時における不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっており、体内の酸素循環を阻害するといわれています。

平成21年度は、自排局1局で測定し、環境基準を達成しています。

また、年平均値は、非常に低い水準で推移しています（図3-2-6参照）。

図3-2-6 一酸化炭素濃度の経年変化



## 2. 騒音・振動の現況

道路に面する地域28地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、平成21年度は、道路に面する地域10地点及び一般地域8地点で、環境騒音モニタリング調査等を実施しました。

道路に面する地域における面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは22,490戸（87.9%）、昼間のみ達成は1,726戸（6.7%）、夜間のみ達成は37戸（0.1%）で、1,319戸（5.2%）については、昼夜ともに環境基準を超過していました（表3-2-2参照）。

なお、道路に面する地域において、同時に道路交通振動についても調査したところ、振動レベルは30～50dBでした。

また、一般地域における騒音レベルは、表3-2-3に示すとおり、全ての地点で環境基準を達成しました。

**表 3-2-2 道路に面する地域の環境基準達成状況**

| 道路の種別 | 評価区間延長(Km) | 評価区間(区間) | 評価対象住居等戸数         | 昼夜とも基準値満足          | 昼間のみ基準値満足        | 夜間のみ基準値満足     | 昼夜とも基準値超過        |
|-------|------------|----------|-------------------|--------------------|------------------|---------------|------------------|
| 一般国道  | 24.2       | 10       | 4,776戸<br>(100%)  | 3,352戸<br>(70.2%)  | 707戸<br>(14.8%)  | 33戸<br>(0.7%) | 684戸<br>(14.3%)  |
| 府道    | 53.7       | 18       | 20,796戸<br>(100%) | 19,138戸<br>(92.0%) | 1,019戸<br>(4.9%) | 4戸<br>(0.0%)  | 635戸<br>(3.1%)   |
| 全 体   | 77.9       | 28       | 25,572戸<br>(100%) | 22,490戸<br>(87.9%) | 1,726戸<br>(6.7%) | 37戸<br>(0.1%) | 1,319戸<br>(5.2%) |

（注）昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までをいいます。

**表 3-2-3 一般地域の環境基準達成状況**

| 地域の区分                            | 地点数 | 昼 間  |         |              | 夜 間  |         |              |
|----------------------------------|-----|------|---------|--------------|------|---------|--------------|
|                                  |     | 環境基準 | 測定値     | 適合地点数(適合率%)  | 環境基準 | 測定値     | 適合地点数(適合率%)  |
| A地域<br>専ら住居の用に供される地域             | 12  | 55dB | 39～47dB | 12<br>(100%) | 45dB | 32～39dB | 12<br>(100%) |
| B地域<br>主として住居の用に供される地域           | 6   | 55dB | 44～46dB | 6<br>(100%)  | 45dB | 35～45dB | 6<br>(100%)  |
| C地域<br>相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 6   | 60dB | 41～50dB | 6<br>(100%)  | 50dB | 39～45dB | 6<br>(100%)  |
| 全 地 域                            | 24  | —    | 39～50dB | 24<br>(100%) | —    | 32～45dB | 24<br>(100%) |

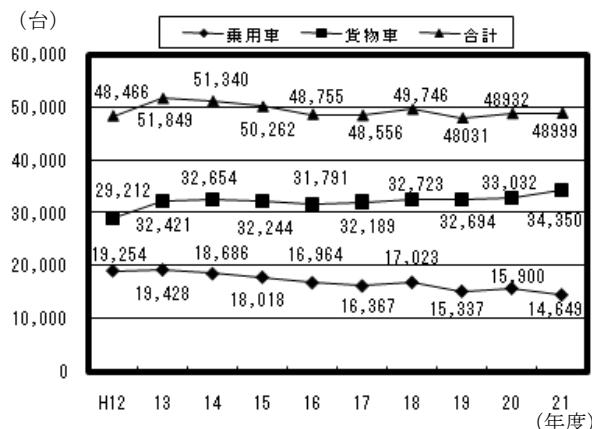
（注）昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までをいいます。

### 3. 自動車公害の現況

国道1号における昼間交通量（測定地点：山之上北町、調査時間：午前7時～午後7時）は、ほぼ横ばい状況にあります（図3-2-7、図3-2-9参照）。

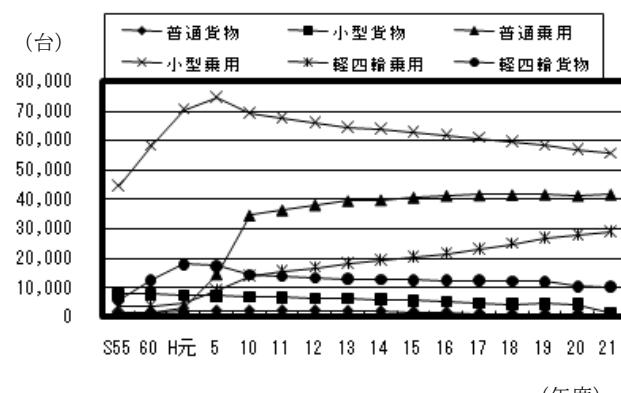
本市の自動車保有台数は、平成22年3月31日現在で約20万9千台となり、軽自動車（四輪乗用）の保有台数が増加し、小型貨物の保有台数が減少する状況にあります（図3-2-8参照）。

図3-2-7 国道1号における昼間交通量の推移



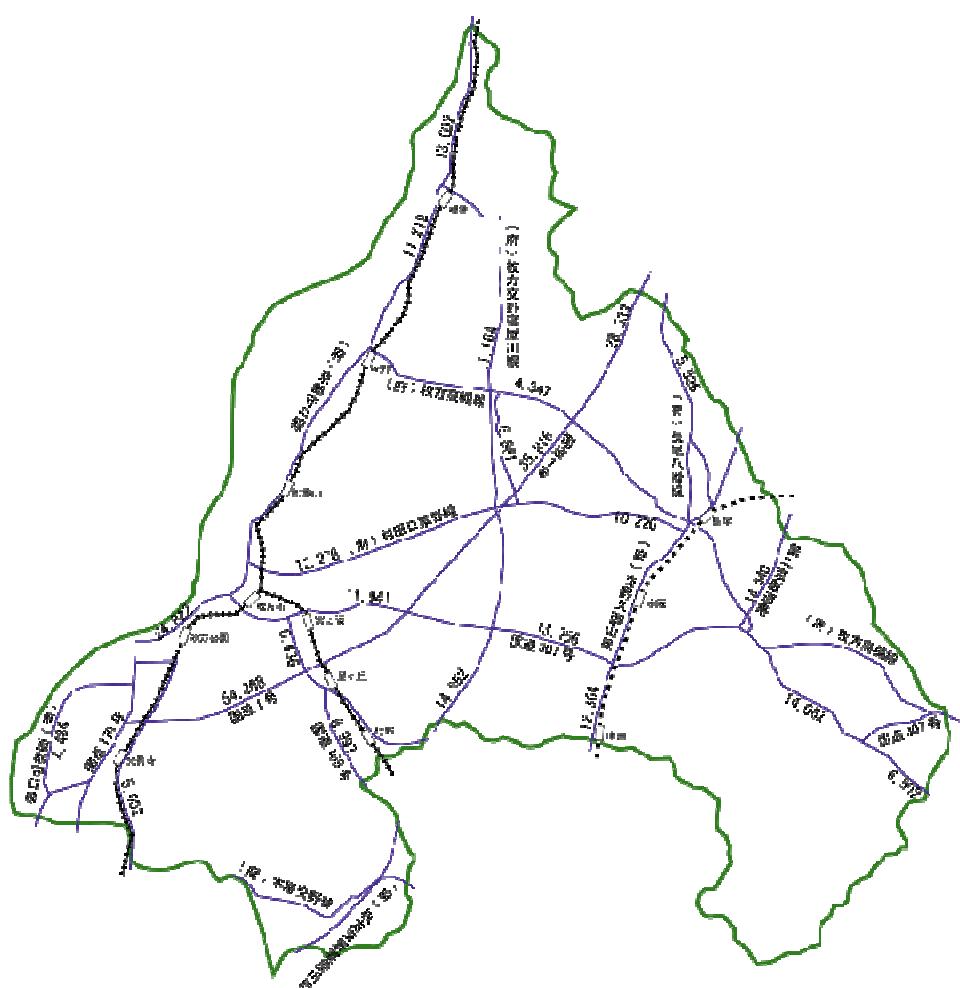
（注）資料：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

図3-2-8 自動車保有台数の推移



（注）資料：大阪府北河内府税事務所、枚方市市民税課

図3-2-9 幹線道路の自動車交通量（12時間交通量）



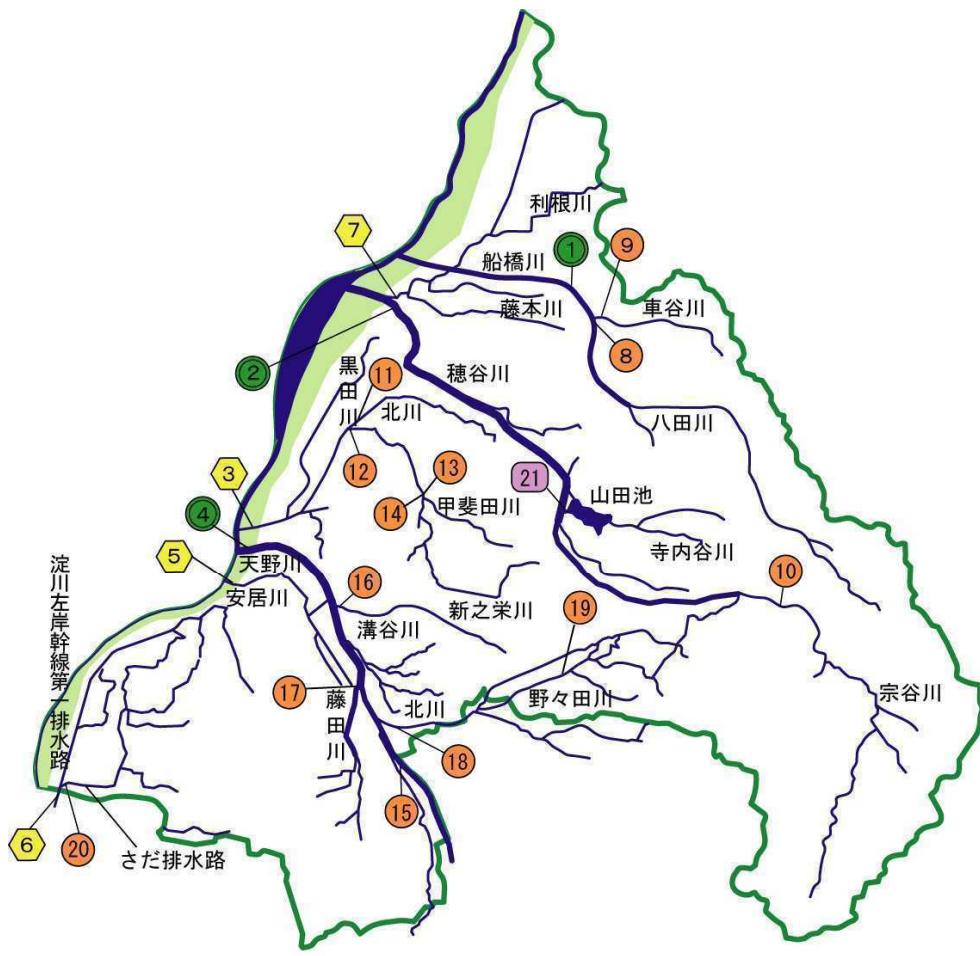
（注）資料：平成17年度道路交通センサス

### 第3章 水環境

#### 1. 河川水質の現況

本市では、市内河川等の水質の状況を把握し、各種施策に反映させるため、河川 20 地点、山田池 1 地点で水質調査を実施しています。各測定地点の位置は図 3-3-1 のとおりです。

図 3-3-1 河川等水質調査地点図



(●) : 環境基準点 (◆) : 準基準点 (○) : 独自測定点 (■) : 湖沼測定点

| 番号 | 河川名        | 地点名     | 番号 | 河川名   | 地点名      |
|----|------------|---------|----|-------|----------|
| 1  | 船橋川        | 新登橋上流   | 12 | 黒田川   | 北川合流直前   |
| 2  | 穂谷川        | 淀川合流直前  | 13 | 甲斐田川  | 黒田川流入直前  |
| 3  | 黒田川        | 西ノ口樋門   | 14 | 黒田川   | 甲斐田川合流直前 |
| 4  | 天野川        | 淀川合流直前  | 15 | 天野川   | 枚方交野市境   |
| 5  | 安居川        | 淀川合流直前  | 16 | 溝谷川   | 溝谷川流末    |
| 6  | 淀川左岸幹線第一水路 | 枚方寝屋川市境 | 17 | 藤田川   | 藤田川流末    |
| 7  | 藤本川        | 淀川合流直前  | 18 | 北川    | 北川流末     |
| 8  | 船橋川        | 車谷川流入直前 | 19 | 野々田川  | 下春日橋     |
| 9  | 車谷川        | 車谷川流末   | 20 | 蹉跎排水路 | 蹉跎排水路流末  |
| 10 | 穂谷川        | 上渡場橋    | 21 | 山田池   | 山田池池尻    |
| 11 | 北川         | 黒田川流入直前 |    |       |          |

## (1) 人の健康の保護に関する項目

人の健康の保護に関する項目は、水質汚濁に係る環境基準において、人の健康の保護のためにカドミウム、全シアン、鉛等の27項目が定められています。

平成21年度は、環境基準点3地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のすべてにおいて、環境基準を達成するとともに、準基準点、独自測定点においても環境基準を満足していました。

## (2) 生活環境項目

生活環境項目は、水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数の5項目が定められています。

平成21年度は、環境基準点3地点のうち、天野川の流末について、有機汚濁の代表的指標とされる生物化学的酸素要求量（BOD）が、環境基準を達成しました。

環境基準点におけるBODの環境基準達成状況と生活環境項目の環境基準超過状況を表3-3-1及び表3-3-2に示します。

表3-3-1 BODの環境基準達成状況

| 河川名 | 地点名    | 環境基準     | BOD75%値 | 環境基準の評価<br>達成○<br>未達成× |
|-----|--------|----------|---------|------------------------|
| 船橋川 | 新登橋上流  | 3mg/L 以下 | 4.1     | ×                      |
| 穂谷川 | 淀川合流直前 |          | 3.9     | ×                      |
| 天野川 | 淀川合流直前 |          | 2.2     | ○                      |

（注）75%値：年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

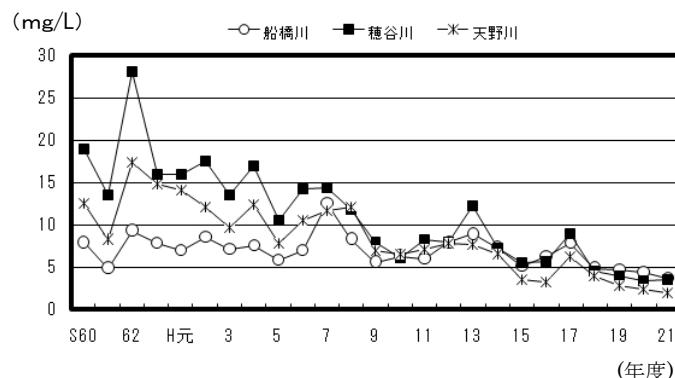
表3-3-2 生活環境項目環境基準超過状況

| 項目<br>河川 | pH    |    | BOD  |    | SS   |   | DO   |   | 大腸菌群数 |    |
|----------|-------|----|------|----|------|---|------|---|-------|----|
|          | m/n   | %  | m/n  | %  | m/n  | % | m/n  | % | m/n   | %  |
| 船橋川      | 10/48 | 21 | 9/12 | 75 | 0/12 | 0 | 0/12 | 0 | 5/12  | 42 |
| 穂谷川      | 10/48 | 21 | 8/12 | 67 | 0/12 | 0 | 0/12 | 0 | 4/12  | 33 |
| 天野川      | 11/48 | 23 | 1/12 | 8  | 0/12 | 0 | 0/12 | 0 | 4/12  | 33 |

（注）nは総検体数、mは環境基準超過検体数を示しています。

また、環境基準点のBODの平均値の推移は、図3-3-2に示すとおりで、年によって若干変動があるものの、長期的には減少傾向にあります。

図3-3-2 環境基準点でのBODの年平均値の推移



### (3) 特殊項目

特殊項目は、生活環境に係る排水基準で指定されている項目のうち、健康項目ほどではないが有害性が認められ、かつ工場排水などに比較的普通に含まれている成分で、銅、溶解性鉄等11項目が定められています。

### (4) 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として、クロロホルム、トランスター1、2-ジクロロエチレン等28項目が指定されています。

平成21年度は、基準点及び準基準点の7地点で測定を行い、すべての地点で指針値を下回っていました。

## 2. 地下水質の現況

本市では、地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

### (1) 概況調査

概況調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、平成21年度は、招提元町地区、藤田町地区及び杉北町地区の3地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を満足していました。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、市域において、大阪府地下水質保全対策要領で定められた地下水汚染が発見された際に、同要領に基づいて、本市、大阪府及び枚方保健所等の関係機関で組織される「地下水質汚染地区対策会議」により、共同で行う汚染井戸の周辺地区における調査で、平成21年度は、長尾崎町地区及び渚東町地区の合計2地区で実施しました。

#### ① 長尾崎町地区

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、汚染が発見された地区であり、汚染が発見される発端となった井戸から半径500m内における井戸の所在調査及び採水調査を行った結果、汚染原因については、特定はできませんでした。なお、発端井戸とその周辺井戸において環境基準値を超える値が検出されましたが、土地の利用状況や周辺状況から、継続的な監視を行う状況ではないとして、引き続き概況調査等による監視を行うこととしました。

#### ② 琵琶湖地区

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、汚染が発見された地区であり、汚染が発見される発端となった井戸から半径500m内における井戸の所在調査及び採水調査を行った結果、汚染原因については、特定はできませんでした。なお、発端井戸のみにおいて環境基準値を超える値が検出されましたが、土地の利用状況や周辺状況から、継続的な監視を行う状況ではないとして、引き続き概況調査等による監視を行うこととしました。

### (3) 継続監視調査

継続監視調査は、汚染地域について継続的に監視を行うための調査で、平成19年度までは、定期モニタリング調査と称していた調査です。

平成21年度については、12地区（長尾元町、出屋敷西町、津田元町、船橋本町、片鉢本町、池之宮、楠葉中之芝、中宮山戸町、中宮、尊延寺馬廻、茄子作北町及び東香里元町）の16井戸で調査を行いました。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、船橋本町地区でシスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、片鉢本町地区で1, 1-ジクロロエチレン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンが、楠葉中之芝地区で砒素が、中宮地区でテトラクロロエチレンが、津田元町地区で1, 1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンが、茄子作北町地区及び東香里元町地区で総水銀がそれぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査等で継続的に監視をしている井戸は、一定期間以上、環境基準を満足する状況が認められる場合、周辺井戸を調査し、汚染の改善が確認されると、継続監視調査等を終了することとしています。

## 第4章 土壤・地盤環境

### 1. 地盤沈下の現況

本市では、地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置し、水準測量を実施しています。地盤沈下対策の推進により、昭和60年代に入り、地盤沈下が沈静化してきたため、平成3年度からは、隔年で水準測量を実施しています。

最近では、平成17年度、平成19年度、平成21年度に水準測量を実施しました。

平成21年度と平成19年度の変動量（平成19年度比）では、ほとんどの地点で沈下がみられましたが、平成21年度と平成17年度の変動量（平成17年度比）では、それほどの沈下はみられませんでした。環境省の公表基準である年間2cmを超える沈下はみられないなど、いずれも微少量の変動であり比較的安定しています（表3-4-1参照）。なお、図3-4-1に枚方市内地盤沈下変動量観測地点を示します。

図3-4-1 枚方市内地盤沈下変動量観測地点

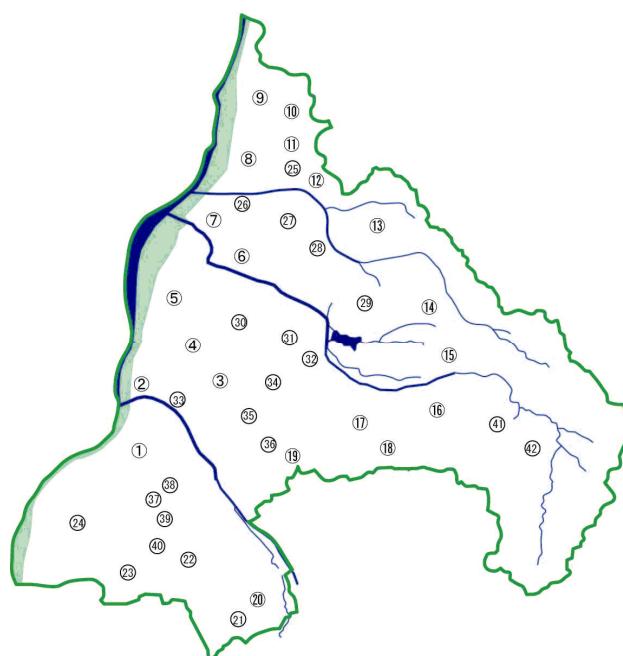


表3-4-1 平成21年度における枚方市内地盤沈下変動量

(単位: cm)

| 鶴  | 地 点       | 平成17<br>年度比 | 平成19<br>年度比 | 鶴  | 地 点      | 平成17<br>年度比 | 平成19<br>年度比 | 鶴  | 地 点      | 平成17<br>年度比 | 平成19<br>年度比 |
|----|-----------|-------------|-------------|----|----------|-------------|-------------|----|----------|-------------|-------------|
| 1  | 三矢公園      | -0.50       | -0.73       | 15 | 菅原小学校    | +0.34       | -0.55       | 29 | 田口山配水池   | -0.05       | -0.79       |
| 2  | 八幡神社      | -0.35       | -0.66       | 16 | 津田支所     | +0.52       | -0.54       | 30 | 牧野車塚公園   | -0.06       | -0.72       |
| 3  | 高陵小学校     | +0.08       | -0.60       | 17 | 水道局春日事務所 | +0.53       | -0.44       | 31 | 山田神社     | +0.32       | -0.51       |
| 4  | 殿山第一小学校   | +0.26       | -0.42       | 18 | 春日公会堂    | +0.54       | -0.17       | 32 | 円通寺      | +0.20       | -0.46       |
| 5  | 清伝寺       | -0.27       | -0.96       | 19 | 桜丘小学校    | +0.33       | -0.41       | 33 | 市道枚方牧野線  | -0.23       | -0.65       |
| 6  | 牧野公園      | +0.30       | -0.48       | 20 | 春日神社     | +0.25       | -0.25       | 34 | 山田小学校    | +0.29       | -0.39       |
| 7  | 藤本川ポンプ場   | +0.08       | -0.86       | 21 | 春日小学校    | +0.39       | -0.22       | 35 | 中宮公園     | -0.30       | -0.53       |
| 8  | 北部下水処理場跡地 | -0.08       | -0.94       | 22 | 香陽小学校    | +0.10       | -0.21       | 36 | 星丘中央線    | +0.22       | -0.50       |
| 9  | 町楠葉会館     | +0.04       | -1.10       | 23 | 第二中学校    | +0.05       | +0.52       | 37 | 鷹塚山配水池   | -0.23       | -0.65       |
| 10 | 樟葉小学校     | +0.19       | -1.01       | 24 | 蹉跎小学校    | -0.04       | -0.55       | 38 | 枚方第二小学校  | 改埋          | 改埋          |
| 11 | 七つ松公園     | +0.01       | -1.00       | 25 | 二宮公園     | +0.12       | -0.93       | 39 | 山之上小学校   | -0.25       | -0.55       |
| 12 | 中の池公園     | +0.10       | -1.08       | 26 | 牧野小学校    | -0.16       | -0.99       | 40 | 第四中学校    | -0.42       | -0.66       |
| 13 | 北部区画第2号線  | +0.28       | -0.67       | 27 | 殿山第二小学校  | +0.32       | -0.65       | 41 | 総合福祉センター | -0.03       | -0.98       |
| 14 | 菅原保育所跡地   | +0.14       | -0.67       | 28 | 招提小学校    | +0.42       | -0.50       | 42 | 氷室小学校    | -0.18       | -0.66       |

(注) + : 隆起 - : 沈下

## (2) 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果

大阪府域については、阪神地区地盤沈下広域水準測量の一環として国と大阪府が隔年で水準測量を実施しています。本市域にも、国土地理院と大阪府の水準点が合わせて8地点存在しており、水準測量が国土地理院及び大阪府によって行われています。

平成21年度と平成19年度の変動量（平成19年度比）では、すべての地点で沈下がみられましたが、平成21年度と平成17年度の変動量（平成17年度比）では、ほとんどの地点で沈下はみられませんでした。環境省の公表基準である年間2cmを超える沈下はみられないなど、いずれも微少量の変動であり比較的安定しています（表3-4-2参照）。図3-4-3に大阪府水準点の位置を、図3-4-2に平成21年度における大阪府水準点における経年沈下量（平成19年度比）を示します。

図3-4-2 大阪府水準点における経年沈下量

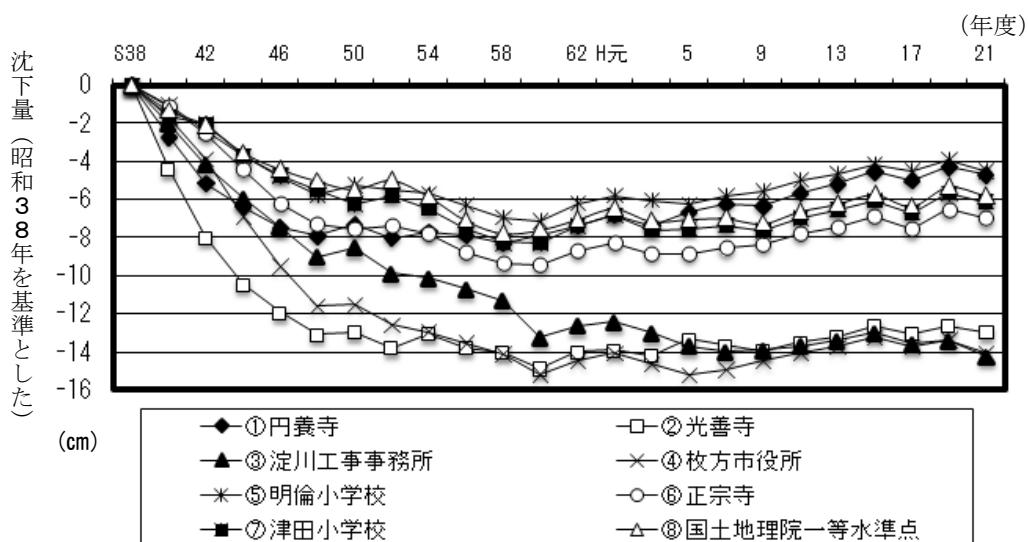


図3-4-3 大阪府水準点の位置

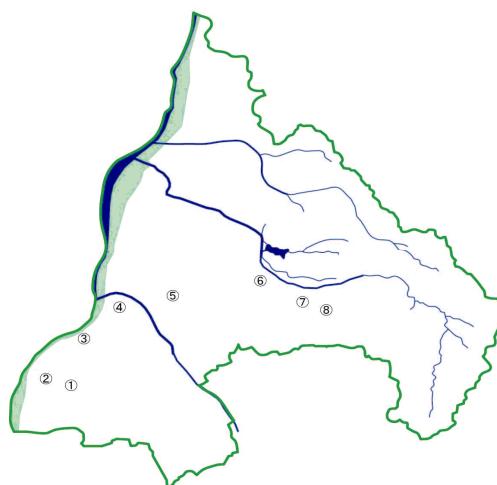


表3-4-2 平成21年度における大阪府水準点地盤沈下変動量

（単位：cm）

| 番号 | 地 点           | 平成17年度比 | 平成19年度比 | 番号 | 地 点               | 平成17年度比 | 平成19年度比 |
|----|---------------|---------|---------|----|-------------------|---------|---------|
| 1  | 円養寺（北中振2丁目）   | +0.30   | -0.42   | 5  | 明倫小学校（中宮西之町）      | 0       | -0.59   |
| 2  | 光善寺（出口2丁目）    | +0.08   | -0.36   | 6  | 正宗寺（大峰元町2丁目）      | +0.58   | -0.48   |
| 3  | 淀川工事事務所（桜町）   | -0.64   | -0.83   | 7  | 津田小学校（津田西町1丁目）    | +0.56   | -0.44   |
| 4  | 枚方市役所（大垣内2丁目） | -0.37   | -0.71   | 8  | 国土地理院水準点（津田元町3丁目） | +0.55   | -0.46   |

（注） +：隆起 -：沈下

## 第5章 化学物質

### 1. 環境中の化学物質の現況

#### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こす等の影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、平成21年度は、大気1地点、地下水1地点、土壤1地点のダイオキシン類調査を実施しました。

なお、平成21年度は、本市域内で大阪府も大気1地点、河川水質3地点、底質3地点及び土壤1地点についてダイオキシン類の調査を行っています。

ダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満足していました。

#### ① 大気

王仁公園局（一般局）及び枚方市役所局（一般局）で調査を実施し、年平均値は表3-5-1に示すとおり $0.028\sim0.035\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、環境基準を満足していました。

表3-5-1 大気中のダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

| 調査地点   | 春季<br>5/14~5/21 | 夏季<br>8/20~8/27 | 秋季<br>10/22~10/29 | 冬季<br>1/14~1/21 | 年平均値  |
|--------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------|
| 王仁公園局  | 0.018           | 0.018           | 0.026             | 0.050           | 0.028 |
| 枚方市役所局 | 0.030           | 0.026           | 0.031             | 0.053           | 0.035 |

(注) 環境基準: 年平均値で $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  備考: 枚方市役所局は大阪府が測定

#### ② 河川水質及び底質

河川水質及び底質については、大阪府が調査を実施し、船橋川、穂谷川及び天野川の3地点の結果は、表3-5-2に示すとおり、水質は $0.17\sim0.31\text{pg-TEQ/L}$ 、底質は $0.21\sim0.55\text{pg-TEQ/g}$ であり、環境基準を満足していました。

表3-5-2 河川水質及び底質のダイオキシン類濃度

(単位: 水質は pg-TEQ/L、底質は pg-TEQ/g)

| 調査地点        | 河川水質 |       |      | 底質   |
|-------------|------|-------|------|------|
|             | 春季   | 秋季    | 年平均  |      |
| 船橋川（新登橋上流）  | 0.44 | 0.17  | 0.31 | 0.55 |
| 穂谷川（淀川合流直前） | 0.28 | 0.26  | 0.27 | 0.21 |
| 天野川（淀川合流直前） | 0.28 | 0.066 | 0.17 | 0.33 |

(注) 環境基準: 河川水質は $1\text{pg-TEQ/L}$  底質は $150\text{pg-TEQ/g}$

備考: 大阪府が測定

### ③ 地下水質

藤田町で調査を実施し、表3-5-3に示すとおり0.046pg-TEQ/Lであり、環境基準を満足していました。

表3-5-3 地下水質のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

| 調査地点 | 測定値   | 試料採取日       |
|------|-------|-------------|
| 藤田町  | 0.046 | 平成21年11月27日 |

(注) 環境基準：1pg-TEQ/L

### ④ 土壌

菅原小学校及び蹉跎中学校で調査を実施し、表3-5-4に示すとおり0.045～1.3pg-TEQ/gであり、環境基準を満足していました。

表3-5-4 土壌中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

| 調査地点  | 測定値   | 試料採取日       |
|-------|-------|-------------|
| 菅原小学校 | 0.045 | 平成21年11月27日 |
| 蹉跎中学校 | 1.3   | 平成21年11月27日 |

(注) 環境基準：1000pg-TEQ/g 備考：蹉跎中学校は大阪府が測定

## (2) アスベスト

アスベストは、纖維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす恐れがあることが知られている物質であり、平成17年度より測定を実施しています。

平成21年11月10日及び11月11日に、枚方市役所局（一般局）1局で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点における2日間のアスベスト濃度は、共に0.057本/L未満でした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（注）と比べて低い濃度でした。なお、調査地点における2日間のアスベスト濃度測定結果は、表3-5-5のとおりです。

表3-5-5 大気中のアスベスト濃度

(単位：本/L)

| 調査地点   | 測定値         |             | 平均値<br>(幾何平均) |
|--------|-------------|-------------|---------------|
|        | 平成21年11月10日 | 平成21年11月11日 |               |
| 枚方市役所局 | <0.057      | <0.057      | <0.057        |

(注) 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

『世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。』

### (3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称で、現在、環境省により 234 物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる 22 物質が優先取組物質として選定されています。

本市では、優先取組物質のうち測定法が確立している物質について、枚方市役所局（一般局）1 局で 19 物質、招提局（自排局）1 局で 5 物質を測定しています。

その結果、環境基準が設定されている項目、及び環境基準が設定されていない物質のうち指針値が設定されている項目については、表 3-5-6 のとおり、基準値または指針値を下回っていました。

**表 3-5-6 有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)**

(環境基準が設定されている物質)

| 項目<br>(単位) | ベンゼン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | トリクロロエチレン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | テトラクロロエチレン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | ジクロロメタン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) |
|------------|--------------------------------------|---|--|---|
| 枚方市役所局     | 1.3                                  | 0.37                                      | 0.21                                       | 1.4                                     |
| 招 提 局      | 1.4                                  | —   | —  | —                                       |
| 環境基準       | 3                                    | 200                                       | 200  | 150                                     |

(指針値が設定されている物質)

| 項目<br>(単位) | アクリロニトリル<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 塩化ビニルモノマー<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 水銀及びその化合物<br>( $\text{ngHg}/\text{m}^3$ ) | ニッケル化合物<br>( $\text{ngNi}/\text{m}^3$ ) | クロロホルム<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 1, 2-ジクロロエタン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 1, 3-ブタジエン<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) |
|------------|--|---|---|---|--|--|--|
| 枚方市役所局     | 0.026                                    | 0.057                                     | 2.2                                       | 6.3                                     | 0.19                                   | 0.13   | 0.16                                       |
| 招 提 局      | —  | —   | —   | —                                       | —                                      | —  | 0.22                                       |
| 指 針 値      | 2  | 10  | 40  | 25                                      | 18                                     | 1.6  | 2.5  |

## 第6章 公害苦情

### 1. 公害苦情の現況

本市に寄せられた平成21年度の苦情は、241件あり、その内訳は典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壤汚染）が124件（前年度より28件増加）、事業活動に起因しない生活騒音など近隣の間によるものが117件（前年度より8件増加）でした（図3-6-1参照）。

また、平成21年度の苦情241件のうち、生産工場以外に対する苦情が229件と全体の9割近くを占め、その主なものは、土木建設工事に伴う苦情で、50件ありました。

なお、平成21年度は、当年度に寄せられた苦情241件（前年度からの繰り越し分0件）について処理を手がけ、236件の苦情を解決しました。

### 2. 平成21年度の水質事故発生状況

水質事故発生件数の推移は図3-6-2のとおりで、平成21年度は、河川で水質事故が9件発生しました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、有害物質等による水質事故が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、本市では、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機関との連絡を密に図っています。

図3-6-1 典型7公害に係る苦情の推移

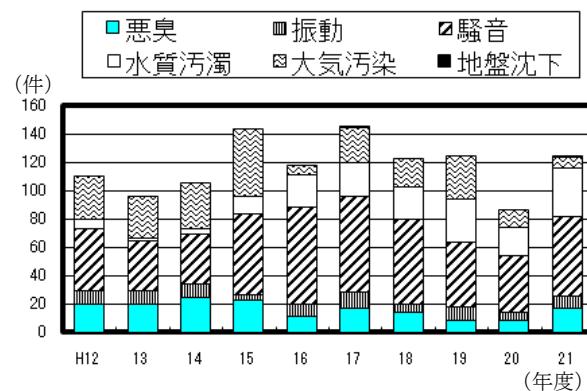
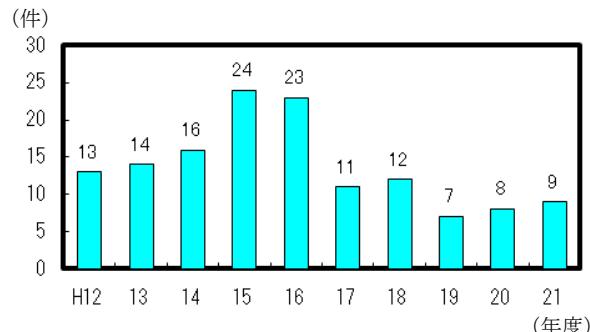


図3-6-2 水質事故発生件数の推移



## 第7章 廃棄物

### 1. ごみの現況

#### (1) ごみ処理量の推移

平成21年度における本市のごみの年間処理量は、約11万1千トンとなっています。

本市におけるごみ処理量は、昭和58年度以降から大量生産・大量廃棄型の社会を背景に増加を続けましたが、平成10年10月のごみ袋の透明・白色半透明化の実施、平成11年3月の粗大ごみ電話申込制の導入などによる減量効果が現れ、平成11年度から減少傾向に転じ、平成21年度ではピーク時の平成7年度に比べ、約3万9千トンごみ処理量が減少しています。家庭系ごみ・資源ごみ・事業系ごみの内訳は図3-7-1のとおりです。

なお、ごみの処理方法別の構成は、焼却が76.67%、埋立（不燃残渣）が0.07%、資源化が23.26%となっています。

図3-7-1 ごみ処理量の推移

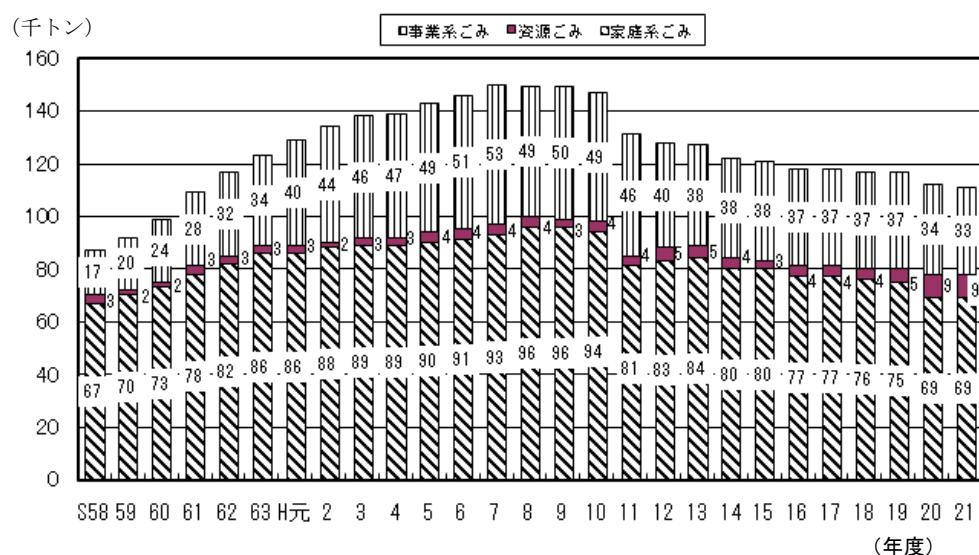
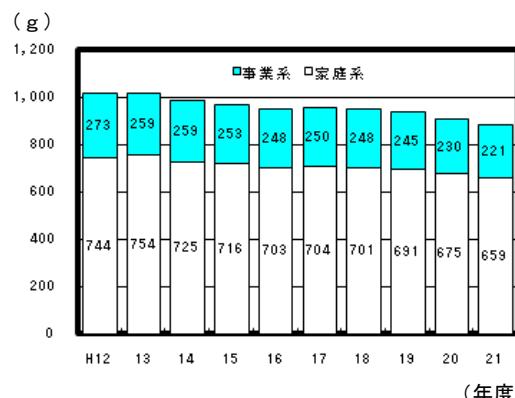


図3-7-2 1人あたりの1日ごみ量の推移



また、1人あたりの1日ごみ量の推移は図3-7-2に示すように、平成21年度について880g（集団回収含む）（内訳：家庭系659g、事業系221g）で、前年度に比べて25g（2.76%）減少しており、全国平均1,089g（平成19年度）や大阪府平均1,245g（平成19年度）と比較しても大幅に低い値となっています。

ごみ質（重量比）についてみてみると、図3-7-3（家庭系ごみ）、図3-7-4（事業系ごみ）に示すように、家庭系ごみは、厨芥類、紙類、プラスチック類の順で、これらで全体の約85%を占めているのに対し、事業系ごみは、厨芥類だけで全体の約75%を占めています。

図3-7-3 家庭系ごみ

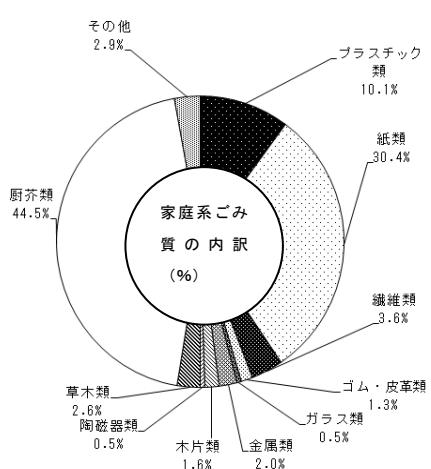
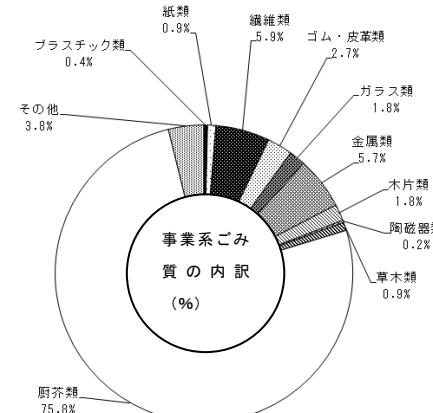
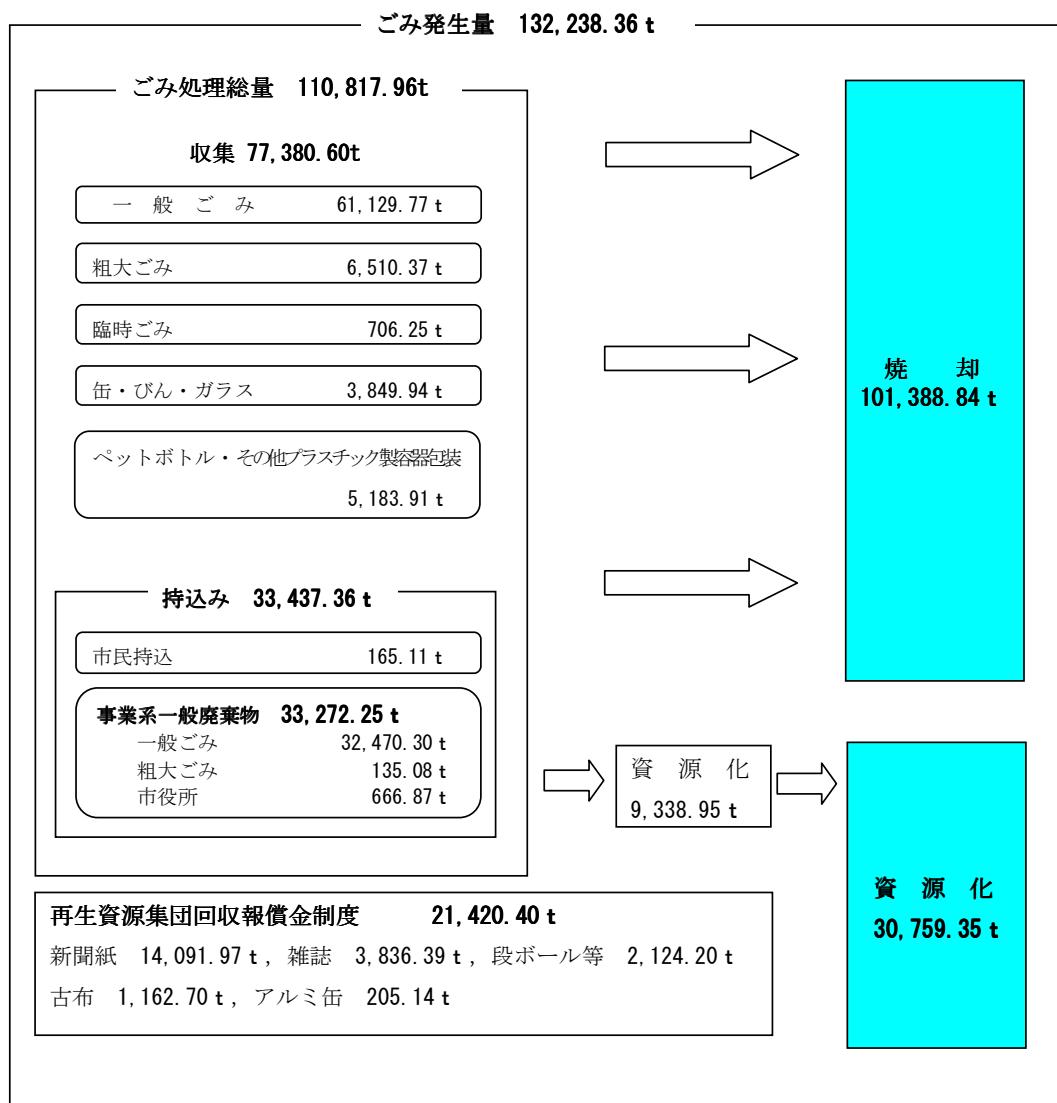


図3-7-4 事業系ごみ



平成21年度のごみ処理工程及びごみ処理量を図3-7-5に示します。

図3-7-5 平成21年度のごみ処理工程及びごみ処理量



## (2) し尿及び浄化槽汚泥等の推移

本市では、市が市内のし尿汲み取り家庭等を対象に、一定期間（21日周期）ごとに収集を行っています。また、許可業者（8社）が事業系し尿及び浄化槽汚泥を収集し、いずれも淀川衛生工場で処理しています。

公共下水道の整備にともない、表3-7-1に示すようにし尿及び浄化槽汚泥等は年々減少しています。

表3-7-1 し尿及び浄化槽汚泥等の推移 (単位 : kL)

| 年 度                   | 12     | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿                    | 18,268 | 16,036 | 14,748 | 13,858 | 11,992 | 10,856 | 9,700  | 8,812  | 7,762  | 6,380  |
| 浄化槽汚泥<br>(ディスポーザ汚泥含む) | 25,596 | 24,371 | 25,282 | 25,302 | 23,458 | 23,712 | 23,566 | 22,083 | 21,346 | 19,670 |
| 計                     | 43,864 | 40,407 | 40,030 | 39,160 | 35,450 | 34,568 | 33,266 | 30,895 | 29,108 | 26,050 |

# 第4部

## 平成21年度における 環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 人の健康の保護及び生活環境の保全

第2章 人と自然との共生

第3章 安全で良好な都市環境の形成

第4章 快適な環境の創造

第5章 循環を基調とする社会システムの実現

第6章 地球環境の保全

第7章 市民・事業者による積極的な行動の促進

## 第4部・平成21年度における環境基本計画に基づく施策の実施状況

## 第1章 人の健康の保護及び生活環境の保全

## 1. 大気・音環境

## (1) 大気汚染防止の取り組み

## ① 工場・事業場に対する規制

工場・事業場に対する大気関係の規制については、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）があります。この中で、大気汚染物質である硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などを発生するおそれのあるボイラーや金属加熱炉などの施設を設置しようとする事業者に対し、事前の届出や規制基準の遵守、設置後のばい煙量の測定などを義務づけています。

また、枚方市公害防止条例（以下「市条例」）では、工場等で使用する燃料について、硫黄分の少ない燃料を使用するよう規制を行っています。これらの規制項目別内容を表4-1-1に示します。

表4-1-1 法令等による規制の概要

| 項 目   | 規 制 の 内 容         |  |
|-------|-------------------|--|
|       | 法・条例等             | 内 容  |
| 硫黄酸化物 | 大気汚染防止法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準（K値規制）</li> <li>・燃料使用基準</li> <li>・総量規制基準（重油換算0.8KL/h以上の工場等）</li> </ul> |
|       | 市条例               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料基準</li> </ul>  |
| 窒素酸化物 | 大気汚染防止法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準</li> <li>・総量規制基準（重油換算2.0KL/h以上の工場等）</li> </ul>                        |
|       | 府固定型内燃機関指導要綱      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物排出量の削減指導（重油換算30L/h以上の固定型内燃機関）及び発電用ボイラー（定格発電量2万kw以上）</li> </ul>        |
|       | 府固定発生源指導要綱        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総量削減指導（重油換算1.0KL/h以上の工場等）</li> </ul>                                       |
|       | 大阪府低NOx機器普及促進方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低NOx機器の設置の要請（重油換算5L/h以上のボイラー）</li> </ul>                                   |
| ばいじん  | 市要領               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物排出基準（重油換算5L/h以上の定置型内燃機関）</li> </ul>                                   |
|       | 大気汚染防止法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準</li> </ul>  |
| 有害物質  | 府条例               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準</li> </ul>  |
|       | 大気汚染防止法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準</li> </ul>  |
| 粉じん   | 府条例               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出基準又は設備、構造、維持管理基準</li> </ul>  |
|       | 一般<br>粉じん         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備、構造、維持管理基準</li> </ul>  |
|       | 府条例               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備、構造、維持管理基準</li> </ul>  |
|       | 特定<br>粉じん<br>(石綿) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業基準と濃度測定の義務づけ</li> </ul>  |
|       | 大気汚染防止法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業基準と濃度測定の義務づけ</li> </ul>  |
|       | 府条例               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業基準と濃度測定の義務づけ</li> </ul>  |

(注) 1 府固定型内燃機関指導要綱：固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱

2 府固定発生源指導要綱：固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱

3 市要領：定置型内燃機関等における窒素酸化物の排出指導基準に関する取扱要領

## ② アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機として、大きな社会問題となつたことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品については、製造が全面的に禁止されています。

しかしながら、アスベストはその性能から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されており、その解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法で事前調査の義務づけ、表示板の設置及び作業基準の強化等が図られました。さらに、府条例についても、大気汚染防止法の対象外の石綿含有成形板への規制の適用、敷地境界基準(10本/L)の導入、さらに一定規模(吹付けアスベスト等の使用面積が50m<sup>2</sup>以上の場合)の除去作業における濃度測定の義務づけなど大気汚染防止法を補完してアスベストの飛散防止対策がとられています。

本市では、大気汚染防止法または府条例に基づくアスベスト除去に関する作業実施届出について、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています(表4-1-2参照)。

表4-1-2 アスベスト除去に関する作業実施届出件数

| 区分 | 大気汚染防止法 | 府条例 | 合計 |
|----|---------|-----|----|
| 件数 | 24      | 25  | 49 |

## ③ 化学物質対策

有害大気汚染物質として、大気汚染防止法により現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定物質とされています。これらを排出する指定物質排出施設に対しては、指定物質抑制基準が適用されており、事業者に対し排出抑制に努めるよう指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から23物質が有害物質として規制されています。そのうち発がん性のあるクロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシドの6物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウム等の17物質については、排出口基準が適用されており、これら規制基準の遵守指導を行っています。

さらに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため、大気汚染防止法では、揮発性有機化合物の排出量が多く、その規制を行うことが特に必要なものを揮発性有機化合物排出施設として定め、排出基準が適用されています。また、府条例においても、揮発性有機化合物に係る届出施設を指定し、設備基準、構造基準及び維持管理基準等により規制を行っています。

大気汚染防止法及び府条例による有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物に対する規制の概要を表4-1-3に示します。

表4-1-3 有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物に対する規制の概要

| 項目            | 規制の内容   |  |   |
|---------------|---------|--|---|
|               | 法・条例    | 対象物質   | 内 容   |
| 有害大気汚染物質      | 大気汚染防止法 | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン  | ・指定物質抑制基準   |
|               | 府条例     | クロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシド   | ・設備、構造基準  |
|               |         | アニシン、アンチモン及びその化合物、N—エチルアニリン、塩化水素、塩素、カドミウム及びその化合物、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀及びその化合物、銅及びその化合物、鉛及びその化合物、バナジウム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ホスゲン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、N—メチルアニリン | ・排出基準   |
| 揮発性有機化合物（VOC） | 大気汚染防止法 | 揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質  | ・排出基準   |
|               | 府条例     | 大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として規則で定めるものを除く。）   | ・設備、構造、維持管理基準<br>・塗装、接着、印刷については、原料基準を併用<br>・一定規模以上の工場（届出工場等）については揮発性有機化合物の排出量を総量で規制 |

## (2) 騒音・振動防止の取り組み

### ① 工場・事業場に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、機械プレスなどの特定施設を有する工場又は事業場（以下「特定工場」）における事業活動に伴って発生する騒音及び振動について、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めています。また、府条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域及び特定工場以外の工場又は事業場に範囲を広げて規制しています。なお、特定施設等の設置等の届出段階で事前審査を行い、防音・防振対策の強化など規制基準の遵守徹底を図っています。

## ② 建設作業に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、くい打機などの著しい騒音又は振動を発生する作業（以下「特定建設作業」）について、規制基準を定めています。また、府条例と市条例により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない特定建設作業以外の建設作業についても対象を広げて規制を行っています。

本市では、特定建設作業の実施の届出段階で事前審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振対策などの指導を行っています。

平成21年度は、特定建設作業を伴う工事が940件あり、騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる作業が454件、府条例の規制対象となる作業が1,603件、市条例の規制対象となる作業が785件でした。

## ③ 建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱

本市では、建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成20年10月1日に施行し、建築物の解体工事を実施する際には、事業者に対し、解体床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、標識の設置と説明資料の配布や説明会の開催などによって、周辺住民等へ周知を行うよう指導を行っています。

平成21年度は、246件の届出がありました。

この制度の概要について、表4-1-4に示します。

**表4-1-4 枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱の概要について**

| 項目              |       | 内容   |
|-----------------|-------|--|
| 対象となる<br>解体工事   |       | 建築物の解体工事で、① 解体床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上のもの または<br>② 特定建設作業実施の届出を伴うもの  |
| 標識の<br>設置       | 設置時期  | 解体工事着手のできるだけ早い時期から   |
|                 | 設置場所  | 建築物の敷地内で公衆の見やすい位置  |
| 事前<br>周知の<br>措置 | 周知の時期 | 解体工事着手前のできるだけ早い時期  |
|                 | 周知の対象 | 解体する建築物の敷地に隣接する土地に居住する者又は事業を営む者  |
| 事前<br>周知の<br>措置 | 周知事項  | ① 工事期間、1日の作業時間<br>② 作業の方法<br>③ 騒音・振動、粉じんの防止方法<br>④ 工事関係車両の出入口・通行経路<br>⑤ 周辺への安全対策<br>⑥ 石綿含有建築材料（アスベスト製品）の有無<br>⑦ その他必要な事項 |
|                 | 周知の方法 | 次のいずれかの方法<br>① 説明資料の配布<br>② 戸別訪問による説明<br>③ 説明会の開催  |

### (3) 自動車公害対策

#### ① 国における取り組み

国では、平成22年度までに大都市圏における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を確実に達成するために、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法による指定地域への流入車対策の強化、局地汚染対策の強化を図るとともに、次世代型の先進的な低公害車の普及促進が図られています。

#### ② 大阪府における取り組み

大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、府条例を改正し、排出基準を満たさないトラック・バス等に対して府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制（車種規制非適合車の制限）を平成21年1月から実施しています。

#### ③ 本市における取り組み

本市では、毎月20日のノーマイカーデーの取り組みやアイドリングストップに取り組み、広報紙を通じて広く市民に啓発活動を行っています。

また、駐車場を設置しようとする事業者に対しては、利用者へのアイドリングストップの周知について、指導を行っています。

### (4) 悪臭への取り組み

悪臭防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護に資することを目的としています。

本市では、市域の全域を指定地域とし、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質について、敷地境界線、排出口及び排出水での濃度規制による規制基準を定め悪臭の発生の防止に取り組んでいます。

## 2. 水環境

### (1) 水質汚濁防止の取り組み

#### ① 工場・事業場に対する規制

水質汚濁防止法（以下「水濁法」）では、水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を特定施設とし、これらを設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」）に対して、設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排水基準（以下「一律排水基準」）を定め規制しています。しかし、本市域の大部分については上水道水源に位置しており、一律排水基準では環境保全が図れないとして、大阪府では水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により、一律排水基準より厳しい排水基準を設定し、規制しています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排出水量が $50m^3$ 以上の特定事業場について特定施設の設置や重要事項の変更を大阪府知事の許可制とし、申請の際に下流域への環境影響の事前評価を義務づけています。

府条例では、特定施設以外の施設で水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を届出施設と定め、これらの設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、届出義務や排水基準を定め規制しています。

法令による規制の概要を表4-1-5に示します。

次に、下水道区域については、下水道法で、特定施設を設置又は構造等を変更する際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排除基準を定め、規制しています。また、枚方市下水道条例では、排除基準を超えるおそれのある下水を排除する事業場に対し、除害施設の設置等を義務づけるとともに、基準に適合した下水を排除するよう規制しています。

表4-1-5 法令等による規制の概要

| 項目                  | 規制の内容 |   |
|---------------------|-------|---|
|                     | 法・条例  | 内 容   |
| 人の健康の保護に関する項目（有害物質） | 水濁法   | 一律排水基準（全ての特定事業場）  |
|                     | 上乗せ条例 | 一律排水基準より厳しい排水基準（上乗せ条例適用地域内の特定事業場）                         |
|                     | 府条例   | 排水基準（全ての届出事業場）  |
|                     | 市条例   | 排水基準（全ての工場等）  |
| 生活環境項目              | 水濁法   | 一律排水基準（1日当たりの平均排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場）                     |
|                     | 上乗せ条例 | 一律排水基準より厳しい排水基準（1日当たりの平均排水量が $30m^3$ 以上の上乗せ条例適用地域内の特定事業場） |
|                     | 府条例   | 排水基準（1日当たりの平均排水量が $30m^3$ 以上の届出事業場）                       |
|                     | 市条例   | 排水基準（1日当たりの平均排水量が $20m^3$ 以上の $30m^3$ 未満の工場等）             |
| 化学的酸素要求量(COD)       | 水濁法   | 総量規制基準（1日当たりの平均排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場）                     |
| 窒素及びりん              | 水濁法   | 総量規制基準（1日当たりの平均排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場）                     |
|                     | 府要綱   | 水質管理値規制（1日当たりの平均排水量が $30m^3$ 以上の特定事業場及び届出事業場）             |

(注) 1 上乗せ条例：水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例

2 府要綱：窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導要綱

## (2) 生活排水対策

### ① 净化槽に対する啓発

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域等に設置されます。浄化槽は、戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って設置される大規模なものまで、さまざまな大きさのものがあります。

浄化槽は定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では、維持管理などが義務づけられています。

しかし、規模が小さく排水量も少ない一般家庭用などの浄化槽には、維持管理が不十分な浄化槽もみられることから、浄化槽の指導を行っている大阪府枚方保健所と協力して、広報紙等を通じ、浄化槽の適正管理の啓発を行っています。

### ② 公設浄化槽設置事業

平成16年に枚方市生活排水処理基本計画を策定し、市域のうち公共下水道のない区域では、合併浄化槽により生活排水を処理することを基本としました。そのため、事業期間を5年間とした市町村設置型浄化槽事業を盛り込んだ地域再生計画を作成し、平成17年6月17日に内閣府より認定を受けました。

平成21年度は、設置希望者はありませんでした。

### ③ 市民への啓発

台所や風呂、洗濯など家庭から排出される排水（生活排水）のうち、公共下水道や浄化槽によって処理されない排水は、未処理のまま河川や水路等に放流され、水質汚濁の大きな原因の一つになっています。

本市では、生活排水による水質汚濁対策として、家庭からの排水による河川への汚濁を低減するための啓発に努めています。広報紙やリーフレット等による啓発活動、イベントでの展示、体験活動を通じ、浄化槽の適正管理や台所等の排水に対する心づかいなど家庭ができる水質汚濁の防止対策を呼びかけています。

平成21年度の啓発活動状況を表4-1-6に示します。

**表4-1-6 生活排水対策啓発活動等の開催状況**

| 活動種別        | 実施時期        | 実施内容                      | 対象                      |
|-------------|-------------|---------------------------|-------------------------|
| 「広報ひらかた」へ掲載 | 平成21年6月1日   | 「広報ひらかた」へ生活排水対策等啓発記事の掲載   |                         |
| 学習会         | 平成21年6月25日  | 汚濁の現状と生活排水対策についての説明       | 渚東自治会館<br>きさらぎ会         |
| 学習会         | 平成21年8月26日  | 汚濁の現状と生活排水対策についての説明       | 公害監視センター<br>インターンシップ大学生 |
| 学習会         | 平成21年9月13日  | 汚濁の現状と生活排水対策についての説明及び水質実験 | 第4回水道ふれあいデー来場者          |
| イベント        | 平成21年9月13日  | パネル展示・きき水                 | 市民                      |
| 学習会         | 平成22年10月15日 | 汚濁の現状と生活排水対策についての説明       | 宮前町集会所<br>津田東福寿会        |
| 「広報ひらかた」へ掲載 | 平成22年2月1日   | 生活排水対策推進月間記事の掲載           |                         |

そのほか、公共下水道接続に関する啓発の取り組み状況は、表4-1-7のとおりです。なお、平成22年3月31日現在の公共下水道整備普及率は92.3%でした。

表4-1-7 平成21年度における公共下水道接続に関する啓発の取り組み

| 担当部署    | 実施内容  |
|---------|---|
| 下水道総務課  | し尿汲み取りや浄化槽の家屋の内、997件の戸別訪問を行い公共下水道への早期接続の啓発を実施。                      |
| 淀川衛生事業所 | 下水道整備区域内の汲み取り1,277世帯に訪問し、公共下水道への接続依頼のお知らせ文の投入を行い、その内148世帯が公共下水道に接続。 |

### 3. 土壌・地盤環境

#### (1) 土壤汚染防止の対策

土壤汚染対策法は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質による土壤汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壤汚染状況調査を義務づけています。その結果、土壤汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要措置区域に、おそれがない区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、要措置区域では、汚染の除去など必要な措置を指示すること等が定められています。

また、府条例では、土壤汚染対策法の仕組みを基本に、ダイオキシン類を調査対象物質に追加したほか、土壤汚染調査に独自の調査機会を追加するなど土壤汚染対策法を補完し、よりきめ細かな土壤汚染対策を規定しています。

なお、土壤汚染対策法については、平成15年に施行されて以後、土地所有者等による自主調査で、土壤汚染が判明する事例の増加や汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散がみられたことなどから、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充や適正処理のための搬出土壌に関する管理票制度の義務化、汚染土壤処理業の許可制導入（汚染土壤処理業の許可制は平成21年10月1日に施行）等を盛り込んだ改正土壤汚染対策法が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日に全面施行されました。

## (2) 地下水保全対策

### ① 地下水汚染対策

地下水汚染の原因は、工場や事業場などで使用されていた有害物質が地下に浸透したもの、不法投棄された廃棄物から汚染が発生したもの、自然由来によるもの等様々であり、汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲を特定することは困難であり、継続的な地下水質調査が必要な場合が多数を占めています。本市では、市域の地下水質の概況を把握するため毎年度、概況調査を実施するとともに、大阪府地下水質保全対策要領で定められた地下水汚染が発見された際の汚染井戸周辺地区調査の実施と継続監視調査等によって、地下水の汚染原因と汚染経路の解明に努めています。

また、汚染された地下水の浄化には多額の費用と長い時間がかかることから、汚染の発生を未然に防止することが重要であり、本市では、工場又は事業場で使用されている有害物質の種類と量などの使用状況調査を実施し、その適正な管理を指導することで地下水汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染が確認された場合には、汚染物質の使用履歴がある周囲の工場又は事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。

なお、地下水汚染が判明し、浄化対策が行われていた出口地区では浄化対策が完了しました。現在浄化対策が行われている片鉢地区、池之宮地区、中宮地区における浄化対策の概要是表4-1-8のとおりです。

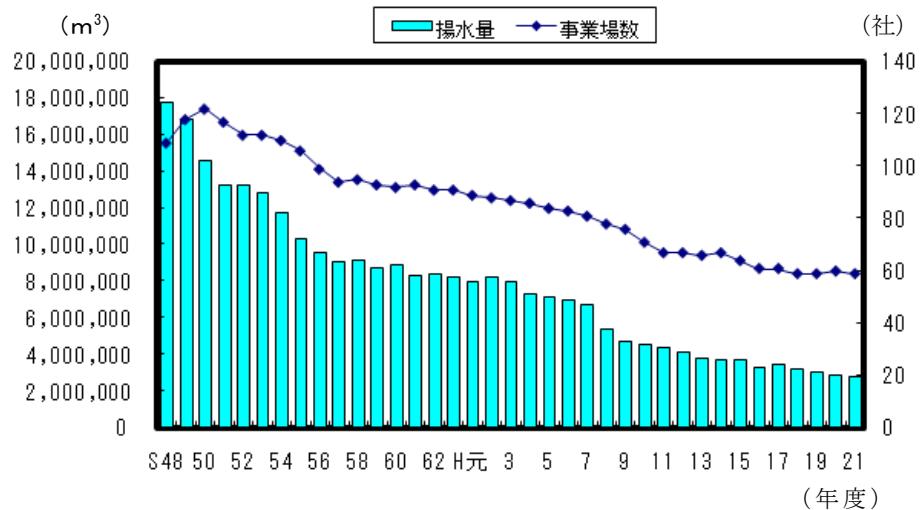
**表4-1-8 浄化対策の概要**

| 地 区 | 浄化対策の概要  |
|-----|--|
| 片鉢  | 自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地内的一部分で揮発性有機化合物に関して土壤と地下水の汚染が判明したため、平成20年1月から浄化対策を実施しています。汚染の原因是、過去に使用していた物質が地下に浸透したものと考えられます。<br>地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、敷地内の汚染箇所について、揚水処理法により浄化措置を行っています。<br>土壤汚染については、敷地内で汚染が見つかった箇所は工場の建物や舗装に覆われております、汚染土壤が飛散するおそれではなく、土壤ガス吸引法などにより浄化を行っています。 |
| 池之宮 | 工場敷地内で揮発性有機化合物の汚染が確認されたため、平成8年度から事業者が地下水の揚水ばつ気法による浄化を開始し、平成11年度には詳細な土壤ガス調査及びボーリング調査を実施し、揚水ばつ気法による浄化地点の追加及び土壤ガス吸引法による追加対策を行っています。また、平成17年度からは、微生物による分解浄化法を新たに開始するなど、浄化対策を拡充し、平成19年度からは、浄化効率をさらに向上させるため、地下水を揚水して活性炭で浄化する手法も併用し、浄化を実施しています。   |
| 中宮  | 自主的な汚染調査を実施した結果、工場跡地（現在は他者所有地）の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、事業者が敷地境界の井戸で、水質監視を行いながら、地下水の揚水ばつ気法による浄化を実施しています。  |
| 出口  | 自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地内的一部分で重金属類による汚染が確認されたため、汚染土壤の掘削除去と清浄土による埋め戻しの工事が行われ、平成20年3月に完了しました。その後2年間にわたる地下水のモニタリングを行い、浄化対策を完了しました。  |

## ② 地下水採取規制

市条例に基づく地下水採取量報告義務のある工場・事業場は59社(井戸本数にして129本)で、平成21年度の地下水採取量は、 $2,761,063\text{m}^3$ であり、前年度に比較すると $103,027\text{m}^3$ 減少しており、条例施行当初の昭和48年度の採取量に比べると約84.4%の削減となっています(図4-1-1参照)。

図4-1-1 地下水採取量の推移



## 4. 化学物質

### (1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物焼却炉などの施設を特定施設とし、施設の設置又は構造等の変更時に届出や規制基準の遵守、排出ガス等の測定及びその結果の知事への報告などが義務づけられています。

### (2) 市施設におけるダイオキシン類測定結果

#### ① 穂谷川清掃工場

##### ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表4-1-9に示すとおり大気排出基準値を満足しました。

表4-1-9 穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果  
(単位: ng-TEQ/ $\text{m}^3\text{N}$ )

| 施設名    | ダイオキシン類濃度 | 測定日         |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 0.61      | 平成21年6月19日  |
|        | 0.91      | 平成21年12月17日 |

(注) 大気排出基準値: 1ng-TEQ/ $\text{m}^3\text{N}$

#### イ. 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表4-1-10に示すとおり水質排出基準値を満足しました。

**表4-1-10 穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: pg-TEQ/L)

| ダイオキシン類濃度 | 測定日         |
|-----------|-------------|
| 0.021     | 平成21年12月14日 |

(注) 水質排出基準値: 10pg-TEQ/L

#### ウ. 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、表4-1-11に示すとおり焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

**表4-1-11 穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: ng-TEQ/g)

| 施設名    | ダイオキシン類濃度 | 測定日         |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 0.37      | 平成21年12月18日 |

(注) 環境省令で定める処理の基準値: 3ng-TEQ/g

#### エ. 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、表4-1-12に示すとおりでした。集じん灰は薬剤処理を行い処分しています。

**表4-1-12 穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: ng-TEQ/g)

| 施設名    | ダイオキシン類濃度 | 測定日         |
|--------|-----------|-------------|
| 第3プラント | 2.0       | 平成21年12月18日 |

(注) 1値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。

2集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で集じん灰を適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

### ② 東部清掃工場

#### ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表4-1-13に示すとおり排出基準値を満足しました。

**表4-1-13 東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

| 施設名   | ダイオキシン類濃度 | 測定日         |
|-------|-----------|-------------|
| 1号焼却炉 | 0.0049    | 平成21年7月2日   |
|       | 0.00041   | 平成21年12月25日 |
| 2号焼却炉 | 0.017     | 平成21年7月2日   |
|       | 0.00092   | 平成21年12月25日 |

(注) 排出基準値: 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

#### イ. 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表4-1-14に示すとおり排出基準値を満足しました。

**表4-1-14 東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: pg-TEQ/L)

| ダイオキシン類濃度 | 測定日        |
|-----------|------------|
| 0.16      | 平成21年7月15日 |
| 0.00070   | 平成21年12月8日 |

(注) 排出基準値: 10pg-TEQ/L

#### ウ. 溶融残渣等のダイオキシン類濃度

熔融残渣等のダイオキシン類濃度は、表4-1-15に示すとおり環境省令で定める基準値を満足しました。

**表4-1-15 東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: ng-TEQ/g)

| 溶融残渣名   | ダイオキシン類濃度   | 測定日        |
|---------|-------------|------------|
| 溶融スラグ   | 0           | 平成21年5月14日 |
|         | 0.000000062 | 平成22年1月8日  |
| 溶融飛灰固化物 | 0.0011      | 平成21年5月14日 |
|         | 0.00014     | 平成22年1月8日  |
| メタル     | 0           | 平成21年5月14日 |
|         | 0.000000063 | 平成22年1月8日  |
| 大塊物     | 0.00031     | 平成21年5月14日 |
|         | 0.0021      | 平成22年1月8日  |
| 鉄分      | 0.0054      | 平成21年5月14日 |
|         | 0.0024      | 平成22年1月8日  |

(注) 1 環境省令で定める処理の基準値: 3ng-TEQ/g

2 ダイオキシン類濃度「0」は、ダイオキシン類を構成する全ての項目の実測濃度が定量下限値未満であったことを示す。

### ③ やすらぎの杜（市立火葬場）

#### ア. 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表4-1-16に示すとおり国の指針値を下回りました。

**表4-1-16 やすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果**  
(単位: ng-TEQ/ m<sup>3</sup>N)

| 施設名    | ダイオキシン類濃度 |       | 測定日        |
|--------|-----------|-------|------------|
| やすらぎの杜 | 1系列       | 0.230 | 平成22年1月21日 |
|        | 2系列       | 0.039 | 平成22年1月22日 |
|        | 3系列       | 0.050 | 平成22年1月22日 |
|        | 4系列       | 0.032 | 平成22年1月21日 |

(注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針  
値: 1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

## 第2章 人と自然との共生

### 1. 生態系

#### (1) 里山の保全

##### ① 里山保全基本計画

本市の東部地域に残された里山を市民全体の貴重な財産として保全継承していくために、地権者等、市民、行政が連携して取り組む具体策を示し、本市における今後の里山保全の基本的指針とするため、枚方市里山保全基本計画を平成18年5月に策定しました。

今後も引き続き、同基本計画に基づいて各地区における森づくり委員会（地権者等、市民、行政が連携して里山保全に取り組む組織）の開催や里山保全活動団体との意見交換会を通じて、里山保全の取り組みを推進していきます。

##### ② 森林ボランティアの育成事業

津田山を主なフィールドとして、市域の里山保全に携わる森林ボランティアを育成する目的で、講義と実習で構成された「里山講座『めざせ！樹木博士』」（連続講座）を、平成21年10月から翌年の3月までの7回、30人の受講者で開催しました。



##### ③ 里山散策（津田生涯学習市民センター活動委員会事業）

身近な里山を歩き、自然と人の関わりや地域間の歴史を知り、郷土愛を深め、自然の心地良さ・ありがたさを感じることで、環境保全意識の高揚を目指し、平成21年度は表4-2-1に示すように、里山散策を実施しました。

表4-2-1 平成21年度里山散策一覧 (津田生涯学習市民センター活動委員会主催)

| 実施日        | テーマ等            | 内容                             | 参加者数(人) |
|------------|-----------------|--------------------------------|---------|
| 平成21年5月19日 | 103 三国境のピークを越えて | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 22      |
| 7月17日      | 104 星降る山に涼を求めて  | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 雨天中止    |
| 8月27日      | 105 残暑お見舞い、里山散策 | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 26      |
| 9月24日      | 106 秋麗の4名山      | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 19      |
| 11月26日     | 107 星降る山に秋を感じて  | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 27      |
| 12月22日     | 108 煩惱の数に到達！    | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 22      |
| 平成22年1月28日 | 109 石仏めぐりと旗振りの道 | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 雨天中止    |
| 3月26日      | 110 枚方最高峰への道    | 軽登山ハイキングを通じ、地域間の歴史や自然との関わりを知る。 | 26      |



「108 煩惱の数に到達！」から散策風景



「110 枚方最高峰への道」から国見山の夫婦岩

#### ④ 里山保全基金の活用

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山保全のため、枚方市東部地域里山保全基金を設置しています。

平成21年度は5件の寄附があり、平成22年3月31日現在の残高は16,647,963円です。

平成21年度は、基金を活用し、里山保全活動団体（6団体）に道具の購入費の一部等を補助する枚方市里山保全活動補助金の交付を行いました。

## ⑤ 東部の緑と里散策マップの作成

第二京阪道路以東の東部地域には、自然、景観、歴史、文化、産業など、多様で魅力的な地域資源が豊富に存在しています。本市では、それらの機能や魅力を高め、広く発信することで、50年、100年先の未来まで引き継いでいくことが望ましいと考えています。

そこで、平成21年9月に取りまとめた「市民とつくる東部の緑と里づくり」を基に、市民向けマップ「東部の緑と里散策マップ」を平成21年12月に作成しました。

## ⑥ 穂谷の里山写生大会

豊かな里山の環境が残る穂谷地区において、美しい里山を未来につなぐ取り組みとして、地元やボランティア団体と協力し、小中学生を対象とした「枚方市こども夢基金活用事業『穂谷の里山写生大会』」を平成21年4月29日、5月3日、5月10日に実施し、延べ240人の参加がありました。

また、写生大会の入賞作品表彰式とあわせて、漫画家の松本零士氏による講演会を平成21年8月9日にメセナひらかたにて行い、300人の来場がありました。



## ⑦ 津田山オープニングイベント

平成20年度に津田地区森林空間総合整備事業が完了したのを機に、津田山における里山保全の取り組みを発信し、広く市民等に津田山の森に親しんでもらうため、地権者やボランティア団体、大阪府と協力し、平成21年4月12日に「津田山オープニングイベント『森いきいき 人いきいき山桜コンサート』」を開催し、470人の来場がありました。



## ⑧ 大阪府山地美化キャンペーン

毎年11月の山に親しむ推進月間に、大阪府が府内の自然公園等の利用者に対して山地美化意識を普及させるため、市町村及び関係諸団体の協力を得ながら、大規模な美化啓発活動を展開しており、本市では、毎年、津田・氷室地区で里山美化キャンペーンを実施し、「里山保全」の意識向上と啓発を図っています。

## (2) 野生動植物の保護

### ① 野生鳥獣の保護

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可とメジロの飼養登録に係る事務が、平成 19 年度に大阪府から権限の委譲を受け、市の事務となりました。

平成 21 年度は、鳥獣による生活環境、農業または生態系に係る被害の防止を目的とした、イタチ、カラスなど有害鳥獣の捕獲について 37 件を許可しました。また、メジロの飼養について 7 件の登録を受理しました。

野生化したアライグマは、農作物の食害や動物由来感染症媒介の危険性、さらに生態系への悪影響が懸念されていることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、アライグマを特定外来生物に指定し、飼育・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制し、また、すでに定着している場合は、積極的な防除をすることとなりました。

本市では、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、大阪府と連携して、計画的な防除を行っています。

傷病鳥獣については、獣医師会の協力を得て指定された野生鳥獣救護ドクターを核に、傷病野生鳥獣救護ボランティア等の協力も得ながら救護を行っています。

## (3) ワンドの整備

本市の楠葉地区では、昭和 40 年代にワンドが 7 個存在しており、それらのワンドには、イタセンパラ、シロヒレタビラ等 26 種の魚類がいたことが判明しています。

しかしながら楠葉地区のワンドは、洪水を防止するため川幅を広くすることや川底の砂を取る等の河川改修工事により、平常時の水位が低下し、干し上がってしまい、魚類が生息できる環境が失われてしまいました。

本市では、楠葉地区のワンドの再生に対する要請を、平成 19 年 1 月 31 日に、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「淀川河川事務所」）に行いました。

淀川河川事務所は、平成 14 年度に 2 つのワンド（1 号、2 号）を復元させており、その後、3 つ目以降のワンドの復元・整備に役立てるため、モニタリングを実施しました。

淀川河川事務所は、モニタリングの結果を受け、平成 19 年度に洪水時の攪乱がうまく発生しない 1 号、2 号のワンドに対して、上流の河岸の切り下げを行い、3 号、4 号及び 5 号のワンドの復元・整備を実施しました。平成 20 年度は、さらに 6 号、7 号及び 8 号のワンドの復元・整備を実施しました。平成 21 年度は、牧野地区においても、ワンドの整備を実施しました。

平成 22 年度については、楠葉地区及び牧野地区において自然把握のためモニタリング調査を実施する予定です。

## 2. 自然とのふれあい

### (1) 自然観察会

人と自然とのふれあいを図る環境教育の一環として、「自然観察会」を実施しています。

#### ① 水辺の楽校（天野川のいきものを観察しよう！）

市内の小学生以下の児童（保護者同伴）を対象に、本市と大阪府枚方土木事務所、枚方いきもの調査会（メダカと魚部会）との共催で平成21年7月19日に天野川の新天野川橋付近で「水辺の楽校」を実施し、児童44人、保護者35人の参加がありました。講師には、NPOシニア自然大学の林美正氏を招き、枚方いきもの調査会「メダカと魚」部会員の補助で、水質調査や水生生物の観察などを行いました。



#### ② 夏休み山田池公園昆虫教室

市内の小学生以下の児童（保護者同伴）を対象に、本市と（財）大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会（昆虫部会）との共催で平成21年8月23日に山田池公園で夏休み山田池公園昆虫教室を行い、児童16人、保護者11人の参加がありました。指導、講師には元玉手山遊園地学芸員河合正人氏を招き、枚方いきもの調査会「昆虫」部会員の補助で、昆虫観察やパークセンターでの講演、昆虫標本見学などを进行了。



#### ③ 深秋の植物観察会

市民を対象に、本市と枚方いきもの調査会（植物部会）との共催で、平成21年11月21日に淀川河川公園付近（天野川河口周辺）で実施し、市民11人の参加がありました。淀川に生育する植物の観察などを进行了。



#### ④ 枚方（淀川）にくらす野鳥の観察会

市民を対象に、本市と枚方いきもの調査会（野鳥部会）との共催で、平成21年11月28日に淀川河川公園付近（天野川河口周辺）で実施し、市民13人の参加がありました。淀川に生息飛来する野鳥の観察などを进行了。



## (2) 学校ビオトープ池の整備と活用

学校ビオトープ池は「共生の世紀を担う次世代を育成する場所」であり、市内の各学校でも生き物とのふれあい、自然の美しさ・生命の尊さに気付き、地域の自然と共に存していく大切さを学ぶため、環境教育の一環として積極的に取り組んでいます。

平成21年度は、前年までの整備校の維持管理を行いました。

なお、平成22年3月31日現在の累計は、小学校14校と中学校3校の計17校です（表4-2-2参照）。

表4-2-2 学校ビオトープ池の整備校

| 年度     | 整備校                             |
|--------|---------------------------------|
| 平成13年度 | 川越小学校、平野小学校、蹉跎東小学校、樟葉南小学校、中宮小学校 |
| 平成14年度 | 津田南小学校、桜丘小学校、招提小学校、樟葉北小学校       |
| 平成15年度 | 第一中学校、招提中学校、船橋小学校               |
| 平成16年度 | 楠葉中学校                           |
| 平成17年度 | 交北小学校                           |
| 平成18年度 | 五常小学校                           |
| 平成19年度 | 氷室小学校                           |
| 平成20年度 | 長尾小学校                           |
| 平成21年度 | なし                              |



## (3) 緑の学校づくり

子どもたちが伸びやかに学校生活を送るとともに、暑気対策や環境整備の一環として、学校の緑化を進めています。

### ① 緑のじゅうたん

学校、保護者、地域が連携して、校庭の一部約1,000m<sup>2</sup>の芝生化及びその後の維持管理を行い、整備された芝生は教育活動や地域行事等において有効活用しています。

平成21年度は、前年までの整備校の維持管理を行いました。

なお、第三中学校は建て替え工事により対象外のため、平成22年3月31日現在の整備校の累計は、PFI事業による実施校を含め63校です（表4-2-3参照）。

表4-2-3 緑のじゅうたん整備校

| 年 度    | 整 備 校                              |
|--------|------------------------------------|
| 平成16年度 | 山之上小学校                             |
| 平成17年度 | 船橋小学校                              |
| 平成18年度 | 殿山第一小学校、交北小学校、山田東小学校、東香里小学校、伊加賀小学校 |
| 平成19年度 | なし                                 |
| 平成20年度 | 枚方市内56小中学校                         |
| 平成21年度 | なし                                 |



## 第3章 安全で良好な都市環境の形成

### 1. 都市基盤

#### (1) 環境に配慮した都市基盤の整備

##### ① 公共下水道の整備

公共下水道は、都市環境の整備と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質を保全するためには欠くことのできない重要な施設です。本市では污水管の整備を図り環境負荷の削減に努めるとともに、浸水の防除に向け雨水管の整備を行うなど公共下水道整備事業を推進しています。

本市では、市域の約80%に当る5,217haについて公共下水道の整備を計画しています。

また、本市の流域下水道は表4-3-1に示すとおり、市域北部・中部の生活排水を処理する淀川左岸流域下水道と市域南部の生活排水を処理する寝屋川北部流域下水道に分かれています。

なお、淀川左岸流域下水道渚水みらいセンターは、平成18年4月1日から北部処理場の処理区域を包含しました。

表 4-3-1 流域下水道別整備状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

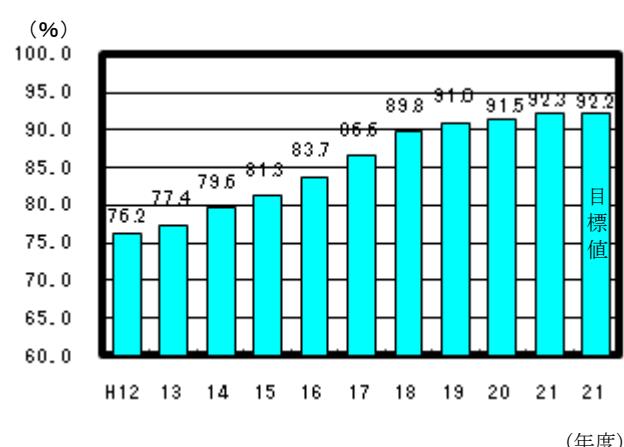
| 項目<br>＼<br>流域下水道名 | 淀川左岸流域下水道 | 寝屋川北部流域下水道 | 合 計     |
|-------------------|-----------|------------|---------|
| 計 画 面 積 ha        | 4,549     | 668        | 5,217   |
| 計画区域内現在人口(A) 人    | 347,235   | 63,898     | 411,133 |
| 整 備 濟 面 積 ha      | 2,677     | 505        | 3,182   |
| 整備済区域内人口(B) 人     | 316,087   | 63,545     | 379,632 |
| 処 理 面 積 ha        | 2,618     | 503        | 3,121   |
| 処理区域内人口(C) 人      | 312,597   | 63,545     | 376,142 |
| 水 洗 化 人 口(D) 人    | 287,645   | 59,609     | 347,254 |
| 整 備 状 況 B/A×100 % | 91.0      | 99.4       | 92.3    |

(注) 北部処理場は、平成18年4月1日から処理場としての機能を廃止しました。当該処理場で処理していた汚水は、渚処理区として渚水みらいセンターにて処理を行なっています。

平成22年3月31日現在の公共下水道整備普及率は図4-3-1に示すとおり92.3%（平成21年度目標値：下水道整備普及率92.2%、達成率100%）でした。

また、平成22年3月31日現在の整備面積は 3,182ha、整備人口は 379,632人でした（表4-3-1参照）。

図 4-3-1 公共下水道整備普及率の推移



## ② 粗大ごみ処理施設建設事業

老朽化した穂谷川清掃工場の粗大ごみ処理施設の代替施設を東部清掃工場敷地内に建設し、粗大ごみの選別を向上させることによって資源物の回収をさらに進め、ごみの減量化を推進し環境負荷を軽減する取り組みを進めています。

## ③ 第二京阪道路の全線開通

国道1号の慢性的な交通渋滞の緩和を目指して、国土交通省により建設が進められてきた第二京阪道路（緑立つ道）が、平成22年3月20日に全線開通しました。環境施設帯や高機能舗装、遮音壁を設置することで、騒音を抑えるなどの環境対策がされています。

本市では、開通前の平成22年3月14日に、道路を自転車や徒歩で通るイベントを開催しました。

## (2) 環境に配慮した開発への誘導

### ① 建築協定制度の促進

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全していくことを目的として、お互いに守り合う制度です。

本市では、建築協定を結ぼうとする地域の自主的な活動に対して、専門家のアドバイスを受けることができる「建築協定コンサルタント派遣制度」や自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して、印刷費、郵送費、看板製作費等の助成を行う「建築協定締結助成金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。

平成21年度の協定地区の認可は3地区で、平成22年3月31日現在34地区となっています（表4-3-2参照）。

表4-3-2 建築協定地区一覧

(平成22年3月31日現在)

|                 |                       |                         |                 |
|-----------------|-----------------------|-------------------------|-----------------|
| 高塚台住宅地区         | 村野緑が丘住宅地区             | 氷室エイコー生活物流センター地区        | 香楽園地区           |
| 長尾谷町(けやき坂)地区    | コモンスケープきたやま           | 京阪香里ひろ野住宅地区             | 宇山東町住友住宅地区      |
| 小倉西住宅地区         | 宮之阪電建住宅地区             | ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ第2 | コモンライフ香里園桜木町地区  |
| 興人小倉台地区         | ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ | ステーリア長尾ガーデンヒル住宅地区       | 香里ヶ丘けやき中央地区     |
| 宮之阪京阪住宅地区       | 東中振松下住宅地区             | ステーリア長尾ガーデンヒル第2期住宅地区    | パナホームシティ津田山手    |
| 東香里京阪住宅地区       | ひらかた北山なごみの街           | 東香里三交住宅地区               | レオタウン香里ヶ丘       |
| 野村住宅地区          | 藤阪天神町地区               | シェルセーヌ香里ヶ丘地区            | 中宮北町地区          |
| オーベルジュコート藤阪住宅地区 | 枚方津田くにみ坂E・G団地地区       | 津田ビスタヒルズはなみの丘地区         | 津田ビスタヒルズくにみの丘地区 |
| 枚方コモンステージ香里ヶ丘地区 | オーベルジュコート長尾東住宅地区      |                         |                 |

### (3) 環境への負荷の少ない交通体系の整備

#### ① ノーマイカーデーの推進

広報紙、FM放送等によりノーマイカーデーの啓発を行いました。

#### ② バスタウンマップの作成

電車・バスの情報や地域の情報をPRすることにより、公共交通利用者の増加を図るための活動を、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議や公共交通事業者と連携しながら取り組んでいます。

平成21年度は、枚方市全域を対象とした公共交通活性化マップ（バスタウンマップ）を転入者に対し配布しました。また、マップを利用したスタンプラリーを、4月11日、10月17日に実施しました。

#### ③ レンタサイクルの試行

地球温暖化防止対策や交通渋滞対策として、自家用自動車から公共交通やエコロジカルな自転車利用への転換を促すため、牧野駅前駐輪場において、平成21年度も引き続き社団法人枚方市シルバー人材センターで試行しました。

#### ④ コミュニティバスの運行促進

交通不便地域へのバス運行など、利用者の利便性向上のため、コミュニティバスの運行拡大をバス事業者に働きかけています。

平成21年度は、コミュニティバスの新規運行路線の拡大について引き続き京阪バス㈱に働きかけました。

#### ⑤ バスICカードシステム導入補助事業

バスICカードシステム導入補助事業を平成19年度から実施しています。

鉄道・バス等の乗り継ぎの利便性を向上させ公共交通機関の利用促進を図り都市交通の安全・円滑化に資するため、ICカードにより運賃収受を行うバスICカードシステムの整備に要する経費に対して国、大阪府と協調して補助を行います。

平成21年度は、京阪バス（香里園地支所・交野営業所）の車両に対して補助金（42.2台分、2,135千円）を交付しました。

## 2. 農

### (1) 農地の保全

市内には、東部地区を中心に、市街地を取巻く農地を含め約 535aの耕地（大阪農林水産統計年報平成 20～21 年版）があります。これらの農空間は、農産物を生産する基盤としてだけでなく、防災、緑地空間、水源涵養、市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有しています。

近年、環境問題に対する関心が高まるとともに、消費者の視点に立った食の安全安心・食文化の継承等が求められてきています。農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、生産活動を通じ二次的自然環境を形成するなど環境と調和した産業であると同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない産業です。農業が将来にわたってその役割を果たし、また社会全体の持続的な発展に貢献していくためにも、環境と調和のための基本的な取り組みが求められています。このため、次の取り組みを実施しています。

#### ① レンゲ栽培米生産支援事業

本市では、最も栽培面積の多い水稻栽培において、環境にやさしい「レンゲ栽培米生産支援事業」を平成 11 年度から実施しています。

レンゲ栽培米は、収穫後の田にレンゲ草の種をまき、春に花が咲いてから、耕しそぎ込むことで、田を肥やし、その田でできたお米です。レンゲ草は根に付いた菌により窒素を貯える働きがあることから、水田に地力を付ける有機質肥料として利用でき、施肥量の軽減が図れるものです。

また、レンゲ栽培は、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持つてもらえるものと期待されます。

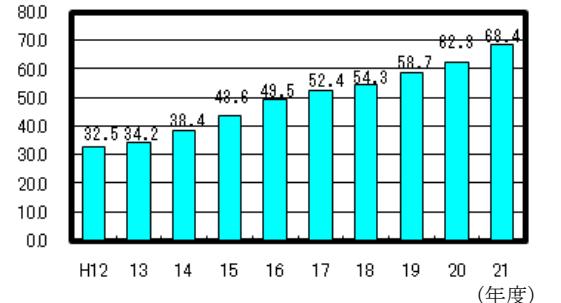
平成 21 年度は、レンゲ種子購入農家数 213 戸、レンゲ種子播種面積 68.36ha でした。

図 4-3-2 にレンゲ種子播種面積の推移を示します。

また、平成 21 年度は、レンゲ栽培米の大坂エコ農産物承認申請（集団申請）を、北河内農業協同組合代表理事組合長を栽培責任者として 106 名の方で行いました。

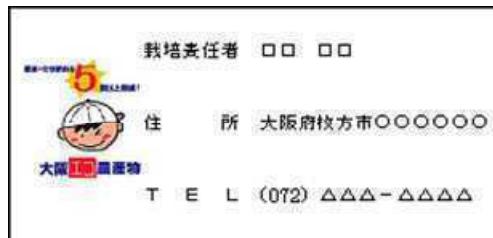
今後も引き続き、農家に対する支援や P R 活動を実施し、播種面積の拡大を図ります。

図 4-3-2 レンゲ種子播種面積の推移  
(ha)



## ② エコ農産物普及拡大事業

エコ農産物普及拡大事業は、大阪エコ農産物認証制度を普及・拡大することにより、減農薬、減化学肥料の環境にやさしい農業を推進し、市民により安全な農産物を供給することを目的としています。また、農産物に付加価値を付けることにより本市の農業振興にも寄与しています。



大阪エコ農産物認証制度とは、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を大阪府知事が認証し、図のように表示して販売できる制度です。

申請の受付は、市町村協議会を通じて行いますが、本市においては、平成16年5月に枚方市エコ農産物推進協議会を設立し、取り組みを始めました。

なお、平成21年度は、個人申請は延べ74農家・延べ305作物・作付面積1,077.71aの申請があり、集団申請はレンゲ栽培米106名・3,317.05a、黒枝豆4名・20aの申請がありました。また、PRのため、枚方産大阪エコ農産物販売会を3回開催し、仮称「エコレンゲ米」の新米も販売されました。

## ③ 病害虫防除対策事業（種糓の消毒）

米は、ばか苗病などの伝染性の病害を防除するため、播種の前に種子消毒を必要とします。これまで種子消毒を農薬により行っていましたが、平成16年度より環境にやさしい方法として農薬を全く使わない温湯消毒を推進しています。これは、専用の温湯消毒機を用いて60°Cのお湯に10分間浸すことによる消毒で、農薬使用と同等の殺菌効果があります。

平成21年度は、北河内農業協同組合が生産する水稻苗全てと、市内の北河内農業協同組合支部38支部が、温湯消毒を実施しました。

引き続き、温湯消毒の普及について、北河内農業協同組合を通して進めて行きます。

## (2) 農業基盤の整備

### ① 穂谷地区の農業振興

穂谷地区の農業の振興を図るため、安全でおいしい「野菜ブランド」「エコ農産物」の開発を目指して、有機堆肥の製造施設の建設を支援しました。

平成21年度は、その有機堆肥製造施設で公園剪定枝チップを原料とした堆肥づくりを行い、生産された有機堆肥を穂谷地区のほ場に投入しました。引き続き、良質で効果的な有機堆肥作りを行い、その堆肥を活用した農作物の栽培に取り組みます。

## (3) 農と市民の交流

### ① 市民ふれあい農園

市民ふれあい農園は、市民が土に親しみ農作物を作る喜びを知り、農を身近に感じてもらうため開設しています。

平成9年10月より北河内農業協同組合のふれあい農園と本市の市民農園を統合してできたもので、平成22年3月31日現在、35か所1,194区画、33,050m<sup>2</sup>になっています。

## ② 農業ふれあいツアーア

農業ふれあいツアーアは、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫する等の体験を通し、農業への理解を深めることを目的として、平成2年度から実施しています。

平成21年度は、25回延べ8,107人の参加者がありました。

## ③ 農業祭

農業祭は、本市の農業を都市住民に啓発し、都市農業の振興を図るために、地場農業の紹介、農業者と都市住民の交流を目的とし、昭和58年から実施しています。

平成21年度は、11月21日に北河内農業協同組合枚方中央支店で開催し、参加人数は約5,000人でした。

## ④ 農業ファンクラブ

農業ファンクラブは、農業に関心のある都市住民で結成し、農業の担い手の一翼として援農集団を目指し、交流・連携を日常的に展開し、本市の農業振興に寄与しています。

平成22年3月31日現在、農業ファンクラブ会員数は67人です。

なお、平成21年度は、ファンクラブ通信を4回発行しました。

## ⑤ 市内農産物の学校給食への利用促進

平成12～21年度における市内農産物利用実績の推移を表4-3-3に示します。

今後も積極的に市内農産物の学校給食への利用を推進し、地産地消を図ります。

表4-3-3 市内農産物の学校給食への利用実績 (単位:トン)

| 品目<br>年度 | 米<br>(レン<br>ゲ栽培<br>米含<br>む) | キャ<br>ベツ | 玉葱   | 大根  | えんどう豆 | 白菜  | レンコン | さつまいも | じやがいも | 九条葱 | ほうれん草 | チングンサイ | 冬瓜  | なす  | 小松菜 | 黒米  |
|----------|-----------------------------|----------|------|-----|-------|-----|------|-------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 12       | 44.0                        | 2.4      | 26.7 | 2.0 | —     | —   | —    | —     | —     | —   | —     | —      | —   | —   | —   | —   |
| 13       | 43.0                        | 2.6      | 16.5 | 1.9 | 0.7   | —   | —    | —     | —     | —   | —     | —      | —   | —   | —   | —   |
| 14       | 46.3                        | 2.8      | 22.1 | 2.3 | 0.3   | 1.4 | —    | —     | —     | —   | —     | —      | —   | —   | —   | —   |
| 15       | 47.6                        | 2.7      | 25.4 | 3.0 | 0.3   | 2.5 | 0.6  | 0.7   | —     | —   | —     | —      | —   | —   | —   | —   |
| 16       | 47.2                        | 2.7      | 30.2 | 3.2 | 0.3   | 5.1 | 0.6  | 0.8   | 1.0   | —   | —     | —      | —   | —   | —   | —   |
| 17       | 45.7                        | 2.2      | 24.3 | 3.8 | 0.3   | 5.1 | 0.8  | 1.1   | 2.0   | 1.4 | 0.7   | —      | —   | —   | —   | —   |
| 18       | 48.0                        | 3.3      | 33.2 | 5.2 | 0.3   | 3.3 | 0.8  | 1.5   | 2.5   | 1.6 | 0.9   | 0.6    | 1.4 | —   | —   | —   |
| 19       | 46.7                        | 2.7      | 34.6 | 4.8 | 0.3   | 3.2 | 0.8  | 1.4   | 2.5   | 1.0 | 0.9   | 0.7    | 1.1 | 0.2 | —   | —   |
| 20       | 48.0                        | 0.2      | 28.4 | 4.5 | 0.3   | 3.2 | 0.9  | 1.4   | 2.0   | 1.2 | 1.0   | 0.7    | 0.9 | 0.2 | 0.6 | 0.1 |
| 21       | 46.6                        | 1.5      | 28.2 | 4.0 | 0.3   | 2.8 | 0.7  | 1.2   | 1.7   | 1.2 | 0.9   | 0.9    | 1.1 | 0.2 | 0.4 | 0.1 |

## ⑥ 市内農産物の直販事業

生産農家が、市内農産物を市民・消費者に直接販売することを通じて、相互理解を深めるもので、農業生産者団体に対して助成しています。

平成21年度は、8団体に助成し、822回実施されました。

## (4) 食育推進事業

市民一人ひとりが正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、枚方市食育推進計画に基づき、関係機関・団体と連携し、普及啓発等の事業を実施します。

### ① 第2回ひらかた食育カーニバル

平成22年2月13日、枚方市食育推進ネットワーク会議、枚方市、及び枚方市教育委員会の主催により、「第2回ひらかた食育カーニバル」を開催しました（表4-3-4参照）。

**表4-3-4 第2回ひらかた食育カーニバル内容**

| 実施場所         | 内 容  | 備 考   |
|--------------|--|---|
| ラポール<br>ひらかた | 坂入姉妹の親子食育コンサートや伝統食の試食、市内食品関連事業者による模擬店、地元農産物の販売、小学生お弁当コンテスト表彰式、その他、ダンボール堆肥の作り方の展示等、食育に関する多数の催しを実施しました。試食・模擬店のコーナーでは、リユース食器を使用し、ゴミの減量を図りました。 | 主催：枚方市食育推進ネットワーク会議、<br>枚方市、枚方市教育委員会<br>運営：第2回ひらかた食育カーニバル実行<br>委員会 |

### ② 枚方市食育推進ネットワーク会議

さまざまな分野で食育活動に取り組んでいる団体などが情報を共有し、横のつながりを深め、市をあげて食育の推進を図るため、平成19年2月に食育推進ネットワーク会議を設置しました。

メンバーは教育や保育現場、農業、食品生産流通産業、保健医療、消費団体、ボランティア団体などから推薦された人と公募で選ばれた人で構成しています。

平成21年度には、2回の会議を開催し、食育の普及啓発や人材育成についての取り組みを行いました。

## 第4章 快適な環境の創造

### 1. 水辺と緑

#### (1) 緑の保全と創造

##### ① オープンスペース

###### ア. 公園の現況

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、緊急時には避難場所としての機能を持っており、その役割は重要です。緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るために、「枚方市緑の基本計画」に基づいて、緑のオープンスペースを計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図ります。また、緑化に関する誘導、整備等の諸施策についても進めていきます。

平成21年度は、新たに14か所の都市公園を整備し、平成22年4月1日現在、405か所202.34haが整備されており、市民1人あたりの面積は4.98m<sup>2</sup>（「枚方市緑の基本計画」に基づく平成37年度目標値13.53m<sup>2</sup>に対する達成率36.8%、図4-4-1参照）になっています。この面積は、全国の1人あたり整備面積9.60m<sup>2</sup>（平成21年）や大阪府の5.60m<sup>2</sup>（平成21年）と比較すると低い水準にあります。また、公園種別ごとにみると、表4-4-1に示すとおり、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、公園整備を進めています。

図4-4-1 市民1人あたりの公園面積

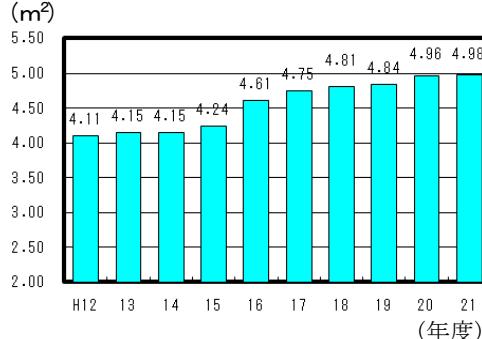


表4-4-1 都市公園の整備状況 (平成22年4月1日現在)

| 公園種別      |       | 整備量     |        | 1人当たり面積(m <sup>2</sup> /人) |
|-----------|-------|---------|--------|----------------------------|
|           |       | 箇所数(箇所) | 面積(ha) |                            |
| 基幹公園      | 街区公園  | 373     | 36.40  | 0.90                       |
|           | 近隣公園  | 14      | 22.88  | 0.56                       |
|           | 地区公園  | 2       | 9.00   | 0.22                       |
|           | 総合公園  | 1       | 9.29   | 0.23                       |
|           | 運動公園  | -       | -      | -                          |
| 特殊公園      | 風致公園  | -       | -      | -                          |
|           | 動植物公園 | -       | -      | -                          |
|           | 歴史公園  | 1       | 2.50   | 0.06                       |
|           | 墓園    | -       | -      | -                          |
|           | その他   | -       | -      | -                          |
| 広域公園      |       | 1       | 67.60  | 1.66                       |
| 国の設置によるもの |       | 1       | 47.30  | 1.17                       |
| 緩衝緑地      |       | -       | -      | -                          |
| 都市緑地      |       | 12      | 7.37   | 0.18                       |
| 都市林       |       | -       | -      | -                          |
| 緑道        |       | -       | -      | -                          |
| 広場公園      |       | -       | -      | -                          |
| 合計        |       | 405     | 202.14 | 4.98                       |

備考：公園の種類については、P137第7部・資料編（都市公園の種類）参照

## イ. 公園の整備

平成21年度における公園整備状況を表4-4-2に示します。

**表4-4-2 平成21年度における公園整備状況**

| 公園名称      | 整備の内容                              |
|-----------|------------------------------------|
| 印田町ふれあい公園 | 用地買戻し、植栽工、管理施設・園路広場・サービス施設・遊戯施設整備工 |
| 岡東中央公園    | 植栽工、園路広場・サービス施設・遊戯施設整備工            |

## ② 緑の保全

各法律に基づく緑地の保全状況は表4-4-3のとおりです。

**表4-4-3 緑の保全状況**

(平成22年3月31日現在)

| 名 称         | 根 抛 法 令 等          | 面積 (ha)   | 備 考   |
|-------------|--------------------|-----------|-------|
| 都市公園        | 都市公園法              | 202.34    | 405か所 |
| 生産緑地        | 生産緑地法              | 113.94    | 490地区 |
| 近郊緑地保全区域    | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律  | 約260      |       |
| 保安林         | 土砂流出防備保安林<br>風致保安林 | 約35<br>約2 |       |
| 地域森林計画対象民有林 | 森林法                | 458       |       |

## ③ 緑化推進事業

緑の大切さをアピールするため、平成21年度は表4-4-4に示す各種緑化啓発事業を実施しました。

**表4-4-4 平成21年度における緑化推進事業**

| 事 業 名     | 実 施 時 期         | 内 容             |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 緑化フェスティバル | 平成21年4月25日～28日  | 花苗・種などの配布、植木市等  |
| 花いっぱい運動   | 平成21年9月中旬～下旬    | 学校・保育所に種子・球根の配布 |
| 緑化講習会     | 平成21年1月中旬～11月中旬 | 菊づくり講座          |
| 新生児誕生苗木贈呈 | 平成21年5月、10月     | 誕生記念に苗木贈呈       |
| 都市緑化月間事業  | 平成21年10月下旬      | 民間保育所に球根の配布     |

## ④ 桜の名所ネットワークづくり

本市は、歴史的に深い関わりがある桜を、平成19年2月9日に、市の花に追加制定しました。それに伴い、郷土枚方を思う多くの市民の気持ちを大切にし、自然を愛する豊かな心を次代に引き継ぐための取り組みを行ってきました。

平成21年度は、「桜フェスティバル」事業として、市内の桜の名所の一つである天野川堤防沿い（宮之阪地区）で野外ミニコンサートを実施するなど、花と音楽を楽しんでもらう「さくらまつり」を4月4日に開催したほか、市の花「桜」短歌会として桜をテーマとした短歌を公募し、その表彰式・講評会を4月25日に実施しました。また、枚方市内の桜の開花情報を枚方市のホームページに掲載したほか、市内各施設に市内の桜開花情報コーナー等を設置しました。



## (2) 水辺とのふれあい促進

### ① 水面廻廊の整備

平成5年度より出口雨水幹線で、水に親しむ景観水路事業として「水面廻廊」の整備を進めしており、桜町・伊加賀西町地区と出口地区で供用開始しています。

平成21年度は、伊加賀西町・出口2丁目で遊歩道、及び植栽を271m整備し、供用開始しました。

### ② 川に開かれたまちづくりの推進

#### ア. 淀川舟運の再生

本市は、淀川における舟運整備事業の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした「淀川舟運整備推進協議会」(事務局：枚方市)に参画しています。同協議会では、平成21年8月に淀川沿川の9市1町が集まり総会を開催し、舟運を利用した観光に関する調査報告や国(河川管理者等)、関係機関職員との情報交換を行いました。また、災害対策における舟運の活用を図るため、沿川地域の防災拠点と船着場、緊急河川敷道路等との連携を進めることなどについて、近畿地方整備局へ要望活動を行いました。

一方、舟運再生機運の醸成や市民の河川への関心を高める取り組みとして、平成21年4月と10月に淀川舟運イベントを実施し、広く舟運再生に向けたPRを行いました。



平成21年度 舟運イベント“蘇れ!!淀川の舟運”

### ③ 河川堤防のクリーンアップ

大阪府アドptrリバープログラムとして、天野川では4団体、穂谷川では3団体、船橋川では3団体が河川クリーンアップを実施しました。

また、河川清掃については、「枚方クリーンリバー」として、天野川、穂谷川、船橋川の3河川について、大清掃を行っています。

平成21年度は、天野川(第8回天の川大清掃 主催：天の川実行委員会)は平成21年11月15日に556人の参加で、穂谷川(主催：枚方市)は平成21年11月21日に116人の参加で、船橋川(主催：楠葉西中学校区地域教育協議会、招提北中学校区教育協議会)については、平成21年8月29日、9月6日に約650人の参加で実施しました。

## 2. まち並み

### (1) 良好的な景観形成の推進

本市では、都市景観の保全を進めるため、平成6年3月に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために、「枚方市都市景観形成要綱」を平成11年1月より施行しています。

#### ① 景観協定の支援

##### ア. 都市景観形成協定の締結

地域の景観を守り育てるために、住民の方々で建築物や広告物、緑化などについて都市景観形成協定を結ぶことができるもので、平成22年3月31日現在、「枚方宿地区街づくり協定」が結ばれています。

##### イ. 都市景観形成市民団体の支援

市は、都市景観形成協定の締結などを目的として組織された団体を認定し、活動・運営費の助成などを行います。

平成21年度は、助成はありませんでした。

### (2) 歴史的景観の保全

#### ① 歴史的景観の保全に係る助成

本市は、古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあたり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っています。しかし、近年の住宅の建替えや周辺の開発などによって徐々にその特徴が失われつつあります。このため、各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する必要があります。現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定し、保全計画や保全整備計画に基づき、建築物などの外観の修理や修景に対し助成を行っています(表4-4-5参照)。

**表4-4-5 平成21年度の歴史的景観の保全等に係る助成金交付件数** (単位:件)

|               |   |
|---------------|---|
| 歴史的建造物の修復・保全  | 1 |
| その他の建造物の歴史的修景 | 2 |

#### ② 枚方宿地区における歴史的景観の再生

地元住民等で組織されている「枚方宿地区まちづくり協議会」とともに、枚方宿地区において、歴史街道軸として歴史の薫りを豊かに伝える魅力あるまちづくりを進めます。

町家等の修景助成、まちの案内サインの整備、歴史街道の美装化、公園整備等を行い、人がにぎわうまちづくりにつなげていきます。

平成21年度は、万年寺山周道の道路美装化を行いました。

### (3) 環境美化の推進

#### ① 屋外広告物対策の推進

本市では、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、大阪府屋外広告物条例により、違法な簡易屋外広告物の除却に関する事務の移譲を受け、道路上等の公共物に取り付けられている「はり紙」「はり札等」「広告旗」「立看板等」を日常的に撤去しています。

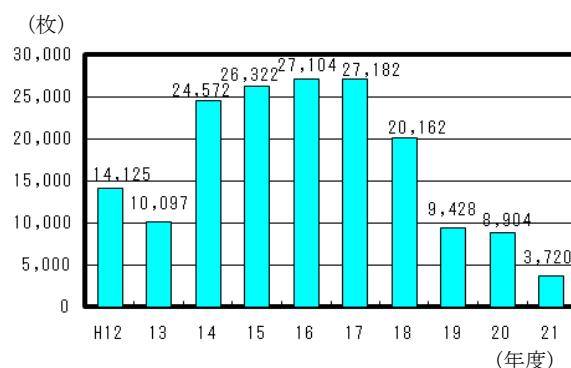
また、市長が代表幹事を努める「枚方市不法屋外広告物等対策協議会」を設置し、一斉撤去活動や啓発活動等を行うとともに、

地域の住民が自らの手で自らの環境を美化する取り組みとして、平成15年10月以降「枚方市不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度」を運用し、市民等による撤去活動を支援しています。この推進団体に登録している団体数は、平成22年3月31日現在、47団体181人となっています。

こうした取り組みにより、平成21年度に撤去した不法屋外広告物は図4-4-2に示すように3,720枚で、前年度(8,904枚)の約58%の減少となっています。

一方、市内各所で見られる落書きについては、その規模等に関わらず地域の美観・景観や環境を損なうものであり、本市にも苦情が寄せられており、広報ひらかたを活用し広く市民へ現状把握のための協力を呼びかけました。また、屋外広告物の一斉撤去活動を行うことによつて落書きの消去活動や、管理者への消去要請を行いました(3か所3回)。しかし、落書き行為は、夜間、人通りのない場所に突発することが多く、いまだ本市が知り得ていない多くの落書きが潜んでいるものと思われ、今後とも継続した落書き消去や積極的な防止対策を行っていきます。

図4-4-2 不法屋外広告物撤去数の推移



## ② ごみの不法投棄対策

本市では、ごみの不法投棄に対処するため、日常的なパトロールを行うとともに必要に応じ警告看板を設置するなど、不法投棄しにくい環境整備に努めるなどの未然防止対策を実施しました。

また、不法投棄が頻発する場所については監視カメラを設置する対策をとるほか、早期発見・収集を実施するため、企業・自治会等へ情報提供の協力を呼びかけました。平成21年度は、441件の情報提供を受けました。

不法投棄した者が特定された場合は、その者に原状回復をさせるなどの措置を行い、特に悪質な不法投棄が発生した場合は、関係機関と連携し、対応しました。平成21年度は4件の不法投棄に対応しました。

不法投棄収集・処理状況の推移は表4-4-6に示すとおりで、平成21年度の受付件数は、494件と前年度より約24%増加しました。

また、不法投棄されたごみの種類別収集・処理状況の推移（委託処理分及び市施設搬入分）は表4-4-7、表4-4-8のとおりです。平成21年度は前年度と比べ、可燃ごみは増加、不燃ごみは減少しています。この結果は、不法投棄監視重点地区における関係課による合同収集が要因です。

一方、不法投棄された家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、クーラー）の収集状況の推移は表4-4-9のとおりで、平成21年度は前年度と比べ、4品目合計では増加（合計で約14%の増加）しており、年間合計で200台となっています。これは、地上デジタル放送化によるテレビの買換えによるものと考えられます。

表4-4-6 不法投棄収集・処理状況の推移  
(まち美化推進課分室での対応分)

| 年度 | 受付件数<br>(件) | 収集処理件数<br>(件) | パトロール<br>(回) |
|----|-------------|---------------|--------------|
| 14 | 749         | 683           | 66           |
| 15 | 773         | 726           | 47           |
| 16 | 782         | 695           | 76           |
| 17 | 580         | 532           | 116          |
| 18 | 629         | 590           | 193          |
| 19 | 482         | 451           | 116          |
| 20 | 398         | 394           | 170          |
| 21 | 494         | 490           | 302          |

表4-4-7 種類別収集・処理状況の推移  
(委託処理分)  
(まち美化推進課分室での対応分)

| 年度 | 鉄屑等<br>(トン) | 消火器<br>(本) | ガスボンベ<br>(本) | 廃タイヤ<br>(トン) |
|----|-------------|------------|--------------|--------------|
| 14 | 21.16       | 184        | 10           | 14.24        |
| 15 | 17.80       | 100        | 0            | 12.98        |
| 16 | 8.30        | 35         | 0            | 7.56         |
| 17 | 18.00       | 22         | 13           | 5.28         |
| 18 | 11.39       | 24         | 0            | 6.02         |
| 19 | 11.53       | 22         | 4            | 4.35         |
| 20 | 1.94        | 98         | 0            | 4.98         |
| 21 | 1.88        | 0          | 0            | 3.24         |

表4-4-8 種類別収集・処理状況の推移  
(市施設搬入分)

| 年度 | 可燃ごみ(トン) | 不燃ごみ(トン) |
|----|----------|----------|
| 14 | 11.14    | 54.24    |
| 15 | 5.84     | 64.55    |
| 16 | 3.27     | 40.64    |
| 17 | 8.67     | 26.31    |
| 18 | 3.27     | 41.51    |
| 19 | 2.04     | 31.60    |
| 20 | 1.79     | 40.21    |
| 21 | 6.56     | 18.56    |

表4-4-9 家電4品目収集状況  
(台)

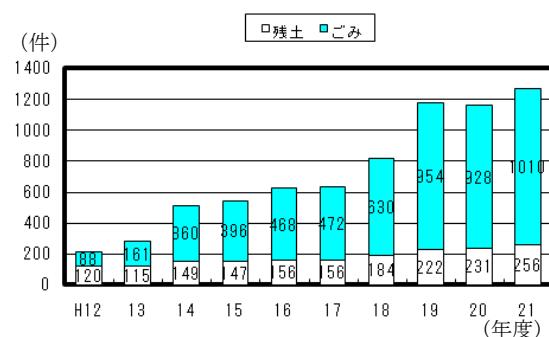
| 年度 | 冷蔵庫 | 洗濯機 | テレビ | クーラー | 合計  |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 14 | 69  | 58  | 121 | 28   | 276 |
| 15 | 65  | 48  | 116 | 25   | 254 |
| 16 | 95  | 59  | 129 | 27   | 310 |
| 17 | 67  | 36  | 120 | 24   | 247 |
| 18 | 41  | 40  | 117 | 3    | 201 |
| 19 | 49  | 21  | 96  | 1    | 167 |
| 20 | 49  | 26  | 97  | 3    | 175 |
| 21 | 48  | 8   | 135 | 9    | 200 |

### ③ 地域清掃

自治会やボランティア団体による公共の場所における清掃活動に対する支援として、ごみ袋の支給やごみの収集を行っています。

地域清掃に参加する団体は増加しており、平成21年度の実施件数については、残土256件、ごみ1,010件で、前年と比較してわずかに増加しました（図4-4-3参照）。

図4-4-3 地域清掃の実績の推移



### ④ 空き地等の管理指導

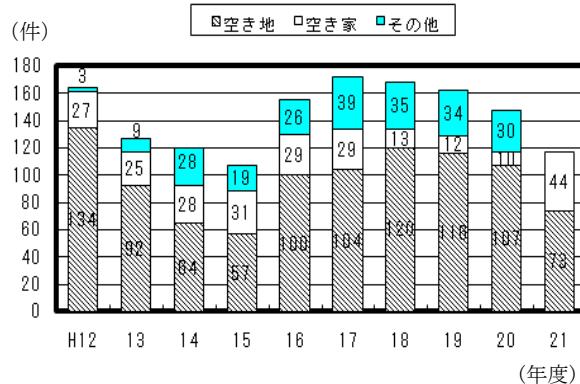
本市では、空き地の放置に伴う雑草の繁茂により、火災、犯罪及びごみの不法投棄の誘発、蚊、ハエ、ねずみ等の発生、また交通上の支障を来すおそれ等のないよう、空き地の所有者に対し、草刈りや柵の設置等適正な管理をするよう指導しています。

また、空き家・廃屋の放置についても、子どもの立ち入り等による事故や火災の発生、雑草の繁茂による害虫の発生等で近隣住民に危害を及ぼさないよう、所有者に対し、戸締まりや雑草の刈り取り等十分な整備と管理をするよう指導しています。

空き地等の管理についての苦情要望取扱件数の推移は図4-4-4に示すとおりで、平成13年度以降、空き地等の管理に関する苦情・取扱件数が減少していましたが、平成16年度より増加し、平成17年度以降は微減傾向にあります。

平成21年度の空き地等の管理についての苦情・要望については、空き地が73件、空き家が44件ありました。

図4-4-4 空き地等の管理についての苦情・要望取扱件数の推移



## ⑤ 枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例の施行状況

### ア. ごみのポイ捨て及び犬のふんの放置の防止について

ごみのポイ捨てや犬のふんの放置は、社会全体の問題として、しばしば新聞やテレビ等で取り上げられています。本市では、これらの行為を防止するため、平成14年に枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例を施行し、以後、継続的な啓発活動によりその周知徹底に努めています。

平成21年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動(510回)、啓発看板の配布(犬のふん防止351枚、ポイ捨て防止90枚)、犬のふんの防止対策「イエローカード作戦」に関する支援(自治会等30団体)、広報ひらかたやエフエムひらかたを活用した啓発などを行いました。

また、同条例では、自動販売機で飲料や食物を販売しようとする者に対し、自動販売機設置の届出や空き缶等の回収容器の設置等を義務付けています。これまでの届出の状況は、表4-4-10のとおりです。なお、平成22年3月31日現在、本市域に設置されている自動販売機の届出件数は3,801台です。

### イ. まち美化行動計画の策定

清潔で美しいまちづくりを行うため、同条例に基づき「まち美化計画」を策定し、まち美化に関する施策を総合的に行っていきます。

現行の「第2次まち美化計画(平成19年度～平成22年度)」は、「第1次まち美化計画(平成15年度～平成18年度)」で取り組んだ5つの基本的事項に合わせ、昨今の社会情勢とともにクローズアップされてきた「公共の場所での喫煙行為」「公共の場所の管理者としての市の取り組み事項」「ごみの不法投棄」「不法屋外広告物」「悪質な落書き」の5つを新たな基本的事項として加えました(表4-4-11参照)。さらに、この基本的事項を具体的かつ計画的に推進するため、「まち美化行動計画」を策定し、様々な取り組み事項(85項目)についての目標設定や、その達成に向けた進行管理を行っています(P138第7部・資料編(まち美化行動計画実施状況)参照)。

**表4-4-11 第1次・第2次まち美化計画における基本的事項**

|             |             | 基　本　的　事　項                             |
|-------------|-------------|---------------------------------------|
| 第<br>1<br>次 | 第<br>2<br>次 | (1)市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項 |
|             |             | (2)市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項    |
|             |             | (3)飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項       |
|             |             | (4)市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項          |
|             |             | (5)まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項       |
|             |             | (6)市民等に対する公共の場所における喫煙行為に係る啓発に関する事項    |
|             |             | (7)道路や公園等の管理者として市が行う取り組みに関する事項        |
|             |             | (8)ごみの不法投棄対策に関する事項                    |
|             |             | (9)不法屋外広告物対策に関する事項                    |
|             |             | (10)落書き対策に関する事項                       |

## ⑥ 建築資材の不適正処理対策

本市では、建築資材などの産業廃棄物に係るパトロールを定期的に実施しています。

平成21年度は、苦情処理と合わせて、延べ69回実施しました。こうしたパトロールにおいて、建設資材を不法に屋外で燃焼させている行為等が認められた場合は、その場で消火と再発防止を指導しました。さらに、悪質な事業者、廃棄物の野積行為を行っている事業者に対しては、大阪府、警察等の関係機関と連携し、行為の中止や撤去の指導を行いました。

## ⑦ 野焼き行為対策

本市では、いわゆる野焼き行為を行わないよう、事業者・市民等に対し、指導・啓発を行っています。

平成21年度は43件の焼却行為に関する苦情が寄せられ対応しました。野焼き行為を継続反復して行っている者に対しては、関係機関と連携し厳しく指導を行っています。件数は年々減少しています。

また、田畠における農業に関する野焼き行為は、例外として認められていますが、周辺の生活環境に影響を与えると判断されたものについては、消火等の指導を行いました。

## ⑧ 枚方市路上喫煙の制限に関する条例の施行状況

本市では、枚方市路上喫煙の制限に関する条例（平成20年10月1日施行）により、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、特に人通りの多い区域を路上喫煙禁止区域に指定（枚方市駅と樟葉駅周辺の一部）し、その区域内での喫煙を禁止しています。同条例では、過料等の罰則は導入せず、違反者への直接指導など様々な啓発活動により、その実効性を確保しています。

平成21年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動（510回）、広報ひらかたへの啓発記事の掲載（10回）、エフエムひらかたを活用した啓発放送（33回）、ポスターや啓発看板の配布などを行いました。

### 3. 歴史的文化的環境

#### (1) 歴史的文化的資源の保全と活用

##### ① 指定文化財

本市には数々の史跡や文化財があり、国等の指定文化財に指定されています。

平成5年には、枚方市文化財保護条例を制定し、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護を進めています。平成21年度は、3件の市指定を行いました。

表4-4-12に平成22年4月1日現在の本市における国、府及び市の指定文化財を示します。

**表4-4-12 枚方市の指定文化財**

(平成22年4月1日現在)

|                                 | 名 称                | 所 在 地                             |
|---------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 国<br>指<br>定<br>登<br>録<br>関<br>係 | 百濟寺跡               | 枚方市中宮西之町1-60                      |
|                                 | 片埜神社本殿             | 枚方市牧野阪2-21-15                     |
|                                 | 交野天神社本殿・同末社八幡神社本殿  | 枚方市楠葉丘2-19-1                      |
|                                 | 巖島神社末社春日神社本殿       | 枚方市尊延寺5-9-11                      |
|                                 | 牧野車塚古墳             | 枚方市車塚1-369                        |
|                                 | 禁野車塚古墳             | 枚方市宮之阪5-381                       |
|                                 | 大阪歯科大学牧野学舎本館       | 枚方市牧野本町1-4-4                      |
| 府<br>指<br>定<br>関<br>係           | 田中家住宅主屋・同鋳物工場      | 枚方市藤阪天神町5-1                       |
|                                 | 片埜神社東門・南門・石造灯籠     | 枚方市牧野阪2-21-15                     |
|                                 | 釈尊寺木造釈迦如来立像        | 枚方市釈尊寺町1-10                       |
|                                 | 安養寺石造露盤            | 枚方市南楠葉2-38-17                     |
|                                 | 正俊寺石造十三重塔          | 枚方市長尾宮前2-2-1                      |
|                                 | 繼体天皇樟葉宮跡伝承地        | 枚方市楠葉丘2-19-1                      |
|                                 | 田口山弥生時代遺跡          | 枚方市田口山2                           |
|                                 | 伝王仁墓               | 枚方市藤阪東町2                          |
|                                 | 枚方田中邸のむく           | 枚方市枚方上之町123-4                     |
|                                 | 光善寺のさいかち           | 枚方市出口2-8-13                       |
| 市<br>指<br>定<br>関<br>係           | 百濟寺遺跡出土せん仏         | 枚方市藤阪天神町5-1                       |
|                                 | 鍵屋・鍵屋主屋            | 枚方市堤町10-27                        |
|                                 | 清泰寺木造普賢菩薩坐像・文殊菩薩坐像 | 枚方市長尾元町1-11-10                    |
|                                 | 廢諸院觀音寺鐘樓・梵鐘        | 枚方市渚元町9-23                        |
|                                 | 意賀美神社の算額           | 枚方市枚方上之町1-12                      |
|                                 | 村野村高札場             | 枚方市村野本町10-62先                     |
|                                 | 浄念寺木造不動明王立像        | 枚方市三矢町7-21                        |
|                                 | 和田寺木造藥師如来立像        | 枚方市禁野本町2-7-43                     |
|                                 | 大聖寺藥師堂内厨子          | 枚方市春日元町2-16-30                    |
|                                 | 九頭神廢寺出土銅造誕生釈迦仏立像   | 枚方市藤阪天神町5-1                       |
|                                 | 三之宮神社の湯釜           | 枚方市穂谷2-7-1                        |
|                                 | 久修園院地球儀・天球儀        | 枚方市楠葉中之芝2-46                      |
|                                 | 尊延寺大般若經 附 唐櫃       | 枚方市尊延寺6-11-1                      |
|                                 | 御殿山神社遷宮絵馬          | 枚方市渚本町12-55                       |
|                                 | 尊延寺木造不動明王立像        | 枚方市尊延寺6-11-1                      |
|                                 | 尊延寺木造四大明王像         | 枚方市尊延寺6-11-1                      |
|                                 | 尊延寺木造地蔵菩薩立像        | 枚方市尊延寺6-11-1                      |
|                                 | 交野天神社末社貴船神社本殿      | 枚方市楠葉丘2-19-1                      |
|                                 | 旧田中家鋳物用具と製品一式      | 枚方市藤阪天神町5-1                       |
|                                 | 九頭神廢寺              | 枚方市牧野本町1-210の一部                   |
|                                 | 禁野本町遺跡             | 枚方市中宮北町50-107<br>枚方市中宮北町2-6南東(追加) |
|                                 | 安養寺木造宝冠釈迦如來坐像      | 枚方市南楠葉2-38-17                     |
|                                 | 光善寺(出口御坊跡)         | 枚方市出口2-8-13                       |
|                                 | 三浦蘭阪関係資料           | 枚方市車塚2-1-1                        |
|                                 | 今中家旧蔵文書            | 枚方市車塚2-1-1                        |

## ② 文化財調査事業

### ア. 特別史跡百濟寺跡の調査

百濟寺跡は昭和27年に国の特別史跡に指定され、史跡公園として全国に先がけて整備されました。当初の整備から約40年が経過し、本市では、平成17年度から再整備に向けて発掘調査を実施しています。

平成21年度は、寺域東南部に付属院地（仮称東南院）の存在を裏付ける、東方基壇建物を囲繞する築地塀跡が確認されました。

### イ. 九頭神（くずがみ）遺跡の調査

牧野本町に所在する九頭神遺跡のほぼ中央部分において、府営枚方牧野住宅道路整備工事等が計画されたため、工事に先立ち平成17年4月より区域内の約3,000m<sup>2</sup>に対して発掘調査を行いました。

平成21年度は、平成17～19年度にかけて実施した発掘調査の成果を発掘調査報告書にまとめ、刊行しました。

### ウ. 楠葉中之芝遺跡の調査

楠葉に所在する楠葉中之芝遺跡の範囲内において、幕末に築造された河川砲台跡の地割が良好に残っていることが明らかになり、その範囲確認と保存活用を図る資料を得るために、平成19～20年度にかけて発掘調査を行いました。

平成21年度は、平成19～20年度にかけて実施した発掘調査の成果を発掘調査報告書にまとめ、刊行しました。

## ③ 文化財啓発普及事業

平成21年度については、表4-4-13に示す展示会及び歴史講座を開催しました。

表4-4-13 平成21年度文化財啓発普及事業

| 事業名               | 開催日                      | 内容                                  |
|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 第7回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成20年10月31日～平成21年6月30日   | 発掘30年！優品でみる枚方の歴史                    |
| 第8回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成21年7月13日～平成21年10月12日   | 発掘30年！優品でみる枚方の歴史－人と道具の歴史－           |
| 第9回輝きプラザきらら文化財展示会 | 平成21年10月28日～平成22年6月21日   | 交野ヶ原の古墳時代－前期古墳を中心にして－               |
| 枚方中部地区歴史遺産啓発活用事業  | 平成21年11月7日               | 交野ヶ原の前期古墳                           |
| 市民歴史講座            | 平成22年3月20日<br>平成22年3月27日 | 京・大坂という場と幕末維新<br>坂本龍馬の虚構と実像-龍馬研究のいま |

#### ④ 文化財保護事業

##### ア. 特別史跡百済寺跡再整備事業

再整備に伴う基礎データ収集のための第五次発掘調査を、百済寺跡の東南部分で実施しました。また、再整備検討委員協議会を3回実施し、再整備までの今後のスケジュールを確認し、基本構想について検討しました。

##### イ. 九頭神廃寺保存整備事業

市指定史跡に指定した地域のうち、倉垣院跡地部分を含む東側部分について、公園整備工事を実施し、九頭神廃寺史跡公園として供用開始しました。

##### ウ. 重要文化財片埜神社本殿保存修理事業

平成21年度は、仮設工事については休憩所兼倉庫、軒足場、仮屋根等を設置しました。また、屋根工事については、檜皮葺を解体し、旧葺材を適切に処分するとともに、軒付積及び平葺の材料を購入し、檜皮の作製を行いました。

#### ⑤ 伝統産業の保存・活用

##### ア. 河内そうめん

担い手不足で今後の技術の継承が危ぶまれる「河内そうめん」の技術継承者を育成するため、平成13年度に枚方市河内そうめんづくり技術継承研修奨励金交付要綱を制定し、生産者、研修生に支援を行っています。平成21年度については、申請がありませんでした。

#### ⑥ 枚方宿地区産業活性化に係る助成

枚方宿地区産業活性化に係る事業融資に対する利子補給金交付要綱に基づき、本市の中小企業者が枚方宿地区まちづくり協定に規定する枚方宿歴史的環境整備ゾーンにおいて事業所の改修等を行うにあたり、大阪府中小企業融資制度に基づく融資を受けた場合に金融機関に支払う利子の一部を補給金として交付するもので、枚方宿地区の歴史的景観の保全を図るとともに、産業の活性化に寄与することを目的にしています。

なお、平成21年度については、1事業者に対して補助金の交付を行いました。

## 第5章 循環を基調とする社会システムの実現

### 1. 廃棄物

#### (1) 廃棄物の発生抑制

##### ① 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の推進

本市では、平成21年6月に、廃棄物処理法に基づいたごみ処理基本計画としてだけでなく、さらに発展させた地域版の循環型社会形成を目指す計画として「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を策定しました。

この新計画においては、新たな「高水準減量目標」として、「焼却ごみ量を平成30年度までに8万3千トンまで減量」を設定しています。

図4-5-1に高水準減量目標と焼却処理量の推移を示します。

なお、平成21年度の焼却ごみ量は、約10万1千トン（平成21年度目標値：10万2千トン）で、目標を達成しました。

#### ② 発生・排出の抑制

図4-5-2に示すように、1人当たりの1日ごみ量（家庭系+事業系）は前年度と比べ減少しています。家庭系ごみに絞ってみると、ペットボトル・プラスチック製容器包装を分別排出したことによりごみ減量の意識が高まり、発生抑制が働いたものと考えられます。しかし、焼却ごみの半減を実現させるためにはスマートライフに徹することが重要になります。

本市ではこれらの減量に向けたキーワードとして、4つのRの行動を推進するため、スマートライフの普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を推進しています。

平成21年度は、スマートライフの普及・啓発として、市民に対してレジ袋削減等の各種キャンペーン、市内の小学校4年生等を対象とした環境学習、市民を対象とした生ごみ堆肥化講習会、市民、職員対象のスマートライフ研修等を年間151回、延べ23,860人の市民等に実施しました。

図4-5-1 高水準減量目標と焼却処理量の推移

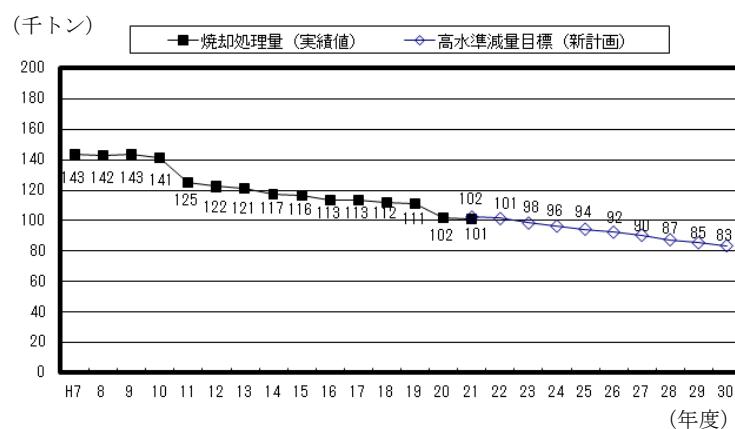
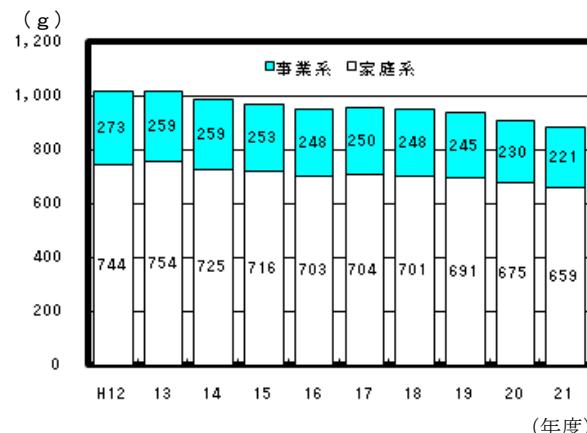


図4-5-2 1人あたりの1日ごみ量の推移



**4つのR**

- リフューズ [Refuse]：ごみになるものは、受け取らないようにしましょう。
- リデュース [Reduce]：本当に必要なものを必要な量だけ買うようにしましょう。
- リユース [Reuse]：繰り返し使えるものを選び、また、すぐに捨てないで繰り返し使いましょう。
- リサイクル [Recycle]：きちんと分別してお店や再生資源集団回収に出しましょう。

**ア. 生ごみ堆肥化事業の促進**

家庭系ごみ中には生ごみが約40%含まれています。このため、生ごみ堆肥化の推進による減量効果は大きく、本市では、生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）と有用微生物群（EM）容器については生ごみ堆肥化を専門に行っているNPO法人に委託し、生ごみ堆肥化を推進しているほか、電動式家庭用生ごみ処理機の購入費について、助成する制度を設けています。

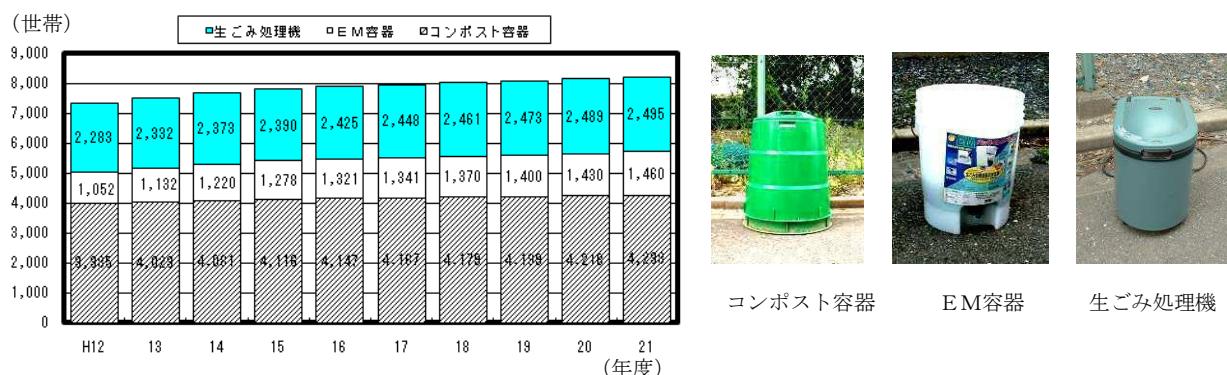
平成21年度におけるコンポスト容器、EM容器、堆肥化消耗品のモニター貸与数及び電動式家庭用生ごみ処理機の購入費の一部助成を行った世帯数は表4-5-1に示すとおりです。

また、平成21年度までの堆肥化事業累計世帯数を図4-5-3に示します。

**表4-5-1 平成21年度におけるコンポスト容器等モニター貸与数  
及び家庭用生ごみ処理機助成世帯数 (世帯数)**

| 制 度 の 種 類 |             | H21 実績値 |
|-----------|-------------|---------|
| モニター貸与    | コンポスト容器     | 20      |
|           | EM容器        | 30      |
|           | ダンボールによる堆肥化 | 215     |
| 購入費用の一部助成 | 家庭用生ごみ処理機   | 6       |

**図4-5-3 堆肥化事業の累積世帯数の推移**

**イ. 廃棄物減量等推進員**

本市では、ごみの減量や啓発など地域と行政とのパイプ役として活動していただく廃棄物減量等推進員を選任しています。小学校区ごとに校区コミュニティ協議会を通じて推薦を順次依頼しており、平成22年3月31日現在、45校区510名を選任しています。

平成21年度は、本市は推進員に対し、施設見学会（東部清掃工場、北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま））を2回に分けて実施しました。

#### ウ. 不用品交換情報ネットワーク

本市のホームページ上で、リサイクル情報「あげます・ください」を掲載しており、市民の皆さんに活用されています。

平成21年度は6件の応募があり、児童遊具の不用品が交換されました。

#### エ. ごみ問題講演会

平成22年2月25日に、メセナひらかたで大阪産業大学講師の花嶋温子氏により「ごみから考え方2050年」をテーマとして講演会を実施し、84人の参加がありました。

#### オ. 事業系ごみの減量指導

事業系ごみの減量のため、平成20年度までは、月平均3トン以上的一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として、減量指導を行ってきましたが、事業系ごみのさらなる減量を推進するため、平成21年9月に枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則を改正し、月平均2.5トン以上的一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者とすることにしました。

平成21年度は、多量排出事業者125事業所に対して、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物減量等計画書の作成を求めるとともに、33事業所に立入検査を実施しました。

また、廃棄管理責任者を対象に研修会を実施し、減量指導を行いました。

多量排出事業所以外の事業所においても、適正なごみ処理と減量を推進するため、「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布し啓発を行いました。

#### カ. 市役所関係の施設からのごみ排出抑制に向けた取り組み

市役所本庁舎では、ごみ分別の徹底を図るため、「ごみステーション」の設置や古紙回収を行っています。また、平成20年2月からは、全市対象にペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を開始したこととあわせ、市関係施設から排出された廃プラスチック類についても、産業廃棄物として適正処理及び資源化処理を行うことを目的に分別収集・処理を実施していることにより、可燃ごみはピーク時に比べて70%近く削減できています。

また、平成21年度は、本市職員を対象に49人の参加のもと「スマートライフ」研修を実施し、市内の市立幼稚園11園に対して環境学習のPRを行いました。

## (2) 再使用・再生利用の促進

### ① 資源ごみの回収

#### ア. 再生資源集団回収報償金制度

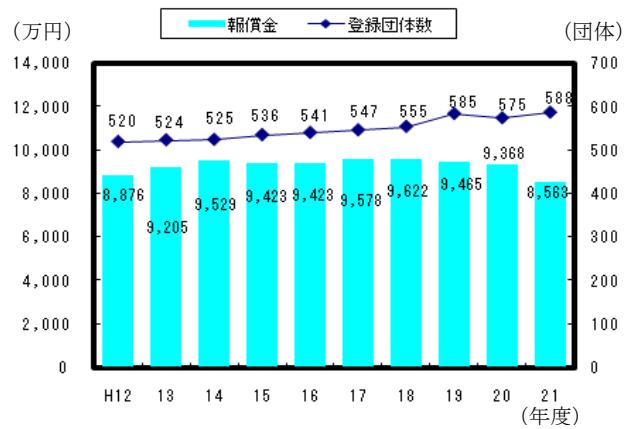
平成6年7月から、古紙と古布の資源化により、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が自主的に行っていける再生資源の集団回収に対して報償金を交付しています（図4-5-4参照）。

平成21年度における、本市の集団回収量は約21,420トンで、1人当たりの1年間回収量は約52.6kgです。平成21年度に集団回収で集められた古紙の量（約20,053トン）は、直径14cm、

高さ8mの立木401,060本分に相当します（参照：（財）古紙再生促進センター資料）また、古布類とアルミ缶を合わせた全回収量（約21,420トン）は、市が処理するごみの量の約19.3%に相当します。

平成21年度の登録団体数は588団体で、報償金額は85,629,800円です。

図4-5-4 再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金

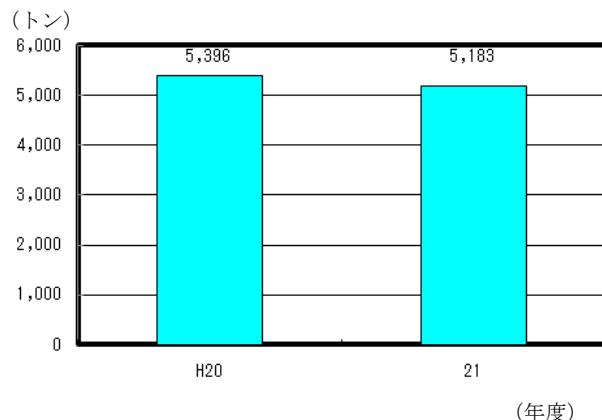


#### イ. ペットボトル・プラスチック製容器包装収集事業

本市では、平成20年2月からペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を始めました。平成21年度は約5,183トンを収集し、「北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）」に搬入後、中間処理（圧縮、梱包）をしています（図4-5-5参照）。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化、再商品化されています。

図4-5-5 ペットボトル・プラスチック容器包装分別収集量



## ② リサイクル事業の推進

### ア. 広域リサイクル共同事業

枚方市、寝屋川市、交野市及び四條畷市の4市により、平成16年6月に「北河内4市リサイクル施設組合」を設立し、ごみの減量・資源循環を中心とした啓発と容器包装リサイクル法に基づいたペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う「北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）」（寝屋川市寝屋南1丁目7番1号）を地域のリサイクル活動の拠点として整備し、平成20年2月1日より稼動しています。平成21年度は、本市から5,183.91トンのペットボトル・プラスチック製容器包装を搬入し、資源化されています。

### イ. リサイクル工房の活用

村野リサイクル工房（平成13年9月設置）では、自転車・木工・衣類のリフォーム、おもちゃの診療所、生ごみの堆肥化などのリサイクル活動を市民ボランティアにより行っています。

平成22年3月31日現在、5団体が活動しています。これらのうち、「枚方エコサイクル」は、駅前等で放置された自転車等を整備点検し、年間約400台の販売修理を行い、木工グループ「きつつき」は夏休み及び春休みに親子木工教室を開催し、衣類のリフォーム「いろどり」は秋に衣料教室を開催し、「おもちゃの診療所」は年間約40件の壊れたおもちゃの修理を行い、「エコスマイルひらかた」は、推計で年間約30,000kgの生ごみの堆肥化に関与しました。

また日常の活動以外にも「村野リサイクル工房発表会」や「ごみ減量フェア」などのイベントに参加し、市民にごみ減量を啓発しました。

平成21年度における、リサイクル工房の団体による南部生涯学習市民センターでの市民啓発事業は、表4-5-2のとおりです。

表4-5-2 南部生涯学習市民センターでの市民啓発事業 (同センター活動委員会主催)

| 講座名   | 内容  |
|-------|---|
| 木工ひろば | ボランティアスタッフにより、建築廃材・端材を使った木工講座を4回開催し、計114人が参加。 |

### ウ. 廃棄物リサイクル再生材使用の道路整備

平成21年度は、道路整備において、再生合材599.3トン、再生碎石955.0m<sup>3</sup>、建設発生土活用559.3m<sup>3</sup>を使用しました。

### エ. 学校給食関係ごみ減量の推進

本市の学校給食関係では、ごみの発生抑制、再使用・再生利用等により、資源の循環や燃焼ごみの減少を目指した取り組みを行っています。

学校給食の牛乳はびんを再使用して供給しているほか、食材の梱包ダンボールやびん、缶はリサイクル処理業者に処理をさせています。揚物に使った後の廃油は液体石鹼として再生させ、それを調理場で食器や食缶等の洗浄に使用しています。

また、川越小学校、平野小学校、蹉跎西小学校、小倉小学校、山田東小学校、中宮小学校、西長尾小学校、蹉跎東小学校、伊加賀小学校及び牧野小学校に設置した生ごみ処理機では、調理途上から出る生ごみ及び残菜を堆肥化し、学校の花壇等で活用することで環境教育にも役立てています。

### **オ. 図書館での廃棄図書のリサイクル**

リサイクルの推進として、廃棄される図書や雑誌等を団体や市民に譲与しています。

平成21年度は、市内全館で年間71,494冊を団体や市民に譲与しました。

### **カ. 溶融スラグの有効利用**

東部清掃工場では、灰中のダイオキシン対策及び減容化を目的として、ごみを焼却処理した際に排出される焼却主灰及び集じん飛灰を溶融処理しています。

溶融で得られたスラグを今後有効利用していくため、平成21年度は、JIS規格の適合について、品質管理試験を6回実施しました。

また、スラグの実用効果等の試作、研究、検討に資するため、サンプル提供に関する指針を定めて、民間事業者や研究機関に提供する制度を設けています。

## **2. エネルギー**

私たちの生活や事業活動に欠くことのできない電気やガスなどのエネルギーは、無限のものではありません。このため、生活様式や事業活動を見直し、エネルギーの消費を抑制するとともに自然エネルギーなど環境への負荷の少ないエネルギーの利用を進める必要があります。

### **(1) 公共施設での太陽光発電システムの活用**

公共施設での太陽光発電量は表4-5-3のとおりです。

**表4-5-3 平成21年度における公共施設での太陽光発電量**

| 施設名称         | 規模(kw) | 発電量(kwh)    | 発電した電気の使用方法     |
|--------------|--------|-------------|-----------------|
| 中宮浄水場        | 100    | 114,517.0   | 場内電気設備に使用       |
| 香里受水場        | 50     | 43,170.6    | 場内電気設備に使用       |
| 北山配水場        | 20     | 16,812.0    | 場内電気設備に使用（一部売電） |
| 田口山配水場       | 20     | 19,514.8    | 場内電気設備に使用（一部売電） |
| 桜丘北小学校       | 10     | 12,805.5    | 学校内にて使用         |
| 南部生涯学習市民センター | 20     | 21,306.0    | 施設電気設備に使用       |
| やすらぎの杜       | 20     | 21,963.791  | 施設電気設備に使用       |
| 合計           |        | 250,089.691 |                 |



## (2) 東部清掃工場でのエネルギーの有効活用

平成20年12月に本格稼働した東部清掃工場では、ごみを焼却した際に発生する廃熱を利用し、蒸気タービンにより最大4,500kWを発電しています。発電した電力は、工場で使用するほか、余剰電力を売電して、エネルギーの有効利用を図っています（表4-5-4参照）。

表4-5-4 平成21年度における東部清掃工場での発電量

| 発電量 (kWh)  | 発電した電気の使用方法    |
|------------|----------------|
| 32,320,100 | 場内電気使用設備の電力、売電 |

## 3. 水循環

水資源の有効活用を図るとともに、雨水の浸透等により水資源が循環する都市づくりをめざした取り組みを推進します。なお、本市の水の需要量については、P149第7部・資料編（電気・ガス・水道の需要量）に記載しています。

### (1) 公共施設における雨水利用

#### ① 南部生涯学習市民センター

南部生涯学習市民センターでは、屋上部分に降った雨水を貯留し、トイレの洗浄水、樹木の散水に利用しています。平成21年度の雨水利用量は715トンであり、上水道使用量1,151トンに対し、全体の水使用量の約40%を雨水でまかなっています。

**② 交北公園・車塚公園**

交北公園では、雨水をピットに溜めて散水に利用し、車塚公園では、雨水を循環し噴水に利用しています。

**③ 市役所本庁舎**

市役所本庁舎では、雨水タンクを設置し、庁舎の緑のカーテンへの水やりなどに利用し、通行者に雨水利用を啓発しています。



市役所本庁舎に設置した雨水タンク

**④ 鍵屋資料館**

鍵屋資料館では、雨水タンクを設置し、夏場の歴史街道での打ち水、植栽への水やりに利用しています。

**⑤ サプリ村野**

サプリ村野では、雨水タンクを設置し、植栽への水やりなどに利用しています。また、タンク管理をしているN P O 法人ひらかた環境ネットワーク会議による雨水利用の啓発活動も行われています。

**⑥ 東部清掃工場**

東部清掃工場では、工場の屋上に降った雨水を貯留して、灌水用に有効利用しています。

## 第6章 地球環境の保全

### 1. 地球環境

#### (1) 地球温暖化対策地域推進計画

平成17年2月に京都議定書が発効したことを受け、温室効果ガス排出量を基準年（平成2年（1990年）、代替フロン類は平成7年（1995年））比で6%削減するという国内目標を達成するため、市民・事業者・行政がビジョンを共有し、市域全体での温室効果ガス排出抑制の取り組みを推進していかなければなりません。そのための総合的かつ具体的な道標として、平成19年6月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

同計画における温室効果ガス排出量の抑制目標は、平成24年度（2012年度）の二酸化炭素排出量を、本市では平成17年度（2005年度）の排出量から17%削減し、平成2年度（1990年度）の排出量まで抑制することです。また、平成42年度（2030年度）には、二酸化炭素の排出量を平成2年度（1990年度）比マイナス50%に抑える長期的目標を設定しています。

#### ① 枚方市地球温暖化対策地域協議会～ひらえこ p r o j e c t～

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を推進していくうえで、その推進体制の中核として位置付けられる「枚方市地球温暖化対策協議会」（以下「協議会」）を、平成21年4月に市内事業者88社と本市で設立しました。協議会では、ライトダウンやエコチェックといった温暖化対策の取り組みや、省エネや温暖化に対する施策などの情報の共有化、パネル展示やブース展示といった市民への啓発などに取り組みました（会員数106社、平成22年3月31日現在）。

#### ア. 設立総会

協議会の設立総会を平成21年4月21日にラポールひらかたで開催しました。当日の総会には、様々な業種の市内事業者66社が参加し、協議会の規約や役員、平成21年度事業計画などを決めました。

また、「協議会を通じた地域と企業の連携」というテーマで、近畿大学理工学部社会環境工学科の久隆浩教授に記念講演をしていただきました。



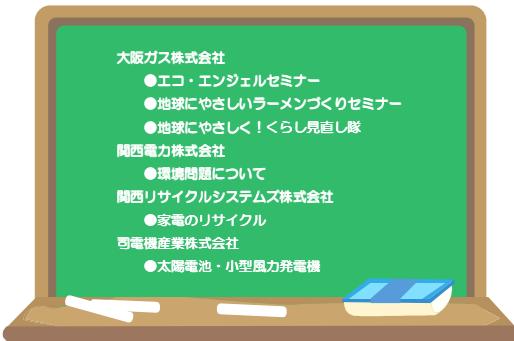
#### イ. CO<sub>2</sub>削減プロジェクト

通勤により排出される二酸化炭素を削減する、エコ通勤を市域で広めることを目的に、17社の会員がメンバーとなった「エコ通勤検討チーム」で、実施方法について検討を行いました。

また、枚方市域において、市民の環境に配慮した行動を促すために、事業者として実施できる有効な手段について、18社の会員がメンバーとなった「エコポイント検討チーム」で検討を行いました。

## ウ. メニューバンク

協議会では、会員企業が実施している環境出前授業などを体系的に紹介する「メニュー バンク」を構築し、協議会ホームページやエコレポート2009（枚方市環境報告書）でメニュー バンクの紹介を行いました。



## エ. 広報事業

協議会や会員企業の環境に配慮した取り組みを市民に周知するため、会員企業が取り組んでいる環境活動や環境目標をわかりやすく紹介する資料を各企業において作成し、パネルにして、下記のイベントで活用しました。

- ・ひらかたNPOフェスタ2009（参加）
- ・2009ごみ減量フェア（参加）
- ・第25回大阪府都市緑化フェア（参加）
- ・協議会温暖化啓発イベント（主催）
- ・ひらかたエコフォーラム2010（共催）
- ・第二京阪道路開通プレイベント（参加）



また、協議会温暖化啓発イベント（平成22年1月16日、1月17日、くずはモール）では、協議会及び会員企業のパネル展示、電気自動車の展示、エコ免許証の発行などを行いました。

## オ. その他

「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」や「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2010」を本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携して実施しました。

### (2) 枚方第二小学校校舎改築事業

枚方第二小学校教室棟の改築を平成21年7月末に完成しました。改築に伴い、温暖化防止対策のための屋上緑化、建物南面の複層ガラス入りサッシの使用及び断熱・遮熱効果を図るための庇設置による空調負荷の低減、雨水流出抑制を図るための透水性の植え込み、側溝、管の設置を行いました。

### (3) 暑気対策

本市には気象庁のアメダスが設置されており、平成14年7月23日に36.8℃、同7月28日に38.2℃と全国での最高気温を二度記録しました。その後も全国最高気温を記録するなど、全国的にみても、本市は高温な地域になっています。

本市で高温が観測される原因については、大阪湾からの海風（昼間に海から陸に向かって吹く風）により、「ヒートアイランド現象」で暖められた大阪市内の空気が内陸部の枚方へ吹き込み、生駒山系の山並みに遮られて吹き抜けることができずに滞留し、暖められて、ますます気温が高くなるため、といわれています。

また、「ヒートアイランド現象」は、本市においても市街化が進むにつれて進行しており、暑さが冷房需要を増し、その排熱がさらに暑さの原因となるといった悪循環を招いています。

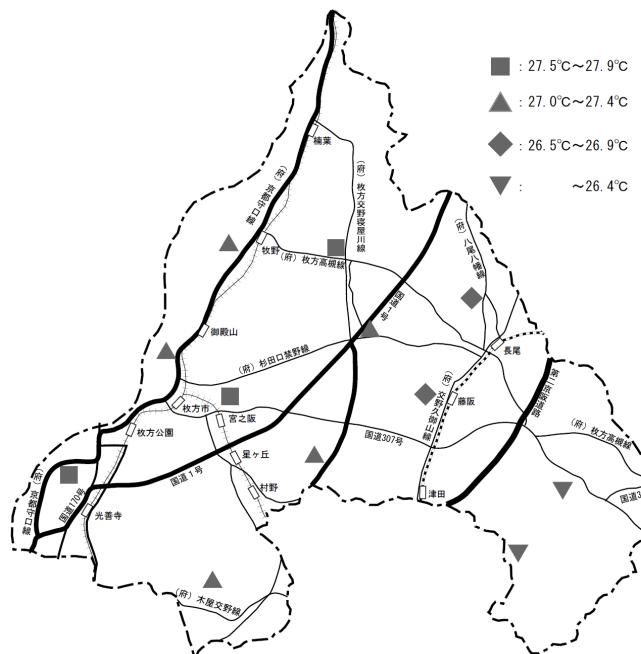
これらのことから、本市では、平成14年度から暑気対策に取り組み、平成16年7月に「枚方市暑気対策指針」を策定しました。指針では、暑気対策の基本方針として、次の四点をあげ、取り組みの方向性を示しています。

- ・省エネルギーの推進、自動車の効果的な運行等により人工排熱の低減を図る。
  - ・蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、表面被覆の改善を図る。
  - ・緑や水による冷却効果を活用する。
  - ・緑や水を活用して、涼感を呼ぶ効果の増大を図る。

## ① 気温調査の実施

平成15年から毎年夏季(7月、8月)の気温調査を実施しています。市域の気温分布状況は、大阪市内に近い市南西部及び主要幹線道路に面した市中部が最も高く、続いて南北に延びる住宅密集地が高くなり、東部の山間部に向かうにつれて下がる傾向があります。最も気温が高い地域と最も気温が低い地域では7月～8月の平均気温で約3°Cの差があります(図4-6-1参照)。

図 4-6-1 7月～8月の平均気温（平成21年）



## ② 緑のカーテン

「緑のカーテン」は壁面緑化の一種で、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物で作る自然のカーテンです。日差しを和らげるだけでなく室温の上昇を抑える効果もあります。

### ア. 緑のカーテンモニター

平成19年度、平成20年度にわたり緑のカーテンコンテストを実施した中で、暑気対策や市民の省エネルギー型のライフスタイルへの誘導といった効果がみられました。このことから、「緑のカーテン」の普及拡大を目的にモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者へゴーヤの苗を配布しています。

平成21年度は、145人の応募がありました。

### イ. 緑のカーテンコンテスト

「緑のカーテン」の普及・啓発を目的に、平成19年度から市民による緑のカーテンの取り組みを募集し、「緑のカーテンコンテスト」を実施しています。

平成21年度は、45件の取り組み報告があり、そのうち優れた6件（最優秀賞1件、優秀賞3件、アイデア賞2件）を平成22年2月に開催した「ひらかたエコフォーラム2010」で表彰しました。また、取り組み報告の内容は本市のホームページ等で公開しています。



### ウ. 市施設での取り組み

平成21年度は、全小・中学校75校、幼稚園1園、公立保育所14園、市役所本庁舎などの市施設で緑のカーテンに取り組みました。

## ③ 打ち水

暑気対策指針に基づき、市民への啓発を目的として、ひらわんかまつり（平成21年8月23日実施）及び枚方まつり2009（平成21年8月30日実施）において、岡東中央公園歩道を中心に、祭りの参加者を対象とした打ち水体験を実施しました。打ち水実施30分後に気温は2.0°C低下しました。



#### ④ 保水性舗装・透水性舗装道路の整備

平成21年度は、交通バリアフリー道路整備等の事業で、透水性舗装を1,062.1m<sup>2</sup>施工しました。



交通バリアフリー一枚方市駅前線道路整備工事

## 第7章 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

### 1. 環境教育・環境学習の推進

#### (1) こどもエコクラブ

本市では、環境省が実施する「こどもエコクラブ事業」に参加しています。このこどもエコクラブ事業は、次世代を担う子どもたちの主体的で継続的な環境活動・環境学習を行う機会を提供し、支援していくことを目的とするもので、平成21年度は、3クラブ・92人のメンバーが8人のサポートーとともにこどもエコクラブを結成し活動を行いました。

活動内容は、全国事務局からニュースレターを通じて提供される全クラブ共通のプログラム(エコロジカルとれーにんぐ 平成21年度テーマは、みんなのパワーで「すとっぷ温暖化」)のほか、クラブとしての自主的な環境活動(エコロジカルあくしょん)があります。

#### (2) 学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)

学校園における独自の環境マネジメントの一環として、平成18年度から、教職員すべてが環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かしていくことを目的に、市独自の「学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)」の取り組みを全学校園において推進しています。

このシステムでは、3年間を一つのサイクルと考えるため、平成21年度は、平成18年度からの3年間を見直した上で、環境方針や様式を改定するなど、継続的改善を進めました。

学校園では、環境管理総括者(教育長)が策定した環境方針をもとに、環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成したうえで、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを推進します。省エネルギー行動の目標設定については、平成21年度分を基準年度としました。これは平成21年度が、子どもたちの快適な学習環境を整備するための「枚方市学習環境整備PFI事業」によって、学校園の普通教室や特別教室等に設置されたエアコンを使用する初年度にあたるため、電気・ガス・水道及び各エネルギーから算出する二酸化炭素排出量については、その数値を基準値として設定しました。平成22年度からは21年度を基準に1%削減することを目標とすることになりました。

なお、枚方市学習環境整備PFI事業では、エアコンの使用に伴う環境負荷を和らげるため、校庭を芝生化する「緑のじゅうたん」や「緑のカーテン」、植樹等の校内緑化、環境学習にも取り組んでいます。

環境保全の取り組みは、敷地内にあるビオトープ池の管理、緑のカーテン事業、緑のじゅうたん事業、地域の美化活動のほか、「食べ物と環境」というテーマで学校内において発生した生ごみを堆肥化し、その堆肥を使い学校農園で野菜類を育てそれを給食に活用する事業等があり、1年間の計画を立て、幼児・児童・生徒とともに取り組みを実践しました。

S-EMSの取り組み内容については、その運用について審査チームによる書類審査と訪問審査を行いました。なお、審査には、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議環境教育サポート部会の協力を得て、「ひらかた環境くらわんか塾」を修了した環境サポートーが参加しました。

全75学校園が、平成21年度も取り組みを継続し、審査の結果、全学校園の認定の継続が決定されました。

### (3) 環境教育・環境学習推進事業

#### ① (仮称) 環境教育推進会議

本市において環境教育・環境学習を推進するため、平成18年度に作成した「枚方市環境教育・環境学習推進指針」に基づき、「(仮称) 環境教育推進会議」の設立を目指しています。推進会議では、市民・事業者・行政が連携・協働して、地域で環境を学ぶ仕組みや幼児の環境学習の仕組みづくりを進めます。

#### ② 「保育園 環境出前学習」事業

「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマとして掲げている、「幼児の学びづくり」に取り組んでおり、「幼児のための体験型環境学習プログラム」のメニュー作りの一環として、市民団体・市民・市職員が、市内公立保育所6所、私立保育園3園で環境出前授業を実施しました。

また、環境紙芝居等の環境学習教材の貸し出しも行いました（表4-7-1 参照）。

表4-7-1 「保育園 環境出前学習」事業 メニュー

| メニュー  |
|---|
| メダカのお話、メダカの飼育指導   |
| 竹・雑木を利用して竹・木のクラフトを作る                                    |
| 散策や昆虫・植物の説明を通じての自然体験学習                                  |
| 3つの約束（「食べ残しをしない」「片づけをする、ものを大事に使う」「何かに使えないか、何回も使うこと」）の紹介 |
| 環境紙芝居、環境カルタ、牛乳パックからのハガキ作り等、遊びながら身近な環境について学びます           |

### (4) エコライフ推進事業

地球規模の環境問題を解決していくためには、一人ひとりが従来のライフスタイルを見直し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践していくことが必要とされます。NPOなど多様な実施主体とともに、年間を通じて異なる形式の環境イベント・キャンペーンを継続的に行うことにより、より多くの方々に、効果的に地球温暖化防止を中心とする環境保全をアピールすることを目的にエコライフ推進事業を実施しました。

#### ① エフエムひらかたでの環境番組「環境定期便」

本市の環境に対する取り組みや、市域で開催される環境に関するイベントの情報を市民等に提供する番組「環境定期便」をエフエムひらかた(77.9MHz)で放送しました。上半期(4~9月)は月1回(再放送1回)、下半期(10~3月)は月2回(再放送各1回ずつ)放送しました（表4-7-2 参照）。

表4-7-2 平成21年度環境定期便テーマ

| 4月                                     | 5月                           | 6月                          |
|--|------------------------------|-----------------------------|
| 子育てカラスにご用心                             | 枚方市路上喫煙の制限に関する条例について         | 河川環境について                    |
| 7月                                     | 8月                           | 9月                          |
| 暑い夏を涼しくすごそう<br>(暑気対策)                  | 不法屋外広告物について                  | ペットボトル・プラスチック製容器包装の収集状況について |
| 10月                                    | 11月                          | 12月                         |
| 2009ごみ減量フェア開催                          | 「歩きたばこ」禁止条例の施行から1年           | ひらかた冬もエコライフキャンペーン           |
| クリーンリバー枚方について                          | みんなで取り組もう<br>「ひらかたエコチェックDAY」 | 手付かず食べ残し食品をなくそう             |
| 1月                                     | 2月                           | 3月                          |
| 枚方市地球温暖化対策協議会<br>～ひらえこ p r o j e c t ～ | 2月は「生活排水対策推進月間」              | アダプトプログラムへの参加について           |
| ひらかたエコフォーラム<br>2010                    | レッツ！ エコドライブ                  | こどもエコクラブ                    |

## ② ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギー対策の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。夏季には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装（COOL BIZ）の推奨とともに、家庭やオフィス、公共的な場所の適正冷房（28°C設定）の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

冬季には、働きやすく暖かい服装（WARM BIZ）の推奨と、家庭やオフィス、公共的な場所の適正暖房（20°C設定）の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

## ③ ライトダウンキャンペーン

### ア. CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン

環境省では、平成15年より全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼び掛ける「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。これは、日頃ライトアップに馴れた生活で、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えるきっかけとする目的としたキャンペーンです。

本市でもこの趣旨に賛同し、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会と連携して「ライトダウン・キャンペーン」を行っています。平成21年度は、6月20日～7月7日のキャンペーン期間の取り組みを呼びかけました。特に、6月21日夏至の日の夜を「ブラックイルミネーション2009」、7月7日の夜を「七タライトダウン」として、午後8時～10時の間の消灯を呼びかけました。

ライトダウンとは、ライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すことで、節電効果が望まれます。

## イ. キャンドルナイトに関する取り組み

家庭でのライトダウン（消灯等による節電）を啓発するとともに、手軽に癒しの時間と空間を感じながら「環境への優しさ」を体験してもらうために、アロマキャンドルを使用したキャンドルナイトを実践するモニターを公募しました。実施期間は6月21日（夏至の日）～7月7日（七夕）とし、応募総数104人の内、74人からアンケートの提出がありました。モニターの感想からは、取り組む人数が一人・複数に関わらず、ほとんどの方が「癒しの時間と空間」を過ごされた様子がうかがえました。

また、保育所・園や小学校等への啓発として、アロマキャンドル作成やライトダウンイベントを6回実施し、計230人の参加がありました。

## ④ 映画「KIZUKI」

石垣島を舞台にサンゴの白化現象や赤土問題などを題材にした映画「KIZUKI」を、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と本市の共催で、平成21年7月30日に枚方市市民会館大ホールで上映しました。

## ⑤ 映画「地球交響曲第二番」

映画「地球交響曲」は、1992年の「第一番」以来全国各地で自主上映により公開されている映画です。

本市でも、平成14年1月に「第四番」、平成16年12月に「第五番」の上映会を市民や各団体でつくる実行委員会と本市との共催で行い、また平成19年7月にはNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、本市との共催で「第六番」、平成20年11月6日には「第一番」の上映会を行いました。

平成21年度は、「第二番」の上映会を、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、本市との共催で、11月22日に枚方市市民会館大ホールにて行いました。

## ⑥ ひらかたエコチェックDAY

市民一人ひとりが日常生活でCO<sub>2</sub>削減行動がどれくらいできているかをチェックすることにより、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的に、本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会が共催して、平成21年12月13日を「ひらかたエコチェックDAY」に設定し、エコチェックシートを市民に配布することで、日常のCO<sub>2</sub>削減行動（10項目）を自らチェックする取り組みを行いました。



エコチェックシート

参加者は4,952人、二酸化炭素削減量としては約5.1トンになりました。

## ⑦ ひらかたエコフォーラム2010

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、「ひらかたエコフォーラム2010」を、平成22年2月6日に、メセナひらかた会館にて、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、本市、本市教育委員会、枚方市地球温暖化対策協議会の共催で開催しました。



当日は、2階のロビーで、デジタル地球儀「触れる地球」の展示・ワークショップを開いたほか、市内の事業者や環境団体などによるブース展示も行いました。ホール内では、市内で環境保全に貢献する活動を実践している団体や学校園の表彰、活動内容の発表、及びパネル展示を行いました。5階の会議室では、「ごみから温暖化を考えよう」、「公共交通からE S Dを始めよう」をテーマとした「温暖化を考える分科会」を開き、会場にはあわせて281人の来場がありました。

## (5) 石けん普及事業

本市では、消費者団体育成事業の委託事業として「石けんの普及啓発及び使用済み食用油の回収リサイクル事業」を市民団体に委託して実施しています。この事業は市内各所で「石けんキャンペーン」を実施し、試供用粉石けんや石けんパンフレット配布、食用廃油の回収を行うものです。平成21年度の実施状況は、表4-7-3のとおりです。

表4-7-3 石けんキャンペーン実施状況

| 実施年月日       | 実施場所                     |
|-------------|--------------------------|
| 平成21年 5月19日 | 市役所別館前                   |
| 6月16日       | 牧野生涯学習市民センター             |
| 7月21日       | 蹉跎生涯学習市民センター             |
| 9月15日       | サブリ村野                    |
| 10月20日      | 中央図書館前                   |
| 11月 8日      | 2009ごみ減量フェア<br>(穂谷川清掃工場) |
| 11月17日      | 南部生涯学習市民センター             |
| 12月15日      | 市役所別館前                   |
| 平成22年 2月16日 | 津田支所                     |
| 3月16日       | 市役所別館前                   |

## (6) グリーンコンシューマーの育成

本市が、応募のあった市民へ依頼する「くらしのリーダー（グリーンコンシューマー啓発リーダー）」（平成22年3月31日現在15人）が中心となり、グリーンコンシューマー活動の意義普及・啓発並びに実践活動を行いました。主な活動内容は、下記のとおりです。

### ① グリーンコンシューマー活動に係る講習・講演・発表会の開催

平成21年度におけるグリーンコンシューマー活動に係る講習、講演、発表会の開催状況を表4-7-4及び表4-7-5に示します。

**表4-7-4 平成21年度におけるグリーンコンシューマー活動に係る講習・講演・発表会の開催状況**

| 講習・講演・発表会        | 実 施 日      | 内 容 等   |
|------------------|------------|---|
| 環境家計簿の記載方法について   | 平成21年4月15日 | 環境家計簿の記載方法について学びました。  |
| くらしのリーダーによるグリーン塾 | 平成22年2月23日 | くらしのリーダーがグリーンコンシューマーの活動について、広く市民に呼びかけるため「エコは身近なところから…」と題して、講座を行いました。テーマは「あんなもの、こんなものが！～衣類のエコは4Rで～」「エコクッキング（フードマイレージ）」「住まいのエコ」 |

**表4-7-5 平成21年度における「エコ見学会」（施設見学）実施状況**

|             | 実 施 日      | 実 施 场 所   |
|-------------|------------|---|
| エコ見学会（施設見学） | 平成21年6月23日 | 北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」                            |
| エコ見学会（施設見学） | 平成21年12月4日 | 守口市民保健センター他「守口大根」収穫作業                           |
| エコ見学会（施設見学） | 平成22年1月16日 | 醸造醤油製造工場見学                                      |
| エコ見学会（施設見学） | 平成22年1月28日 | パナソニックセンター「家電等のCO <sub>2</sub> 削減を目的とした上手な使用法等」 |

## ② 市内主要店舗への環境負荷に対する取り組み調査

くらしのリーダーが、グリーンコンシューマー活動の一環として、市内主要店舗49店を調査対象に選定し、6月下旬から7月中旬にかけて、下記調査内容を各店舗にて、訪問・聞き取り調査をしました（表4-7-6参照）。

調査終了後は結果を集計・分析し、問題点や感想などをまとめて「買い物レポートinひらかた2009」として冊子を作成し、啓発活動や講習会等の資料として広く利用しました。

**表4-7-6 平成21年度くらしのリーダーによる環境負荷に対する取り組み調査**

| 調 査 内 容        | 調 査 方 法  |
|----------------|--|
| ゴミを少なくする売り方    | 魚・野菜のはだか売り有無、レジ袋の配布取扱方法（有料・無料、ポイント・スタンプ等の有無）、詰替え洗濯用液体石けん     |
| 使用済み容器の回収      | 牛乳パック、発泡トレイ、ペットボトル、アルミ缶回収の有無                                 |
| 健康と環境を考えた商品の販売 | 有機JASマーク付野菜、特別栽培農産物、有機大豆醤油、洗濯用粉石けん、非塩ビ製ラップ、再生紙トイレットペーパーの販売有無 |
| 電池の回収          | 使用済電池の回収有無   |

## ③ 買い物袋持参の啓発

身近にできるごみ減量・環境負荷の低減を目的に、買い物袋持参の啓発活動を行いました。具体的な活動としては、くらしのリーダーである市民と店舗等の事業者、そして行政である本市の三者が一体となって、買い物時のレジ袋使用による資源の無駄をなくし、地球の環境を守るために「レジ袋ことわり隊」を結成し、平成21年度は、10月5日にコノミヤ枚方店・ピーコックストア香里ヶ丘店・万代長尾西店にて、10月25日にビオルネにて、「レジ袋削減キャンペーン」を行いました。

キャンペーンを通じて環境への影響や買い物袋持参の呼びかけ、より実践しやすいようにオリジナルクリアフォルダーを作成し、配布するとともに「レジ袋・買い物袋持参」等に関する意識調査について市民約1,000人を対象にアンケート調査を行いました。また、10月25日のキャンペーンではごみ減量やグリーンコンシューマーについてわかりやすくPRするため、市民劇団員による「クリーン戦隊エコレンジャーショー」を行いました。

### (7) 環境家計簿の普及

本市では、平成13年度より、家庭での地球温暖化防止啓発を目的に「ひらかた環境家計簿」を発行しています。

また、Web版環境家計簿を平成17年2月に開設しました。Web版環境家計簿は、電気・ガス等の基本的なエネルギーの使用量を、インターネットを通して入力するだけで二酸化炭素排出量が自動的に計算され、Web版環境家計簿に参加している皆さんの全国削減量・市内削減量がわかるものです。

平成19年度からは、こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぽ」を作成し、取り組みを行っています。

平成21年度は、応募のあった市内8小学校の4~6年生751人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。この「エコライフつうしんぽ」は、これから社会を担っていく子どもたちの地球温暖化を始めとした環境保全への興味・関心を高めることを目的としており、子どもが家族の、また家族が子どものエコライフ実践度を相互にチェックすることができます。



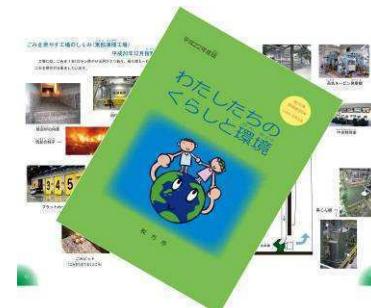
### (8) 小学校高学年用環境副読本の作成

小学校4~6年生を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内各小学校に配布しています。また、穂谷川清掃工場及び東部清掃工場の施設見学者にも配布しています。

「わたしたちのくらしと環境」には、身近なごみの話から枚方市の環境の現状、地球環境保護、環境出前授業等の紹介などを掲載しています。平成21年度は、環境出前授業等のメニューを充実させた「枚方市環境出前授業・施設見学・教材提供メニュー」を新たに掲載しました（表4-7-7参照）。

表4-7-7 平成21年度小学校高学年用環境副読本作成状況

| 配布数及び配布先                         | 発行数    |
|----------------------------------|--------|
| 4,625冊<br>(市内各小学校<br>平成22年度新4年生) |        |
| 875冊<br>(その他資料提供等)               | 5,500冊 |



#### (9) ひらかた環境ネットワーク会議

市民、事業者、行政がパートナーシップを形成し、ともに取り組みを行うための拠点組織として、平成16年2月にひらかた環境ネットワーク会議が設立されました。その後、ネットワーク会議の組織と活動をさらに充実するため、平成18年4月3日に大阪府からNPO法人の認証を受けました。平成22年3月31日現在の個人会員数は168人（正会員147人、賛助会員21人）、非営利団体会員数は21団体（正会員20団体、賛助会員1団体）、営利団体会員数は12団体（正会員12団体）です。

平成21年度に本市と共に実施した主な事業は、「バスタウンマップイベント」の開催、「CO<sub>2</sub>削減ライトダウンキャンペーン」の実施、映画「KIZUKI」上映会の開催、平成21年度「ひらかた環境くらわんか塾」の開催、映画「地球交響曲 第二番」上映会の開催、「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2010」の開催など多岐にわたります。

#### (10) 教職員に対する環境教育

平成21年度に実施した教職員研修・教育研究機能充実事業のうち、環境教育に関する研修実施講座について表4-7-8及び表4-7-9に示します。

環境教育に関する研修のねらいは、自然観察や環境教育に関する講義・演習等を研修することで自然の大切さや環境保全の必要性を知るとともに学校での環境教育の充実を図るもので

表4-7-8 平成21年度 実践研修講座「環境」 実施状況

| 実施日         | 内 容               | 備 考                      |
|-------------|-------------------|--------------------------|
| 平成21年11月16日 | 総合的な学習の時間実践研修(環境) | 講師：地域振興部里山振興課<br>課長代理・主任 |

表4-7-9 平成21年度その他実施状況

| 実施日         | 内 容               | 備 考                  |
|-------------|-------------------|----------------------|
| 平成21年10月22日 | 農～命を育む教育～（農業体験研修） | 講師：杉五兵衛 園主<br>堅島五兵衛氏 |

## 2. 環境情報の提供

### (1) 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行

「ひらかたの環境（環境白書）」は、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせするものです。

平成18年度の発行分より、施策の流れをわかりやすく伝えるために、前年度の実績だけでなく、本年度実施予定の主要な施策についても、記載しています。

「ひらかたの環境（環境白書）」は、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成18年版以降の「ひらかたの環境（環境白書）」は市のホームページに掲載しています。

### (2) 広報ひらかた

本市の広報紙である「広報ひらかた」に、環境に関連した記事を掲載し、啓発に努めています（表4-7-10参照）。

**表4-7-10 平成21年度広報ひらかた環境関連記事掲載一覧**

|      | 主な記事  |
|------|---|
| 4月号  | 地球温暖化対策協議会の設立案内、「緑のカーテン」モニター募集など            |
| 特集号  | (平成21年度予算案内)印田町ふれあい公園・岡東中央公園の整備など           |
| 5月号  | 津田山での山開きイベント開催報告、「緑のカーテン」コンテスト参加者募集など       |
| 6月号  | 枚方市地球温暖化対策協議会設立の報告、ライトダウンキャンペーン案内など         |
| 7月号  | 水辺の楽校案内、ひらかた環境くらわんか塾募集、映画「KIZUKI」上映会案内など    |
| 8月号  | 山田池公園夏休み昆虫教室案内、枚方市役所の温暖化対策実績など              |
| 9月号  | 枚方第二小学校校舎改築による屋上緑化の報告、生活排水処理基本計画の改訂など       |
| 10月号 | 歩きたばこ・ポイ捨て・放置自転車等の迷惑行為防止の啓発、レジ袋削減キャンペーン案内など |
| 11月号 | 映画「地球交響曲第二番」案内、淀川自然観察会案内、平成21年版環境白書の刊行案内など  |
| 12月号 | 特集「みんなでストップ温暖化！」、2009ごみ減量フェア開催報告など          |
| 1月号  | ひらかたエコフォーラム2010の案内、エコレポート刊行の案内など            |
| 2月号  | ごみ減量講演会案内、不法屋外広告物一斉撤去の案内、環境会計効果実績報告など       |
| 3月号  | 東部の緑と里散策マップの作成、ひらかたエコフォーラム2010の開催報告など       |

### 3. 環境保全活動の支援

#### (1) ISO14001認証取得企業への助成

本市では、市域の中小企業者の環境保全活動の活性化を図るために、平成14年3月にISO14001認証取得経費の一部補助を行うことを目的とした「枚方市中小企業ISO14001認証取得事業助成要綱」を制定し、中小企業者のISO14001認証取得を促進しています。

また、平成18年度より、「枚方市中小企業エコアクション21認証取得事業助成要綱」を制定し、環境省が提唱する中小企業向けの国内規格であるエコアクション21規格も助成対象としました。

平成21年度は、ISO14001の認証取得に係る計画申請が5件、助成金の申請が6件あり、2,801,000円の助成を行いました。

また、エコアクション21認証取得に係る計画申請が1件、助成金の申請が2件あり、137,000円の助成を行いました。

### 4. 消費生活センターにおける取り組み

#### (1) 公募型消費者団体育成事業

市民の消費生活の安全向上についてや、食の安全及び環境に関する様々な問題についての消費者施策の推進を図ることを目的として実施する調査研究、啓発事業を市民団体に委託しました（表4-7-11参照）。

表4-7-11 平成21年度・公募型消費者団体育成事業

| 事業                          | 内容  |
|-----------------------------|---|
| 石けんの普及啓発及び使用済み食用油の回収リサイクル事業 | 石けんを使いましょう枚方市民の会に委託<br>実績内容はP99(5)石けん普及事業のとおり |

### 5. 生涯学習市民センターにおける取り組み

表4-7-12に生涯学習市民センターにおける環境関連事業を示します。

表4-7-12 平成21年度生涯学習市民センターにおける環境関連事業

(楠葉生涯学習市民センター活動委員会主催)

| センター名        | 開催日    | テーマ等         | 場所           | 参加者数(人) |
|--------------|--------|--------------|--------------|---------|
| 楠葉生涯学習市民センター | 11月17日 | 生ゴミの堆肥化と園芸講座 | 楠葉生涯学習市民センター | 18人     |

### 6. ひらかたNPOセンターにおける取り組み

本市は、市内のNPOや市民活動団体の活動を支援し、行政とのパートナーシップを醸成するため、ひらかたNPOセンターを平成13年9月に開設し、NPO・ボランティア活動団体等の情報収集・発信の拠点としています。

平成21年度は、同センターでは、ひらかたNPOフェスタ2009にて、資源ごみの回収などを実施し、来場者へエコ活動への協力を呼びかけました。

平成22年3月31日現在、202団体が登録されており、そのうち41団体が環境保全活動に取り組んでいます。

## 7. 図書館における取り組み

### (1) エコライフコーナーの開設

中央図書館4階フロアに環境に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を設置しています。主にエコライフ啓発の分野の冊子を設置しており、平成21年度は、約400冊を特集コーナーに集中させ、継続的に啓発を進めました。

### (2) 図書館利用のPR

本を印刷、製本するためには多くの紙類を使用します。図書館で同じ本を多くの方が利用すると、その分使用する紙類は減ることになり、ひいては木材資源等の有効利用にもつながります。平成21年度は、図書館利用そのものがエコロジー活動に繋がることを継続的に市民にPRしました。

## 8. 環境配慮行動の促進

### (1) アダプト・プログラム制度の実施

本市では、環境美化に対する意識の改革を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度からアダプト・プログラムを試行し、平成14年より本格実施しています。

平成21年度は、32団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

市内公園・緑地等においては、地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地アダプト制度を推進しており、平成22年3月31日現在、117団体（170公園）が活動しています。

また、国のボランティアサポートプログラム（2団体/2か所）、大阪府アドプト・プログラム（29団体/30か所）について3者協定を締結し市民・事業者等の活動を支援しています。

# 第5部

平成22年度における  
環境基本計画に基づく主要な施策

## 第5部・平成22年度における環境基本計画に基づく主要な施策

### 【1】人の健康の保護及び生活環境の保全

#### 1. 大阪府からの事務委譲について

平成22年10月より、大阪府から大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気汚染関係）に基づく工場に係る規制指導、ダイオキシン類特別措置法に基づく規制指導及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務が移譲されます。

今後は、瀬戸内海環境保全特別措置法による設置許可等を除き、すべての公害関係法令による規制を本市で行うことになり、一体的な公害規制が可能になります。

### 【2】人と自然との共生

#### 1. 生態系

##### （1）里山の保全

###### ① 氷室地区の里山道等整備事業

氷室地区において、里山保全活動のための里山道などを整備します。

###### ② 里山散策（津田生涯学習市民センター活動委員会事業）

東部地域の里山を歩き、自然の人との関わりや地域間の歴史を知り、郷土愛を深め、自然の心地よさやありがたさに気づくことで、環境保全意識の高揚を目指す軽登山ハイキングを企画します。

#### 2. 自然とのふれあい

##### （1）王仁公園ビオトープの整備

身近な自然と生物の生息空間を確保するため、王仁公園ビオトープの整備に伴う排水管布設工事を行います。

### 【3】安全で良好な都市環境の形成

#### 1. 農

##### （1）農地の保全

###### ① 景観形成推進事業

やすらぎやうるおいを与える良好な景観を形成する作物（レンゲやコスモス・ひまわりなど）の栽培等に対し補助金を交付し、市民に美しい景観を楽しんでもらうことを目的に、人と自然にやさしい環境保全型農業を推進します（「レンゲ栽培米生産支援事業」から変更）。

##### （2）農と市民の交流

###### ① ふれあい朝市の推進（市内農産物の直販事業）

農業者団体（市内直販団体）が行う、自家生産の野菜などを市民へ直接対面販売するふれあい朝市を推進します。

## 【4】快適な環境の創造

### 1. 水辺と緑

#### (1) 緑の保全と創造

##### ① 花に囲まれたまちづくり推進事業

楠葉中央線や枚方藤阪線などの市内の道路に、花や花木などの植樹を行います。

### 2. まち並み

#### (1) 枚方宿地区歴史的景観保全事業

##### ① 三矢公園リニューアル工事

三矢公園を枚方宿地区にふさわしい公園にするため、和風の雰囲気を持った東屋やトイレを設置するなどのリニューアル工事を行います。

##### ② 石畳と淡い街灯工事

万年寺山周道を情緒ある散策道にするため、御茶屋御殿跡展望広場への階段を石畳に整備し、淡い街灯を設置します。

これは、大阪府が作成した「大阪ミュージアム構想」のコンセプトのもと、大阪が有する歴史的・文化的資源等を生かし、「石畳と淡い街灯」など街の個性や魅力を引き出すまちづくりを進め、人が集い・賑わい・交流する大阪を全国にアピールしていく事業です。本市は平成20年11月27日にモデル地区として選定されました。

### 3. 歴史的文化的環境

#### (1) 歴史的文化的資源の保全と活用

##### ① 楠葉台場跡整備事業

楠葉台場跡を国の史跡として保存・活用するため、区画整理事業と連携し、その整備構想を検討していきます。

##### ② 特別史跡百済寺跡再整備事業

第6年次発掘調査（平成22年度実施）では、回廊内の金堂前庭、西面回廊南端及び南門以西の南面大垣を中心に実施します。また、再整備の基本構想を特別史跡百済寺跡再整備検討委員協議会で検討します。

##### ③ 史跡九頭神廃寺保存整備事業

史跡九頭神廃寺を史跡公園として活用するため、平成21年度末に、「(仮称)九頭神廃寺史跡公園」東側部分の工事を完成し、平成22年度は西側部分の工事を行います。

## 【5】循環を基調とする社会システムの実現

### 1. 廃棄物

#### (1) 粗大ごみ処理施設建設事業

老朽化した穂谷川清掃工場の粗大ごみ処理施設の代替施設を東部清掃工場に建設し、粗大ごみの選別を向上させることによって鉄やアルミの資源物の回収をさらに進め、ごみの減量化を推進し環境負荷を軽減する取り組みを行います。

### 2. エネルギー

#### (1) 太陽光発電設備の設置

第三中学校、開成小学校、蹉跎西小学校、樟葉北小学校、山田東小学校、藤阪小学校、長尾小学校及び東香里小学校に太陽光発電設備を設置することにより、自然エネルギーの利用促進を図ります（第三中学校は平成23年度竣工、それ以外は平成22年度内竣工）。

## 【6】地球環境の保全

### 1. 地球環境

#### (1) グリーンニューディール基金の活用

地球温暖化対策の推進を目的に、平成22年3月に創設した「枚方市グリーンニューディール基金」及び「大阪府グリーンニューディール基金市町村補助金」を活用し、市域における低炭素化の推進を図るための事業を実施します。

##### ① 住宅用太陽光発電システムの設置及び建物の断熱化の促進

家庭における二酸化炭素排出量を削減するため、太陽光発電の設置と窓の断熱改修を併せて行うための経費の一部を補助します。

##### ② 市役所本庁舎の省エネ改修

市役所本庁舎本館・別館（1階と2階の一部）の照明について、蛍光灯器具を省エネタイプに更新し、階段・トイレ照明器具に人の所在を検知する人感センサーを設置し、非常口や避難通路を示す誘導灯を高輝度タイプに更新します。また、本庁舎の冷凍機の省エネ更新・改修を行います（平成22年度工事完了予定）。

##### ③ 道路照明LED化事業

樟葉駅周辺の道路照明を、現在の水銀灯に比べ消費電力が少なく、かつ長寿命のLED照明にすることにより、環境にやさしい良質で低コストな公共サービスの提供を行うとともに、市民・事業者などに地球温暖化対策の重要性を啓発します。

#### (2) エコカーの導入

老朽化した公用車について、ハイブリッド車などへの買い替えを行います。

## 【7】各主体の役割

### 1. 行政の役割

#### (1) 枚方市環境基本計画の改定

枚方市環境基本計画（以下「基本計画」）は、本市における環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成13年2月に策定しました。

基本計画の策定後、地球温暖化や生物多様性など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、これまでの施策の実施状況や現在直面している環境問題、将来にわたる課題、社会経済状況の変化等を踏まえ、基本計画を改定します。

また、市民の環境保全活動への関心や参加意欲の向上、そして環境保全活動を担う人材や組織の発掘・育成を図ることを目的に、市民ワークショップを開催します。

## 【8】市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

### 1. 環境保全活動の支援

#### (1) 「エコ」工場化促進奨励金

省エネルギー機器等を導入する企業等に対し、奨励金を交付することにより、地球温暖化対策を推進するとともに、環境保全の意識啓発を図ります。

#### (2) 商店街等活性化促進事業

商店街等の活性化を促進し、もって市内の商業の振興に資することを目的として、市内商業団体の実施する販売促進事業、イベント事業などへの支援を行っています。

平成22年度は、商店街の魅力向上促進事業の一環として、街路灯のLED化などに対する補助の拡充を行っています。

# 第6部

枚方市役所の取り組み

## 第6部・枚方市役所の取り組み

### 【1】ISO14001の認証取得

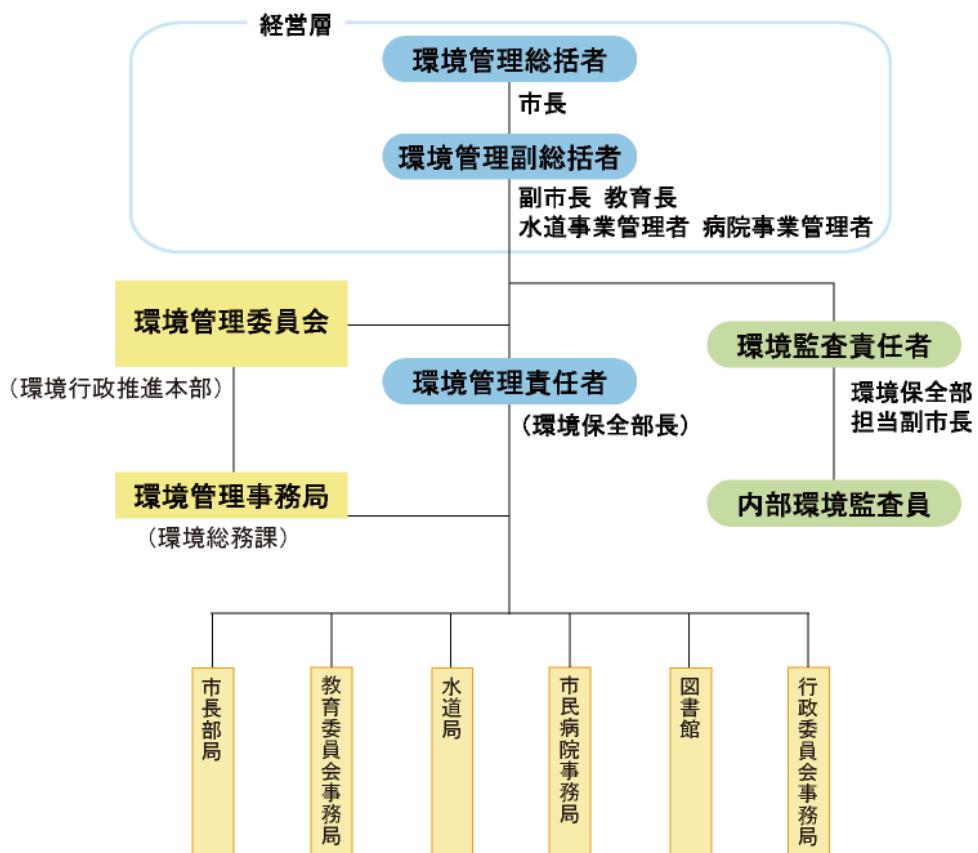
#### 1. 概要

本市は、平成13年10月24日に、枚方市役所の行政活動（ごみ・し尿の収集処理、給食の調理、下水の処理、医療、火葬に関する業務及び小中学校・幼稚園は除く。）において環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。それ以降、平成15年度にし尿の収集処理に関する業務、平成16年度には市民病院事務局と学校給食共同調理場（3か所）を、平成17年度にごみの収集・処理部門を、平成20年度に火葬に関する業務を、平成21年度に東部清掃工場を順次ISO14001の適用範囲に追加しました。

本市の認証取得の主なねらいは、環境保全のための施策・事業の進行管理や省エネルギーの取り組み、公共事業における環境配慮、効率的な事務執行によるコストの削減、そして民間企業への認証取得に対する支援等です。

環境マネジメントシステムを運用するための体制として、市長を環境管理総括者、環境保全部長を環境管理責任者とする環境管理組織（図6-1-1）を設置しています。また、環境の保全と環境負荷低減の取り組みの指針である環境方針（裏表紙参照）を平成13年6月29日に策定し、平成19年10月1日に改定しました。

図6-1-1 枚方市環境管理組織図（平成22年4月1日現在）



※平成22年度におけるISO14001の適用範囲外の職場は、医療に関する業務、留守家庭児童会、図書館分室、小中学校、幼稚園となっています。

## 2. 環境マネジメントシステムの推進

ISO 14001の規格に基づき、環境を改善するにあたり、計画を立て（Plan）、計画どおりに実施及び運用し（Do）、計画どおりに実施及び運用したかどうかを点検し（Check）、必要に応じて是正処置や見直しを行い（Action）、その結果を計画に反映させるPDCAサイクルという継続的な仕組み（環境マネジメントシステム 図6-1-2）を構築しました（表6-1-1 参照）。

図 6-1-2 枚方市の環境マネジメントシステムの図

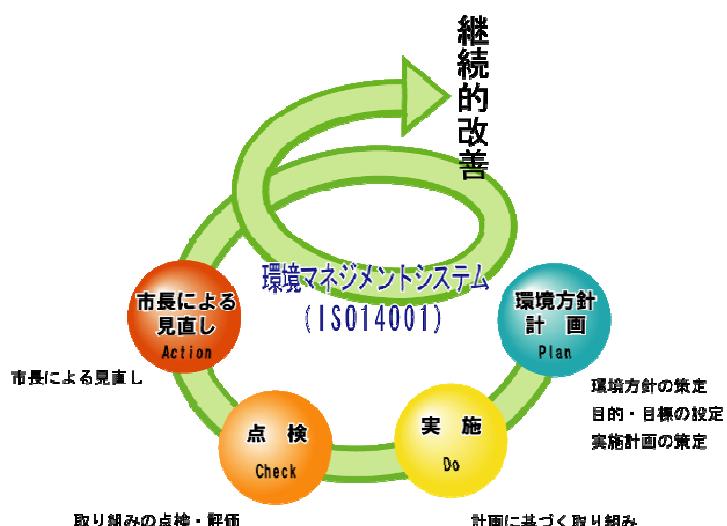


表 6-1-1 環境マネジメントシステムの運用

|   |                   |   |  |  |  |  |
|---|-------------------|---|--|--|--|--|
| ① | 計画の策定             | 著しい環境側面の特定  | 環境に負荷を与える側面<br>環境にプラスの影響を与える側面   | 30項目（オフィス活動（全課共通）によるもの8項目、施設管理・事業の実施等（各課個別）によるもの22項目）<br>72項目（各課が行う環境保全事業） |  |  |
|   |                   | 環境目的及び目標の設定   | 環境への負荷を低減するための項目<br>環境保全事業   | 215項目<br>72項目  |  |  |
|   |                   | 実施計画の策定   | 環境目的及び目標を達成するための手段、計画を策定します。<br>平成21年度のエコオフィスに関する取り組みは、電気使用量削減のための昼休みの消灯の徹底や、紙使用量削減のためのミスコピー紙の裏面使用などです。エコオフィスに関する取り組みの具体的な内容は、後述の「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」と同様となります。また、環境保全事業についての実施計画は、事業の実施手順を含むスケジュールとなります。 |  |  |  |
|   | ② 実施及び運用          | 策定した手段や計画の内容については、対象となる全職員に研修を行い、各職場で計画に基づき実施し、本市が定めた環境マネジメントシステムを運用します。本市では、平成13年7月から運用を始めました。   |  |  |  |  |
| ③ | 点検及び是正措置          | 計画どおりに実施・運用されているかどうかを、3か月ごとに点検を行い、不十分な場合は、その是正処置を行います。<br>また、職員自身がISO14001に関する専門的知識を取得し、他部局へ出向き、本市の環境マネジメントシステムが正しく運用されているかを監査する内部環境監査を年1回実施します。平成21年度は、平成22年2月に実施しました。平成22年1月28日現在、資格を有する内部環境監査員は135名です。 |  |  |  |  |
| ④ | 環境管理統括者（市長）による見直し | 本市の環境マネジメントシステムについて、その運用状況や改善された結果に基づき市長が最低年1回の見直しを行います。平成21年度は、平成21年6月に見直しを行いました。  |  |  |  |  |

### 3. 平成21年度の取り組みの結果と平成22年度からの目的及び目標

#### (1) 環境への負荷を低減するための項目

平成21年度に設定した目標及び結果と、平成22年度の目標の概要は表6-1-2のとおりです。

表 6-1-2 環境負荷低減に向けた目的・目標及び平成21年度の結果

| 低減項目      | 年度    | 平成21年度                           |                        | 平成22年度(目標)<br>(平成17年度を<br>基準に) | 実行責任者   |
|-----------|-------|----------------------------------|------------------------|--------------------------------|---------|
|           |       | 目標                               | 結果                     |                                |         |
| 省エネルギーの推進 | 二酸化炭素 | 平成17年度を基準に                       | 4.5%削減                 | 12.1%削減                        | 環境管理責任者 |
|           | 電気    | 平成17年度使用量を基準に                    | 4.5%削減                 | 12.0%削減                        |         |
|           | 都市ガス  | 平成17年度の使用量を基準に                   | 7.4%削減                 | 15.7%削減                        |         |
|           | 灯油    | 平成17年度の使用量を基準に                   | 8.0%削減                 | 19.7%削減                        |         |
|           | ガソリン  | 平成17年度の使用量を基準に                   | 0.3%以内の増加にとどめる         | 12.3%削減                        |         |
|           | 軽油    | 平成17年度の使用量を基準に                   | 9.6%以内の増加にとどめる         | 3.0%増加                         |         |
| 省資源の推進    | 水道    | 平成17年度の使用量を基準に                   | 0.37%削減                | 8.3%削減                         |         |
|           | 紙類    | 平成18年度の使用量を基準に                   | 3.0%削減<br>(平成18年度を基準に) | 3.2%削減                         |         |
| ごみの排出量の削減 |       | 平成17年度の排出量を基準に庁舎本館、別館、分館からの可燃ごみを | 1.5%削減                 | 20.6%削減                        | 21.0%削減 |

平成21年度は、上記のすべての項目で目標を達成しました。

また、二酸化炭素の排出量は、電気使用量、都市ガス使用量、灯油使用量、ガソリン使用量及び軽油使用量の個別指標から計算しています。平成22年度は、平成17年度の排出量を基準に12.3%削減することを目標としています。

そのほかに、「グリーン購入の推進」「公共工事における環境配慮」「低公害車等の導入」についても目標を設定し取り組みを行っています。

#### (2) 環境保全事業における項目

平成21年度の環境保全事業は、72事業で環境目的及び目標を設定し、取り組みを行いました。

事業のうち66事業で目標を達成しましたが、6事業で目標を達成することができませんでした。

目標を達成できなかった6事業については、是正を行いました。

## 【2】枚方市役所の地球温暖化防止対策

### 1. 枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～

枚方市役所自らが、一事業者・一消費者として率先して環境保全に向けた取り組みを実行することで環境への負荷の低減を図るとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（平成20年6月の法改正により20条の3に変更）に基づき、枚方市役所の事務事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置を講じることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

平成19年6月に計画を改定し「枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」を策定しました（表6-2-1参照）。

表 6-2-1 枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プランの運用

| 内 容        |  |   |
|------------|--|---|
| 項目         |  |   |
| ① 計画の期間    | 平成19年度から平成24年度までの6年間（基準年は平成17年度）   |   |
| ② 対象範囲     | ・市長部局（本庁及びその他の出先機関）<br>・市議会の事務局<br>・選挙管理委員会の事務局<br>・水道局  | ・教育委員会の事務局及び教育機関<br>・監査委員の事務局<br>・農業委員会の事務局<br>・市民病院            |
| ③ 対象温室効果ガス | 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )  | 主に、燃料（灯油やガソリン、軽油など）の使用や電気の使用、一般廃棄物の焼却に伴い、二酸化炭素が排出されています。        |
|            | メタン(CH <sub>4</sub> )  | 主に、公用車の走行、下水処理場における下水処理、清掃工場における一般廃棄物の焼却に伴い、メタンが排出されています。       |
|            | 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)   | 主に、公用車の走行、麻酔剤（笑気ガス）の使用、一般廃棄物の焼却に伴い、一酸化二窒素が排出されています。             |
|            | ハイドロフルオロカーボン(HFC)  | ハイドロフルオロカーボンが封入されている自動車用エアコンディショナーの使用に伴い、ハイドロフルオロカーボンが排出されています。 |
| ④ 目標       | 総排出量の削減目標  | 平成24年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を平成17年度を基準に17%削減する。               |
|            | 具体的な目標   | 電気・ガス・灯油・LPG・A重油の使用量 平成24年度における使用量を平成17年度を基準に3%削減する。            |
|            |  | ガソリン・軽油の使用量 平成24年度における使用量を平成17年度を基準に6%削減する。                     |
| ⑤ 具体的な取り組み | ISO14001の環境負荷の低減に向けた取り組みと、同様となります。<br>・昼休みの不要な照明は消灯を徹底する（窓口や廊下等を除く）。<br>・退庁時や更衣室・書庫・会議室・給湯室等使用しない部屋の消灯を徹底する。<br>・使用しないOA機器（パソコン、プリンター、コピー機など）のスイッチオフ（予熱）を徹底する。<br>・荷物がある、身体的に無理等必要な場合以外は、エレベーターを利用しない。<br>・カーテンまたはブラインドを、夏は直射日光を防ぐため、冬は退庁時保温のため閉める。<br>・毎週水曜日の「ノーカー残業デー」を徹底する。<br>・支障のない範囲で照明器具の間引き（廊下、ロビー、トイレなど）をする。<br>・夏季の冷房は室温28°Cを、冬季の暖房は20°Cを目安に空調機器を管理する。<br>・両面コピー、両面印刷を徹底する。<br>・裏面使用可能なミスコピーや不要になった紙を再利用する。<br>・使用済み封筒の再利用を徹底する。<br>・缶、びん、ペットボトルの分別、紙の古紙回収を徹底する。<br>・ごみとなるものを庁内に持ち込まないようにする。<br>・納品物の簡易包装化に努める。<br>・ファイルは背表紙を貼り替え再利用する。<br>・使い捨て用品ができるだけ購入しない。<br>・省エネルギー型の機器の導入を推進する。 |   |

## 2. 平成21年度の温室効果ガス排出量

枚方市の事務事業に伴い発生した、平成21年度の温室効果ガス排出量は表6-2-2のとおりです。

**表 6-2-2 排出源別温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算量 (t-CO<sub>2</sub>)）**

| 排 出 源          | 平成 17 年度 | 平成 24 年度<br>目標 | 平成 21 年度 |        |
|----------------|----------|----------------|----------|--------|
|                |          |                |          | 増減率    |
| ガソリンの使用        | 353      | -6.0%          | 312      | -11.7% |
| 電気の使用          | 25,448   | -3.0%          | 22,737   | -10.7% |
| 都市ガスの使用        | 3,873    | -3.0%          | 6,201    | 60.1%  |
| 灯油の使用          | 1,304    | -3.0%          | 924      | -29.2% |
| 軽油の使用          | 649      | -6.0%          | 663      | 2.1%   |
| A重油の使用         | 180      | -3.0%          | 84       | -53.2% |
| LPGの使用         | 342      | -3.0%          | 355      | 3.9%   |
| 自動車の走行         | 17       | —              | 17       | 0.6%   |
| 下水の処理          | 658      | —              | 0        | -100%  |
| し尿の処理          | 46       | —              | 35       | -24.6% |
| 浄化槽の処理         | 188      | —              | 133      | -29.1% |
| 一般廃棄物の焼却       | 33,065   | —              | 21,133   | -36.1% |
| 笑気ガスの使用        | 112      | —              | 0        | -100%  |
| HFC冷媒使用の公用車の使用 | 7        | —              | 7        | 3.5%   |
| 合 計            | 66,241   | -17.0%         | 52,601   | -20.6% |

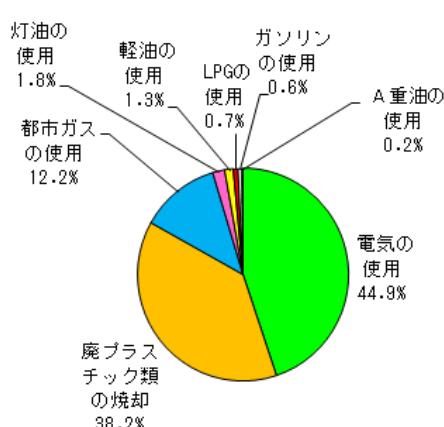
ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集により、廃プラスチック類の焼却量が減少し、それに伴う温室効果ガスの排出量が大幅に減少しています。

枚方市役所の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算量）のうち、約96%が二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出を抑制することが地球温暖化防止に最も効果があると考えられます。

二酸化炭素の発生源別の排出割合は、図6-2-1のとおりです。

**図 6-2-1 二酸化炭素の発生源別の排出割合**

(平成 21 年度)



※一般廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出については一般廃棄物に含まれる廃プラスチック類の量から計算しています。

### 3. 市内における取り組み

#### (1) 低公害車の導入の取り組み

本市では、公用車の排出ガスによる環境への負荷を低減するため、平成14年3月に「枚方市低公害車等導入指針」を策定し、公用車全般に低公害車等の導入を進めてきました。また、近年における排ガス規制強化や各メーカーの開発動向等に対応し、より実効性の高い指針とするため、平成19年4月に指針の改定を行い、低公害車等の導入をさらに推進することとした。

改定版の指針では、平成22年度までに全公用車の35%を低公害車等にすることを目標にしています。平成21年度は、塵芥収集車について、4台をハイブリッド車に買い替えるなど、低公害車を導入しました。平成22年3月31日現在、枚方市の公用自動車における低公害車等の導入状況は表6-2-3に示すとおりで、公用車に占める低公害車等の割合は、25.35%です。

表6-2-3 枚方市の公用自動車における低公害車等導入状況 (平成22年3月31日現在)

| 車種            | 車両総数 | 左の内、低公害車等 |         |                  |                  |                                     |      |
|---------------|------|-----------|---------|------------------|------------------|-------------------------------------|------|
|               |      | 天然ガス車     | ハイブリッド車 | 平成17年規制値75%低減認定車 | 平成17年規制値50%低減認定車 | 平成17年規制値Nox・PM10%低減認定車(3.5t超ディーゼル車) | LPG車 |
| 普通乗用車         | 4    |           |         | 2                |                  |                                     |      |
| 小型四輪乗用車       | 41   |           | 2       | 1                |                  |                                     |      |
| 軽自動車          | 108  |           |         | 18               | 32               |                                     |      |
| 普通貨物自動車       | 25   | 2         |         |                  |                  | 6                                   |      |
| 小型貨物自動車       | 94   | 1         |         | 4                | 7                |                                     |      |
| マイクロバス        | 1    |           |         |                  |                  |                                     |      |
| 特種用途自動車・特殊自動車 | 157  | 9         | 4       |                  | 2                | 18                                  | 1    |
| 計             | 430  | 12        | 6       | 25               | 41               | 24                                  | 1    |

また、指針改定にあわせて、平成19~22年度を計画期間とする「第三次枚方市低公害車等導入計画」を策定し、低公害車等の計画的な導入を進めています。

本計画では、①自動車の利用を通じて発生する環境負荷を低減する観点からも、既存公用車全車の更新を前提とせず、必要台数を精査しつつ低公害車等の導入を進め、②平成22年度末における低公害車等の導入割合の目標を35%とすることを目標に設定しています(表6-2-4参照)。

なお、今後の規制強化等をふまえて、指針の改定を行うものとします。

表6-2-4 低公害車等の導入目標

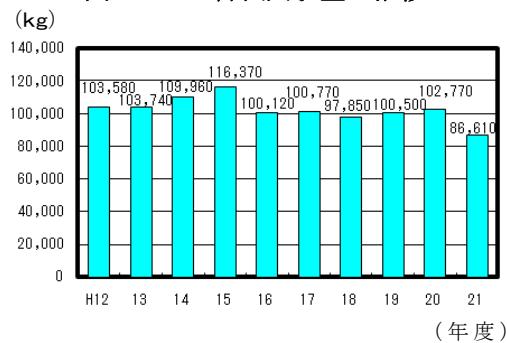
| 区分                    | 平成21年度<br>(平成22年3月31日現在) | 平成22年度 |
|-----------------------|--------------------------|--------|
| 全公用車保有台数(B)           | 430                      | 439    |
| うち、低公害車等の保有台数(A)      | 109                      | 147    |
| 全体に占める低公害車等の割合(B)/(A) | 25.35%                   | 目標35%  |

## (2) 市役所本庁舎内の廃棄物減量の取り組み

市役所本庁舎内の廃棄物を減量するため、平成12年1月より各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しました。さらに、平成20年2月からは本館南側に廃棄プラスチック用の集積場を設置し、分別の徹底を行っています。

また、職員が分別した古紙を、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、回収を行っています。平成21年度は86,610kg回収しました。図6-2-2に古紙回収量の推移を示します。また、保存年限の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレットペーパーなどにすることにより、再資源化を図っています。

図6-2-2 古紙回収量の推移



古紙回収の様子

## (3) 市役所本庁舎へのLED照明の導入

市役所本庁舎周辺の街路灯(水銀灯)13灯及び市役所本庁舎別館1階ロビーの蛍光灯(8台)、水銀灯(13台)をLED照明に更新し、省エネルギー化を図り、二酸化炭素の排出を削減しました。

### 【3】環境会計

環境会計は、環境保全のためにどれだけのコストをかけ、その活動によりどのような効果が得られたかを可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みです。環境会計で測定した結果を今後の環境保全の取り組みの改善や見直しに活用するとともに、行政の透明性や市民への説明責任を果たすことを目的としています。

本市の環境会計は、平成20年度のISO14001の適用範囲における環境保全の取り組みを公害防止設備の維持管理など市の事業活動に伴い生じる環境負荷を低減するための取り組みとしての「内部環境対策」と、市民に対するごみ減量の働きかけなど環境を良くするために市が行った取り組みとしての「地域環境施策」に分けて集計しています。

平成20年度の内部環境対策は、市の施設における公害対策や省エネ対策、廃棄物の処分・リサイクルに約6億円を費やしました。効果として、二酸化炭素排出量は、平成19年度比較で約16,000トン削減しました。また、経済効果としては、古紙の売却や太陽光発電の際に余った電力の売電などによる収益約3,200万円と、省エネ活動による約5,700万円の経費節減効果（平成12年度比）があり、合計約8,900万円の経済効果（平成12年度比）がありました。

平成20年度の地域環境施策は、公共下水道、都市公園等の整備や市民の二酸化炭素削減に向けた啓発活動、ごみの減量の取り組みに約101億円を費やしました。効果として、年間ごみ処理量は平成19年度に比べて約4,700トン削減し、公共下水道整備普及率も平成19年度に比べて0.5%増加しました。

詳細については、冊子「エコレポート2009（枚方市環境報告書）」として取りまとめており、枚方市ホームページでダウンロードできます。

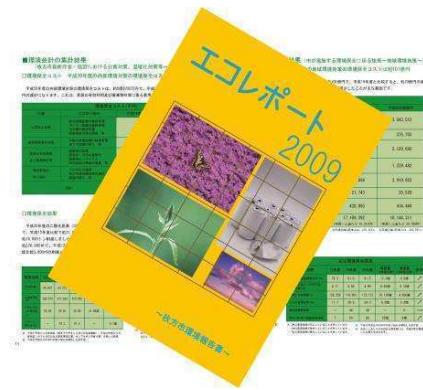
### 【4】グリーン購入

枚方市役所では、再生紙の積極的な利用を図り、紙のリサイクルを促進するため、平成10年5月に「印刷物における再生紙使用促進に関する事務取り扱い要領」を定め、市役所が作成する印刷物や委託事業の報告書等について、同要領に基づき、再生紙の使用を推進しています。特に、コピー、印刷用紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を指定しています。

また、市役所において再生資源を利用した製品など環境に配慮した物品の購入・利用を進めるため、庁内の物品購入担当課等から成る庁内組織「グリーン購入検討会議」を設置しています。

同会議における検討に基づいて、平成14年12月1日に「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」を策定しました。指針には、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等については、必ず環境に配慮した物品を選定するように明記しています。

平成21年度は、用紙類や文具など16品目の購入目標を95%以上に定め、購入率は96.6%で目標を達成しました。



第7部

資料編

## 第7部・資料編

## 【1】環境基準

## 大気汚染に係る環境基準

| 項目         | 環境基準   | 達成期間    |
|------------|--|---------|
| 二酸化硫黄      | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること                                | 5年以内(ア) |
| 二酸化窒素      | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること                                | 7年以内(イ) |
| 浮遊粒子状物質    | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること | 早期(ア)   |
| 一酸化炭素      | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること                            | 早期(ア)   |
| 光化学オキシダント  | 1時間値が0.06ppm以下であること  | 早期(ア)   |
| ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること   | 早期(ウ)   |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること   | 早期(ウ)   |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること   | 早期(ウ)   |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること  | 早期(ウ)   |
| 微小粒子状物質    | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。        | 早期(エ)   |

- (注) 1 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合、また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定期局は、評価の対象としない。
- 2 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係わる評価は、以下の方法による。
- 短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
- 長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
- 3 二酸化窒素に係わる評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）で評価する。
- 4 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。また、昼間の1時間値とは、午前5時から午後8時までの時間帯のことである。
- 5 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係わる評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
- 6 微小粒子状物質の長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行う。また、短期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価としての年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。
- (ア) 昭和48年5月8日環境庁告示25号、(改正昭和56年環境庁告示47号、平成8年環境庁告示73号)  
 (イ) 昭和53年7月11日環境庁告示38号、(改正平成8年環境庁告示74号)  
 (ウ) 平成9年2月4日環境庁告示4号、(改正平成13年環境省告示30号)  
 (エ) 平成21年9月9日環境省告示33号

## 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基 準 値                    |                             |
|-------|--------------------------|-----------------------------|
|       | 昼 間<br>(午前 6 時から午後 10 時) | 夜 間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時) |
| AA    | 50 デシベル以下                | 40 デシベル以下                   |
| A及びB  | 55 デシベル以下                | 45 デシベル以下                   |
| C     | 60 デシベル以下                | 50 デシベル以下                   |

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地 域 の 区 分   | 基 準 値                    |                             |
|---|--------------------------|-----------------------------|
|   | 昼 間<br>(午前 6 時から午後 10 時) | 夜 間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時) |
| A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域                          | 60 デシベル以下                | 55 デシベル以下                   |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下                | 60 デシベル以下                   |

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基 準 値                    |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| 昼 間<br>(午前 6 時から午後 10 時) | 夜 間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時) |
| 70 デシベル以下                | 65 デシベル以下                   |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

（注）1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② 道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

## 類型ごとに当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | 該 当 地 域   |
|-------|---|
| AA    | 枚方市内は該当なし   |
| A     | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| B     | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域                |
| C     | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域                            |

## 自動車騒音の要請限度

| 区域の区分  | 時間の区分                     |                              |
|--|---------------------------|------------------------------|
|  | 昼間<br>〔午前6時から<br>午後10時まで〕 | 夜間<br>〔午後10時から翌日<br>の午前6時まで〕 |
| 1 a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域                       | 65 デシベル                   | 55 デシベル                      |
| 2 a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域                       | 70 デシベル                   | 65 デシベル                      |
| 3 b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル                   | 70 デシベル                      |

(注) 1 a区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域

2 b区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域

3 c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

| 昼間<br>(午前6時から午後10時) | 夜間<br>(午後10時から翌日の午前6時) |
|---------------------|------------------------|
| 75 デシベル以下           | 70 デシベル以下              |

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## 道路交通振動の要請限度

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間<br>〔午前6時から<br>午後9時まで〕 | 夜間<br>〔午後9時から翌日<br>の午前6時まで〕 |
|----------------|--------------------------|-----------------------------|
| 第一種区域          | 65 デシベル                  | 60 デシベル                     |
| 第二種区域          | 70 デシベル                  | 65 デシベル                     |

- (注) 1 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、  
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、  
用途地域の指定のない地域
- 2 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動の指示値から次表の補正值を減ずる。

| 指示値の差（デシベル） | 補正值（デシベル） |
|-------------|-----------|
| 3           | 3         |
| 4           |           |
| 5           | 2         |
| 6           |           |
| 7           |           |
| 8           | 1         |
| 9           |           |

## 水質汚濁に係る環境基準①

人の健康の保護に関する環境基準

| 項目               | 基準値            |
|------------------|----------------|
| カドミウム            | 0.01 mg/L 以下   |
| 全シアン             | 検出されないこと       |
| 鉛                | 0.01 mg/L 以下   |
| 六価クロム            | 0.05 mg/L 以下   |
| 砒素               | 0.01 mg/L 以下   |
| 総水銀              | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀           | 検出されないこと       |
| P C B            | 検出されないこと       |
| ジクロロメタン          | 0.02 mg/L 以下   |
| 四塩化炭素            | 0.002 mg/L 以下  |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L 以下  |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L 以下    |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下   |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下      |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン        | 0.03 mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン       | 0.01 mg/L 以下   |
| 1, 3-ジクロロプロパン    | 0.002 mg/L 以下  |
| チウラム             | 0.006 mg/L 以下  |
| シマジン             | 0.003 mg/L 以下  |
| チオベンカルブ          | 0.02 mg/L 以下   |
| ベンゼン             | 0.01 mg/L 以下   |
| セレン              | 0.01 mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10 mg/L 以下     |
| ふつ素              | 0.8 mg/L 以下    |
| ほう素              | 1 mg/L 以下      |
| 1, 4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下   |

(注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。

2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。

また、アルキル水銀及びP C Bについて「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は、備考3のとおり。

3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

## 水質汚濁に係る環境基準②

河川

生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

ア.

| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適応性                      | 基準値             |                     |               |               |                      |
|----------|-----------------------------------|-----------------|---------------------|---------------|---------------|----------------------|
|          |                                   | 水素イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質量<br>(SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                |
| B        | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄に掲<br>げるもの | 6.5以上<br>8.5以下  | 3mg/L以下             | 25mg/L<br>以下  | 5mg/L<br>以上   | 5,000MPN<br>/100mL以下 |
| D        | 工業用水2級、<br>農業用水及びEの欄<br>に掲げるもの    | 6.0以上<br>8.5以下  | 8mg/L以下             | 100mg/L<br>以下 | 2mg/L<br>以上   | —                    |

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点について、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) MPN/100mLとは、最確数法(MPN法)により算出した100mL中の最確数を表す。

イ.

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                           | 基準値        |  |
|----------|---|------------|--|
|          |   | 全亜鉛        |  |
| 生物B      | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら<br>の餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 |  |

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

(注) 水生生物の保全の観点から、全亜鉛が生活環境の保全に関する環境基準に追加され、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物B」の類型指定が平成21年6月30日に行われ、平成22年4月1日から適用されています。

## 要監視項目及び指針値

## ①人の健康の保護に係るもの

|    | 項目名                 | 指針値         |    | 項目名          | 指針値          |
|----|---------------------|-------------|----|--------------|--------------|
| 1  | クロロホルム              | 0.06mg/L以下  | 14 | フェノブカルブ      | 0.03mg/L以下   |
| 2  | トランスター1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下  | 15 | イプロベンホス      | 0.008mg/L以下  |
| 3  | 1, 2-ジクロロプロパン       | 0.06mg/L以下  | 16 | クロルニトロフェン    | —            |
| 4  | p-ジクロロベンゼン          | 0.2mg/L以下   | 17 | トルエン         | 0.6mg/L以下    |
| 5  | イソキサチオノン            | 0.008mg/L以下 | 18 | キシレン         | 0.4mg/L以下    |
| 6  | ダイアジノン              | 0.005mg/L以下 | 19 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06mg/L以下   |
| 7  | フェニトロチオノン           | 0.003mg/L以下 | 20 | ニッケル         | —            |
| 8  | イソプロチオラン            | 0.04mg/L以下  | 21 | モリブデン        | 0.07mg/L以下   |
| 9  | オキシン銅               | 0.04mg/L以下  | 22 | アンチモン        | 0.02mg/L以下   |
| 10 | クロロタロニル             | 0.05mg/L以下  | 23 | 塩化ビニルモノマー    | 0.002mg/L以下  |
| 11 | プロピザミド              | 0.008mg/L以下 | 24 | エピクロロヒドリン    | 0.0004mg/L以下 |
| 12 | EPN                 | 0.006mg/L以下 | 25 | 全マンガン        | 0.2mg/L以下    |
| 13 | ジクロルボス              | 0.008mg/L以下 | 26 | ウラン          | 0.002mg/L以下  |

## ②水生生物の保全に係るもの

| 項目<br>類型 | 項目名      | 指針値        |
|----------|----------|------------|
| 生物B      | クロロホルム   | 3mg/L以下    |
|          | フェノール    | 0.08mg/L以下 |
|          | ホルムアルデヒド | 1mg/L以下    |

(注) 水生生物の保全の観点から、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物B」の類型指定が平成21年6月30日に行われ、平成22年4月1日から適用されています。

特定項目：特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定に基づき水道水源水域におけるトリハロメタン生成能の測定が行われています。これについては、現在のところ水質目標は定められていません。

## 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目               | 基準値            |
|------------------|----------------|
| カドミウム            | 0.01 mg/L 以下   |
| 全シアン             | 検出されないこと       |
| 鉛                | 0.01 mg/L 以下   |
| 六価クロム            | 0.05 mg/L 以下   |
| 砒素               | 0.01 mg/L 以下   |
| 総水銀              | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀           | 検出されないこと       |
| P C B            | 検出されないこと       |
| ジクロロメタン          | 0.02 mg/L 以下   |
| 四塩化炭素            | 0.002 mg/L 以下  |
| 塩化ビニルモノマー        | 0.002 mg/L 以下  |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L 以下  |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L 以下    |
| 1, 2-ジクロロエチレン    | 0.04 mg/L 以下   |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下      |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン        | 0.03 mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン       | 0.01 mg/L 以下   |
| 1, 3-ジクロロプロパン    | 0.002 mg/L 以下  |
| チウラム             | 0.006 mg/L 以下  |
| シマジン             | 0.003 mg/L 以下  |
| チオベンカルブ          | 0.02 mg/L 以下   |
| ベンゼン             | 0.01 mg/L 以下   |
| セレン              | 0.01 mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10 mg/L 以下     |
| ふつ素              | 0.8 mg/L 以下    |
| ほう素              | 1 mg/L 以下      |
| 1, 4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下   |

(注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。

- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。  
また、アルキル水銀及びP C Bについて「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は、備考3のとおり。
- 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

## 土壤汚染に係る環境基準

| 項目               | 環境基準  |
|------------------|---|
| カドミウム            | 検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき 0.4 mg以下であること       |
| 全シアン             | 検液中に検出されないこと  |
| 有機りん             | 検液中に検出されないこと  |
| 鉛                | 検液 1L につき 0.01 mg以下であること  |
| 六価クロム            | 検液 1L につき 0.05 mg以下であること  |
| 砒素               | 検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤 1kgにつき 15 mg未満であること |
| 総水銀              | 検液 1L につき 0.0005 mg以下であること                                      |
| アルキル水銀           | 検液中に検出されないこと  |
| P C B            | 検液中に検出されないこと  |
| 銅                | 農用地(田に限る)において、土壤 1kgにつき 125 mg未満であること                           |
| ジクロロメタン          | 検液 1L につき 0.02 mg以下であること  |
| 四塩化炭素            | 検液 1L につき 0.002 mg以下であること                                       |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 検液 1L につき 0.004 mg以下であること                                       |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 検液 1L につき 0.02 mg以下であること  |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04 mg以下であること  |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1 mg以下であること   |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006 mg以下であること                                       |
| トリクロロエチレン        | 検液 1L につき 0.03 mg以下であること  |
| テトラクロロエチレン       | 検液 1L につき 0.01 mg以下であること  |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 検液 1L につき 0.002 mg以下であること                                       |
| チウラム             | 検液 1L につき 0.006 mg以下であること                                       |
| シマジン             | 検液 1L につき 0.003 mg以下であること                                       |
| チオベンカルブ          | 検液 1L につき 0.02 mg以下であること  |
| ベンゼン             | 検液 1L につき 0.01 mg以下であること  |
| セレン              | 検液 1L につき 0.01 mg以下であること  |
| ふつ素              | 検液 1L につき 0.8 mg以下であること   |
| ほう素              | 検液 1L につき 1 mg以下であること   |

(注)

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

## ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

| 媒 体                | 基 準 値                       |
|--------------------|-----------------------------|
| 大 気                | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |
| 水 質<br>(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下                |
| 水底の底質              | 150pg-TEQ/g 以下              |
| 土 壤                | 1,000pg-TEQ/g 以下            |

(注) 1 pg は、ピコグラムを表し、1pg は 1 兆分の 1g。

- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値 (TEQ) とする。
- 3 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 【2】第4回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）調査結果（概要）

### 1. 植物

植物調査では、表7-2-1のとおり99科440種が確認できた。

調査対象地である枚方市域の淀川河川敷は、堤防法面を降りると、広い高水敷上に様々な草地や樹林や土地利用が展開し、さらに水域に向かって行くと低水護岸部から先は多くの区間で砂州がみられ、攪乱の程度に応じて、砂礫地や草地、ヤナギ林やその他広葉樹林等様々な植生がモザイク状に分布している。

堤防法面では、定期的な草刈り管理に対応して、イネ科のチガヤ、ネズミムギ、セイバンモロコシをはじめ、ヨモギ、ヒメジョオン、セイタカアワダチソウなどの路傍雑草や帰化植物が多くみられた。

高水敷では、御殿山付近のようにニワウルシ（シンジュ）、センダン、エノキ、ムクノキ等からなる広葉樹高木林が成立しているところもみられ、こういった安定した環境ではヤマネコノメソウ、クサノオウ、カテンソウ、ヒカゲイノコズチ等の本来山地に生育するような種もみられた。また、高水敷にはセイタカヨシやオギからなるヨシ原や高茎草地も広くみられたがいずれも出水等による攪乱がなく安定しているために、市街地や農耕地にみられる種と同様の種が多く混在していた。ただ、部分的ではあるが高水敷でもやや湿った箇所や砂礫質な土壤環境となっているところではサデクサ、ミコシガヤなど、河川本来の自然性の名残りを示す種も確認することができた。

低水敷ではアカメヤナギやオオタチヤナギからなるヤナギ林が連続し、この下層にはミヅソバ、クサヨシなどの湿性立地を好む種やシケシダ、イノデ、クマワラビといったシダ植物などやや湿った環境を示す種がみられた。また、低水敷の開けた場所では、小規模な入り江状の水たまりが形成され、ミヅコウジュ、タコノアシ、カワヂシャなどの河川本来の種がみられた他、アザザ、オオカナダモ、エビモ、ヤナギモ、マツモなどの上流の琵琶湖から流れ着いたとみられる水草も確認することができた。

特筆すべき事象としては、アズマツメクサ（大阪府レッドデータブック絶滅種）の生育を確認したことが挙げられる。

以上のように枚方市域の淀川河川敷は、植物の生育地としては堤内地と同様の安定した環境から、砂州のような攪乱の生じる不安定な環境等、種々の環境が揃っておりそれに対応した植物種が多数生育し、市域においても植物の多様性の高い地域であると考えられる。

表7-2-1 植物確認種数内訳表

| 分類群  |      | 科            | 種   |  |
|------|------|--------------|-----|--|
| シダ植物 |      | 9            | 20  |  |
| 種子植物 | 裸子植物 | 0            | 0   |  |
|      | 被子植物 | 双子葉類         | 54  |  |
|      |      | 離弁花類<br>合弁花類 | 118 |  |
| 单子葉類 |      | 14           | 109 |  |
| 合計   |      | 99           | 440 |  |

## 2. 淡水魚等水辺の生物

調査は市民調査、専門調査合同で実施し、表 7-2-2 のとおり 99 科 440 種が確認できた。

捕獲固体総数は 1,504 固体とかなり多いが、これは地引網を用いたためである。

確認された魚類の大部分はフナ類やコウライニゴイの幼魚であった。調査地の樋之上ワンドをはじめワンドは一般的に淀川本流よりも浅く、流れがほとんどないため、幼魚や止水域を好む魚にとって重要な環境として利用されている。調査地の樋之上ワンドも幼魚が多いことからこれらの重要な生息環境として利用されていると考えられるが、水際の植生等がほとんど見られないため、産卵環境としては不十分と考えられ、幼魚等の一時的な生息環境としての利用が主体であると考えられる。

表 7-2-2 淡水魚確認種一覧表

| 科名       | 種名             | 確認個体数 |
|----------|----------------|-------|
| コイ科      | コイ             | 21    |
|          | ゲンゴロウブナ        | 4     |
|          | フナ類            | 254   |
|          | カネヒラ           | 2     |
|          | タイリクバラタナゴ      | 2     |
|          | ワタカ            | 1     |
|          | ハス             | 3     |
|          | オイカワ           | 1     |
|          | モツゴ            | 32    |
|          | タモロコ           | 9     |
|          | ゼゼラ            | 21    |
|          | カマツカ           | 4     |
|          | コウライニゴイ        | 1,080 |
|          | コウライモロコ        | 50    |
| サンフィッシュ科 | ブルーギル          | 15    |
|          | オオクチバス（ブラックバス） | 5     |
| 2科 16種   |                |       |

### 3. 陸上昆虫類

陸上昆虫類は15目118科316種が確認された。確認種の目別種数をみてみると、表7-2-3に示したとおりコウチュウ目(ベイトトラップによる)、カメムシ目、バッタ目、チョウ目が多く、河川という草地の多い開放的な環境を反映した結果となっている。

調査区域である淀川河川敷には、ヤナギやニレを中心とした河畔林が帶状に存在し、樹林性の昆虫類が豊富にみられた。また、ススキ、セイタカアワダチソウなどの高茎草地やシバなどに代表される低茎草地もパッチ状に存在している。

河川敷を昆虫類の生息環境別に大まかに分類すると、砂礫地や湿性草地などの水辺の環境、草地環境、樹林環境がみられた。

水辺では、オオハサミムシ、エリザハンミョウ、コハンミョウ、カワチマルクビゴミムシなど砂礫地に特有な種やアオモンイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマなどのトンボ類が確認された。湿性草地ではコバネイナゴ、トゲヒシバッタ、ハネナガヒシバッタなどのバッタ類やアオバアリガタハネカクシ、ミイデラゴミムシ、キアシヌレチゴミムシなどが確認された。

高茎草地ではキリギリス、ウマオイ、スズムシなどバッタ類やアワダチソウグンバイが多くみられた。また地上部ではオオサカヒラタシデムシ、ツチカメムシなどが確認された。

低茎草地ではハラヒシバッタ、コケシマグソコガネ、コスナゴミムシダマシなどが確認された。

樹林地では樹上に生息するクマゼミ、アブラゼミなどのセミ類、コムラサキ、ゴマダラチョウなどのチョウ類、コクワガタ、シロテンハナムグリ、ヤマトタマムシなどの甲虫類が確認された。樹林地の地上部ではヤコンオサムシ、オオクロツヤヒラタゴミムシ、モリチャバネゴキブリなどが確認された。

希少な種としてはオオサカヒラタシデムシ(大阪府レッドデータブックの準絶滅危惧種)が確認された。

表7-2-3 陸上昆虫類目別確認種数

| 目名       | 種数  |
|----------|-----|
| クモ目      | 5   |
| トビムシ目    | 4   |
| トンボ目     | 10  |
| ゴキブリ目    | 2   |
| カマキリ目    | 4   |
| ハサミムシ目   | 2   |
| バッタ目     | 41  |
| カメムシ目    | 47  |
| アミメカゲロウ目 | 2   |
| シリアゲムシ目  | 1   |
| トビケラ目    | 1   |
| チョウ目     | 42  |
| ハエ目      | 11  |
| コウチュウ目   | 114 |
| ハチ目      | 30  |
| 合計       | 316 |

#### 4. 水生昆虫類

水生昆虫は表7-2-4に示す6目15科30種が確認された。出現種の多くはトンボ類のヤゴや水生カメムシ類、ハエ目の幼虫などであった。

これらの水生昆虫は流れのゆるい場所や止水に主に生息している。

調査場所である樋之上ワンドは淀川の左岸に作られたワンドで、流れはほとんど無く、水深は浅く底質は泥であった。大谷川は流れが緩やかで、水生植物が多くみられた。

樋之上ワンドではアオモンイトトンボ、オオヤマトンボ、シオカラトンボ、ハイイロチビミズムシ、チビミズムシ、ヤマトゴマフガムシなどの生息が確認された。

また、ワンドの入り口部分は淀川の影響により砂礫底となっており、ここではオナガサナエ、オオオシマトビケラなど、通常河川の瀬に生息する種が確認された。

大谷川ではアオモンイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボなどトンボ類が多く、淵や止水にみられる種が主体であった。

希少な種としてはホンサナエ(大阪府レッドデータブックの準絶滅危惧種)が確認された。

表7-2-4 水生昆虫類確認種数

| 目名         | 科名         | 種名         |
|------------|------------|------------|
| カゲロウ目（蜻蛉目） | マダラカゲロウ科   | アカマダラカゲロウ  |
| トンボ目（蜻蛉目）  | イトトンボ科     | コロイトトンボ    |
|            |            | コロイトトンボ属   |
|            |            | アオモンイトトンボ  |
|            |            | カワトンボ科     |
|            | ハグロトンボ     |            |
|            | カワトンボ      |            |
|            | ヤンマ科       | ギンヤンマ      |
|            | サナエトンボ科    | ホンサナエ      |
|            |            | オナガサナエ     |
|            |            | コオニヤンマ     |
|            |            | タベサナエ      |
|            |            | エゾトンボ科     |
|            | オオヤマトンボ    |            |
| コヤマトンボ     |            |            |
| トンボ科       | シオカラトンボ    |            |
|            | ウスバキトンボ    |            |
|            | コシアキトンボ    |            |
|            | アメンボ科      |            |
| アメンボ       |            |            |
| ヒメアメンボ     |            |            |
| ミズギワカメムシ科  | ミズギワカメムシ   |            |
|            | ハイイロチビミズムシ |            |
|            | チビミズムシ     |            |
|            | チビミズムシ属    |            |
|            | コミズムシ      |            |
| トビケラ目（毛翅目） | シマトビケラ科    | コガタシマトビケラ属 |
|            |            | オオシマトビケラ   |
| ハエ目（双翅目）   | ガガンボ科      | ガガンボ科      |
|            | ユスリカ科      | セスジユスリカ    |
|            |            | エリユスリカ亜科   |
| ミズアブ科      | ミズアブ科      |            |
| ガムシ科       | ヤマトゴマフガムシ  |            |
| 合計         | 15科        | 30種        |

## 5. 鳥類

鳥類は、表 7-2-5 のとおり 12 目 31 科 74 種が確認された。出現種の大部分はまとまった樹林や草地を有する淀川河川敷の環境を反映して樹林地や林縁、草地などの山野の鳥であった。

夏期にはオオヨシキリが観察され、河川敷のヨシ原は重要な繁殖場所になっていると考えられた。

冬季にはマガモ、コガモ、オカヨシガモなどの水鳥が多くみられた。カモ類は休息場所として淀川の水辺を利用していた。この他冬鳥ではノスリ、チュウヒなどの猛禽類やアリスイ、ビンズイ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミなどの小鳥類も確認された。

留鳥ではスズメ、ヒヨドリ、ウグイス、ホオジロ、カワラヒラ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラスなどが確認された。留鳥の多くは淀川河川敷で繁殖していると考えられる。

季節別の生活型の出現種数は春季・夏季より秋季・冬季の方が多い傾向がみられた。これは秋季・冬季には留鳥に加えて冬鳥が飛来し、しかもこれらは夏鳥に比べて種数が多いため種数の増加となっている。

淀川河川敷の樹林や草地、水辺等の環境の規模・まとまりからみて冬季は渡り鳥の移動ルートや冬鳥の越冬地、夏鳥や留鳥の繁殖地として重要な役割を果たしていると考えられる。

表 7-2-5 水生昆虫類確認種数

| 目名      | 科名      | 種    |
|---------|---------|------|
| カイツブリ目  | カイツブリ科  | 1    |
| ペリカン目   | ウ科      | 1    |
| コウノトリ目  | サギ科     | 4    |
| カモ目     | カモ科     | 11   |
| タカ目     | タカ科     | 4    |
|         | ハヤブサ科   | 1    |
| キジ目     | キジ科     | 2    |
| ツル目     | クイナ科    | 1    |
| チドリ目    | チドリ科    | 2    |
|         | シギ科     | 3    |
|         | カモメ科    | 2    |
| ハト目     | ハト科     | 2    |
| ブッポウソウ目 | カワセミ科   | 1    |
| キツツキ目   | キツツキ科   | 2    |
| スズメ目    | ヒバリ科    | 1    |
|         | ツバメ科    | 2    |
|         | セキレイ科   | 4    |
|         | ヒヨドリ科   | 1    |
|         | モズ科     | 1    |
|         | レンジャク科  | 1    |
|         | ツグミ科    | 5    |
|         | ウグイス科   | 4    |
|         | ヒタキ科    | 1    |
|         | エナガ科    | 1    |
|         | シジュウカラ科 | 2    |
|         | メジロ科    | 1    |
|         | ホオジロ科   | 3    |
|         | アトリ科    | 5    |
|         | ハタオリドリ科 | 1    |
|         | ムクドリ科   | 1    |
|         | カラス科    | 3    |
| 12 目    | 31 科    | 74 種 |

## 6. 両生類・爬虫類

両生類ではアマガエル、ヌマガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ウシガエルの5種が確認された。

カエル類ではウシガエル以外は個体数が非常に少なかった。水田や水溜り、ため池など、カエル類の繁殖場所となる止水環境が淀川河川敷には少ないことが要因と考えられる。ウシガエルは樋之上ワンドで繁殖しているものと思われる。

爬虫類ではクサガメ、ミシシッピアカミミガメ、イシガメ、カナヘビ、シマヘビの5種が確認された。

最も多く観察されたのは帰化種のミシシッピアカミミガメで樋之上ワンドや穂谷川の河口などの淀みで確認した。ヘビ類はシマヘビの1種のみの確認で種数は少なかった。これは餌となるカエル類が少ないと考えられる（表7-2-6参照）。

希少種としてはイシガメが環境省レッドリストの情報不足（DD）と大阪府レッドデータブックの要注目種に該当する。

表7-2-6 両生類・爬虫類確認種数

| 目    | 科名     | 種名          |
|------|--------|-------------|
| カエル目 | アマガエル科 | アマガエル       |
|      | アカガエル科 | トノサマガエル     |
|      |        | ヌマガエル       |
|      |        | ウシガエル       |
|      |        | ツチガエル       |
| カメ目  | イシガメ科  | クサガメ        |
|      |        | ミシシッピアカミミガメ |
|      |        | イシガメ        |
| トカゲ目 | カナヘビ科  | カナヘビ        |
|      | ヘビ科    | シマヘビ        |
| 合計   | 5科     | 10種         |

## 7. 哺乳類

哺乳類は、表 7-2-7 のとおり 4 目 8 科 13 種が確認された。

モグラ目ではモグラ属が確認された。モグラ属は土のやわらかい土手沿いや河畔林内に巣穴や坑道がみられた。

コウモリ目ではヒナコウモリ科が確認された。ヒナコウモリ科は夏季の夜間調査において、目視やバットディテクター（コウモリの出す超音波を人間の耳でも聞こえるようにする検知器）により全域で確認された。

ネズミ目ではネズミ科、ハツカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミを確認した。カヤネズミは河川敷のヨシ原やスキ草地で球巣を確認している。

ネコ目では、アライグマ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、イタチ属、ノネコの 6 種を確認した。タヌキは河畔林周辺で足跡を観察したほかに、無人撮影装置による撮影にも成功した。

キツネは楠葉周辺で足跡や糞が確認され、夏季の夜間調査では成獣を目撃している。

アライグマおよびイタチ属の一種はワンド周辺や流入する河川の湿地部で足跡が確認された。

淀川の樹林や草地等の緑地のまとまりからみてこれらの種は淀川河川敷内で繁殖が可能であると考えられる。

希少種としてはキツネとカヤネズミの 2 種を確認できた。キツネは大阪府レッドデータブックにおいて、準絶滅危惧種に選定されている。カヤネズミは大阪府レッドデータブックにおいて、要注目種に選定されている。

表 7-2-7 哺乳類確認種数

| 目名         | 科名      | 種名      |
|------------|---------|---------|
| モグラ目（食虫目）  | モグラ科    | モグラ属    |
| コウモリ目（翼手目） | ヒナコウモリ科 | ヒナコウモリ科 |
| ネズミ目（齧歯目）  | ネズミ科    | ハタネズミ   |
|            |         | カヤネズミ   |
|            |         | ハツカネズミ  |
|            |         | ネズミ科    |
|            | ヌートリア科  | ヌートリア   |
| ネコ目（食肉目）   | アライグマ科  | アライグマ   |
|            | イヌ科     | タヌキ     |
|            |         | キツネ     |
|            |         | ノイヌ     |
|            | イタチ科    | イタチ属    |
|            | ネコ科     | ノネコ     |
| 合計         | 8 科     | 13 種    |

## 8. 希少種

希少種として表7-2-8に示す文献に記載のある種を抽出し、整理した。

その結果、表7-2-9、表7-2-10に示すように、植物で10科13種、動物で5綱14目19科30種を希少種として整理することができた。

植物では大阪府レッドデータブックで絶滅種とされているアズマツメクサとアサザが確認されたことが特筆すべき点と考えられる。

動物では鳥類のチュウヒ、ハヤブサといった希少性の高いランクの猛禽類が確認されているが、これらは生息環境の一部として淀川上空を飛翔していたものであり、淀川に依存した種ではない。

**表 7-2-8 希少種の抽出に用いた文献**

| 文 献 名  | 対象分類群 |    |
|--|-------|----|
|  | 動物    | 植物 |
| 1. 環境省レッドリスト(2006～2007年) 全分類群                    | ○     | ○  |
| 2. 改訂・近畿地方の保護上重要な植物<br>—レッドデータブック近畿 2001—, 2001年 |       | ○  |
| 3. 大阪府における保護上重要な野生生物<br>—大阪府レッドデータブック—, 2000年    | ○     | ○  |

**表 7-2-9 希少種一覧表（植物）**

| 科 名     | 種 名      | 該当ランク   |          |            |
|---------|----------|---------|----------|------------|
|         |          | 環境省 R L | 近畿 R D B | 大阪府 R D B  |
| イラクサ科   | ホソバイイラクサ |         | 絶滅危惧 C   | 絶滅危惧 I I 類 |
| タデ科     | ホソバイヌタデ  | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧 A   | 絶滅危惧 I I 類 |
|         | サデクサ     |         | 絶滅危惧 C   | 準絶滅危惧      |
| モクレン科   | コブシ      |         | 絶滅危惧 C   | 情報不足       |
| ベンケイソウ科 | オノマンネングサ |         |          | 情報不足       |
|         | アズマツメクサ  | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧 A   | 絶滅         |
| ユキノシタ科  | タコノアシ    | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧 C   | 準絶滅危惧      |
| ミツガシワ科  | アサザ      | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧 A   | 絶滅         |
| シソ科     | ミヅコウジュ   | 準絶滅危惧   | 絶滅危惧 C   | 要注目        |
| ゴマノハグサ科 | カワヂシャ    | 準絶滅危惧   | 準絶滅危惧    | 要注目        |
| イネ科     | コゴメカゼクサ  |         | 絶滅危惧 A   | 絶滅危惧 I 類   |
| カヤツリグサ科 | ヤガミスゲ    |         | 絶滅危惧 C   | 準絶滅危惧      |
|         | ミコシガヤ    |         | 絶滅危惧 C   | 準絶滅危惧      |
| 10科 13種 |          | 6       | 12       | 13         |

表 7-2-10 希少種一覧表（動物）

| 分類   | 目名      | 科名      | 種名          | 該当ランク         |           |
|------|---------|---------|-------------|---------------|-----------|
|      |         |         |             | 環境省R L        | 大阪府R D B  |
| 硬骨魚綱 | コイ目     | コイ科     | カネヒラ        |               | 要注目       |
|      |         |         | ワタカ         |               | 要注目       |
|      |         |         | ハス          |               | 要注目       |
|      |         |         | タモロコ        |               | 要注目       |
|      |         |         | ゼゼラ         |               | 要注目       |
|      |         |         | カマツカ        |               | 要注目       |
|      |         |         | コウライモロコ     |               | 要注目       |
| 昆虫綱  | コウチュウ目  | シデムシ科   | オオサカヒラタシデムシ |               | 準絶滅危惧     |
|      | トンボ目    | サナエトンボ科 | ホンサナエ       |               | 準絶滅危惧     |
| 鳥綱   | カイツブリ目  | カイツブリ科  | カンムリカイツブリ   |               | 要注目       |
|      | ペリカン目   | ウ科      | カワウ         |               | 要注目       |
|      | コウノトリ目  | サギ科     | チュウサギ       | 準絶滅危惧         | 要注目       |
|      | タカ目     | タカ科     | ミサゴ         | 準絶滅危惧         | 要注目       |
|      |         |         | ノスリ         |               | 要注目       |
|      |         |         | チュウヒ        | 絶滅危惧 I B<br>類 | 絶滅危惧 II 類 |
|      |         |         | ハヤブサ科       | 絶滅危惧 II 類     | 要注目       |
|      | チドリ目    | チドリ科    | コチドリ        |               | 絶滅危惧 II 類 |
|      |         |         | ケリ          |               | 要注目       |
|      |         | シギ科     | イソシギ        |               | 準絶滅危惧     |
|      |         |         | チュウシャクシギ    |               | 準絶滅危惧     |
|      |         | カモメ科    | コアジサシ       | 絶滅危惧 II 類     | 絶滅危惧 II 類 |
|      | ブッポウソウ目 | カワセミ科   | カワセミ        |               | 準絶滅危惧     |
|      | キツツキ目   | キツツキ科   | アリスイ        |               | 準絶滅危惧     |
|      | スズメ目    | ウグイス科   | オオヨシキリ      |               | 準絶滅危惧     |
|      |         |         | セッカ         |               | 準絶滅危惧     |
|      |         | ヒタキ科    | キビタキ        |               | 準絶滅危惧     |
|      |         | アトリ科    | オオマシコ       |               | 準絶滅危惧     |
| 爬虫綱  | カメ目     | イシガメ科   | イシガメ        | 情報不足          | 要注目       |
| 哺乳綱  | ネズミ目    | ネズミ科    | カヤネズミ       |               | 要注目       |
|      | ネコ目     | イヌ科     | キツネ         |               | 準絶滅危惧     |
| 5綱   | 14目     | 19科     | 30種         | 6             | 30        |

### 【3】都市公園の種類

| 種類    | 種別        | 内 容   |
|-------|-----------|---|
| 基幹公園  | 街区公園      | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。   |
|       | 近隣公園      | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1か所当たり面積2haを標準として配置する。   |
|       | 地区公園      | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置する。  |
|       | 総合公園      | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10~50haを標準として配置する。  |
|       | 運動公園      | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15~75haを標準として配置する。   |
| 特殊公園  |           | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則り配置する。   |
| 大規模公園 | 広域公園      | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。  |
|       | レクレーション公園 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。 |
| 国営公園  |           | 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。                                   |
| 緩衝緑地  |           | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じて配置する。  |
| 都市緑地  |           | 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。     |
| 都市林   |           | 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。   |
| 緑道    |           | 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。                     |
| 広場公園  |           | 主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。   |

## 【4】まち美化行動計画実施状況

## 平成21年度 第2次枚方市まち美化行動計画 実施状況

|  |                        |    | No.                           | 項目               | 担当課        | 平成21年度目標                                       | 平成21年度実績 | 備考 |
|--|------------------------|----|-------------------------------|------------------|------------|--|----------|----|
| 1. 市の取り組み事項<br>（1）市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項 | ①広報ひらかた等メディアによる啓発記事の掲載 | 1  | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載            | まち美化推進課          | 年3回        | 年3回 8,12,2月号                                   |          |    |
|  |                        | 2  | エフエムひらかたのスポット放送による啓発          | まち美化推進課          | 検討         | 平成21年9月1日～平成22年3月31日<br>20回<br>【重点行動指針編（ポイ捨て）】 |          |    |
|  |                        | 3  | K-CATの環境美化団体の取材、番組での取り上げの働きかけ | まち美化推進課          | 実施         | FMひらかた（天の川再生実行委員会）                             |          |    |
|  |                        | 4  | ホームページへの啓発記事の掲載               | まち美化推進課          | 掲載／随時更新    | 随時更新   |          |    |
|  | ②パンフレット、標示板等による美化意識の啓発 | 5  | 「ポイ捨て禁止」の看板の自治会、市民等への配布       | まち美化推進課          | 随時配布       | 随時配布（90枚）                                      |          |    |
|  |                        | 6  | ポイ捨て等防止条例周知用パンフレットの市民等への配布    | まち美化推進課          | 随時配布       | 随時配布   |          |    |
|  |                        | 7  | ポイ捨て防止のステッカーの配布               | まち美化推進課          | 随時配布       | 随時配布   |          |    |
|  | ③計画的な啓発キャンペーン活動の実施     | 8  | 道路ふれあい月間等でのキャンペーンの実施          | まち美化推進課<br>道路管理課 | 年1回<br>年1回 | 未実施<br>平成21年8月1日～8月31日横断幕の設置、広報への掲載            |          |    |
|  |                        | 9  | まち美化ウォッチングの実施                 | まち美化推進課          | 実施         | 未実施  |          |    |
|  | ④環境美化活動団体の情報の提供        | 10 | ホームページを活用した環境美化活動を実施する団体の紹介   | まち美化推進課          | 掲載／随時更新    | 随時更新   |          |    |

|  |                     |    |  |                  |                |                           |  |
|--|---------------------|----|--|------------------|----------------|---------------------------|--|
|  | ⑤まち美化推進重点地区の指定      | 11 | まち美化推進重点地区的指定                                | まち美化推進課          | 4 地区(累計)       | 3 地区                      |  |
|  | ⑥学校園における環境美化教育の実施   | 12 | 通園・通学時や行事の一環としての清掃活動の実施要請及び活動に対する支援          | まち美化推進課<br>教育指導課 | 支援・啓発<br>教育指導課 | 6, 11, 2月 計3回<br>さだ西幼稚園   |  |
|  |                     | 13 | 副読本「わたしたちのまち、ひらかた」でのまち美化についての啓発（小学校3, 4年生対象） | 教育指導課            | 対象学年の全児童に配布・啓発 | 配布・啓発                     |  |
|  |                     | 14 | 副読本「わたしたちのくらしと環境」におけるまち美化についての啓発（小学校4~6年生対象） | 環境総務課            | 対象学年の全児童に配布・啓発 | 配布（5, 470 冊）              |  |
|  | ⑦市民等を対象とした環境美化学習の推進 | 15 | まち美化についての講演会等の開催                             | まち美化推進課          | 検討             | 出前講座1回実施                  |  |
|  | ⑧事業所等における環境美化教育の推進  | 16 | 事業者に対するポイ捨て防止のための従業員への指導要請                   | まち美化推進課          | 工業会にて要請        | 平成22年2月22日<br>工業会での説明会で要請 |  |
|  |                     | 17 | 工業会への説明会の開催                                  | まち美化推進課          | 説明会開催          | 平成22年2月22日<br>実施          |  |
|  |                     | 18 | ホームページ等での企業等の取り組みの紹介                         | まち美化推進課          | 掲載／随時更新        | 随時更新                      |  |
|  |                     | 19 | 自動販売機の設置の届出や回収容器の設置及び適正管理の指導                 | まち美化推進課          | 指導             | 指導                        |  |

|                                    |  |    |                           |          |                   |  |  |
|------------------------------------|--|----|---------------------------|----------|-------------------|--|--|
| (2)市民等及び事業者が行う美化活動に対し、市が行う支援に関する事項 | ①地域自治会等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対するごみの収集等の支援 | 20 | 地域清掃での環境美化活動後のごみ等の収集・処理支援 | まち美化推進課  | ごみ等の収集・処理、ごみ袋等の支給 | 団体による清掃活動実施回数 1,010 回(285 団体)  |  |
|                                    |  |    |                           | 道路補修課    | 340 回             | 残土処分回収受付(310 回)  |  |
|                                    |  |    |                           | 公園みどり課   | ごみ等の収集・処理《随時受付》   | ごみ等の収集・処理《随時受付》  |  |
|                                    |  |    |                           | 下水道施設維持課 | ごみ等の収集・処理         | 受付・実施(37 件)  |  |
|                                    |  |    |                           | 市民活動課    | 収集・処理支援           | 実施   |  |
| 21                                 | 「天の川大清掃」への支援                           | 21 | 「天の川大清掃」への支援              | まち美化推進課  | 実施                | 平成 21 年 11 月 15 日実施 参加者 556 人 ごみ 1,000kg   |  |
|                                    |  |    |                           | まち美化推進課  | 実施                | 船橋川平成 21 年 8 月 29 日、9 月 6 日実施 参加者 約 650 人 穂谷川 平成 21 年 11 月 21 日実施 参加者 116 人 ごみ 400kg |  |
| 22                                 | 穂谷川・船橋川における美化活動への支援                    | 22 | 穂谷川・船橋川における美化活動への支援       | まち美化推進課  | 実施                | 船橋川平成 21 年 8 月 29 日、9 月 6 日実施 参加者 約 650 人 穂谷川 平成 21 年 11 月 21 日実施 参加者 116 人 ごみ 400kg |  |
|                                    |  |    |                           | 環境総務課    | 表彰                | ひらかたエコフォーラム 2010 にて表彰(環境表彰 12 団体・、緑のカーテンコンテスト 6 団体、学校表彰 11 校園)                       |  |
| 23                                 | ②環境美化に寄与していると認める団体及び個人の表彰              | 23 | 地域の環境美化に多大な寄与のあった団体・個人の表彰 | 市民活動課    | 表彰                | ボランティア表彰(8 団体 40 個人)   |  |

|               |    |                                     |         |                  |  |
|---------------|----|-------------------------------------|---------|------------------|--|
| ③アダプトプログラムの推進 | 24 | 「枚方市アダプトプログラム」による地域の環境美化の推進（駅前・道路等） | まち美化推進課 | 32団体<br>/31地区    | 平成21年度新規参加団体<br>平成21年9月1日楠葉西校区コミュニティ協議会（計32団体/31地区）  |
|               | 25 | 道路アダプト（道路の清掃・支障箇所の通報・植栽管理等）の推進      | 道路管理課   | 上記のうち4団体<br>/4地区 | 4団体/4地区  |
|               | 26 | 公園アダプト制度による地域環境美化（樹木剪定・花の植付けを含む）の推進 | 公園みどり課  | 拡充               | アダプト参加団体（117団体、170公園）  |
|               | 27 | 大阪府アドプト・コード&リバー・プログラムへの市の参画         | まち美化推進課 | 参画               | 平成21年度新規参加団体<br>・平成21年4月アドプト・リバー星の町<br>・平成21年9月アドプト・リバー牧野阪<br>・平成21年10月アドプト・ロード南中振2丁目<br>・平成21年11月アドプト・ロードなぎさ（累計29団体/30地区） |
|               | 28 | 国土交通省ボランティア・サポート・プログラムへの協力          | まち美化推進課 | 参画               | 平成21年度新規参加団体なし（累計2団体/2地区）  |
|               | 29 | 枚方市アダプトプログラム実施要領の見直し                | まち美化推進課 | 見直し・運用           | 見直し・運用   |

|                                   |                          |    |                           |               |         |  |                           |
|-----------------------------------|--------------------------|----|---------------------------|---------------|---------|--|---------------------------|
| (3) 飼い主等に対して犬のふんの適正処理にかかる啓発に関する事項 | ①広報ひらかた等メディアを活用した美化意識の啓発 | 30 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載        | まち美化推進課       | 年3回     | 年3回 8, 12, 2月号<br>平成22年3月31日<br>22回<br>(重点行動指針編(犬のふん)) | エフエムひらかたスポット放送 平成21年9月1日~ |
|                                   | ②パンフレットや啓発看板等による美化意識の啓発  | 31 | ホームページへの啓発記事の掲載           | まち美化推進課       | 掲載／随時更新 | 随時更新   |                           |
|                                   | ②パンフレットや啓発看板等による美化意識の啓発  | 32 | 犬のふんの放置防止啓発看板の自治会・市民等への配布 | まち美化推進課       | 配布      | 随時配布 (351枚)  |                           |
|                                   | ②パンフレットや啓発看板等による美化意識の啓発  | 33 | 条例周知用パンフレットの市民等への配布       | まち美化推進課       | 随時配布    | 随時配布   |                           |
|                                   | ②パンフレットや啓発看板等による美化意識の啓発  | 34 | 飼い犬登録者に犬のふんの放置防止啓発チラシの配布  | まち美化推進課／衛生管理課 | 配布      | 予防接種時にチラシ配布。   |                           |
|                                   | ③地域自治会等における啓発活動の推進       | 35 | 啓発看板・ポスター等の自治会への配布        | まち美化推進課       | 随時配布    | 随時配布   |                           |
|                                   | ③地域自治会等における啓発活動の推進       | 36 | 犬のふんの防止対策(イローカード作戦)導入の推進  | まち美化推進課       | 実施      | 推進   |                           |

|                              |                                 |                                |   |               |                 |   |  |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---|---------------|-----------------|---|--|
| (4)市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項 | ①行政内部における推進組織及び協力体制の構築          | 37                             | 環境美化推進委員会によるまち美化に関する施策の推進及びまち美化行動計画で定めた事業の進捗状況の点検・評価等 | まち美化推進課       | 開催              | 開催（1回 平成22年3月26日）   |  |
|                              |                                 | 38                             | 枚方市環境美化推進連絡会議による他の行政機関と連携したまち美化に関する施策の推進              | まち美化推進課       | 開催              | 未実施   |  |
|                              | ②市民等、事業者・行政による協働体制の推進           | 39                             | 枚方市まち美化推進団体登録制度の推進                                    | まち美化推進課       | 拡充              | 登録団体（80団体）  |  |
|                              |                                 | 40                             | 「アダプトプログラム実施団体意見交換会」の開催                               | まち美化推進課       | 1回              | 1回（平成22年3月19日）  |  |
|                              | (5)まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項 | ①ごみの散乱が著しい区域の重点的な清掃活動の実施       | 41 駅前広場等の清掃委託事業の実施                                    | 道路補修課         | 1,400回<br>6道路施設 | 6道路施設 1,478回  |  |
|                              |                                 | ②回収容器の効果的な設置方法の研究              | 42 駅前広場・公園等の花壇の維持管理委託事業の実施                            | 公園みどり課        | 実施              | 枚方市駅前ほか5箇所の花壇の維持管理（年4回）／公園122箇所（週2～3回）／岡東中央公園（週7回）／ふれあい通り（週7日・3回/日） |  |
|                              |                                 | 43 重点地区内におけるごみの回収容器の設置・管理方法の研究 | まち美化推進課   | 継続            | 継続              |   |  |
|                              |                                 |                                |   | 検討（毎週月曜日定期収集） | 毎週月曜日に定期収集      |   |  |
|                              |                                 |                                | 公園みどり課  |               | -               |   |  |
|                              |                                 |                                | 道路管理課   |               |                 |   |  |

|  |  |                          |                |  |                             |                       |   |  |
|--|--|--------------------------|----------------|--|-----------------------------|-----------------------|---|--|
|  |  | ③喫煙制限区域の指定に係る調査・研究       | 44<br>45       | 「まち美化推進重点地区」内における喫煙制限区域の指定<br>喫煙場所の設置及び吸殻入れの管理方法の調査・研究               | まち美化推進課<br>まち美化推進課          | 運用<br>調査研究を継続         | 運用<br>調査研究を継続   |  |
|  |  | ④重点的な啓発キャンペーン活動の実施       | 46<br>47<br>48 | 道路ふれあい月間等での啓発グッズ等の配布<br>条例で規定の「指定職員」ポイ捨て防止パトロールの実施<br>路上喫煙制限キャンペーの実施 | まち美化推進課<br>道路管理課<br>まち美化推進課 | 年1回<br>年1回<br>月4回/2地区 | 未実施<br>平成21年8月10日道の日の街頭キャンペーン実施、道路清掃の実施。<br>実施 45回                                  |  |
|  |  | ⑤市民等・事業者・行政による協働体制の重点的推進 | 49             | 「まち美化推進重点地区」内におけるアダプトプログラムの推進  | まち美化推進課                     | 実施                    | 緊急雇用創出事業を活用し、枚方市駅、市役所周辺及び樟葉駅周辺における街頭啓発活動282回実施。条例に規定された市長の指定する職員によるパトロールにあわせ実施(45回) | 条例施行後の平成20年10月から歩行喫煙自粛から歩行喫煙禁止、同12月より路上喫煙禁止の啓発キャンペーン |

|                                    |                            |    |                         |         |         |   |   |
|------------------------------------|----------------------------|----|-------------------------|---------|---------|---|---|
| (6)市民等に対する公共の場所における喫煙行為に係る啓発に関する事項 | ①広報ひらかた等メディアを活用した歩行喫煙自粛の啓発 | 50 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載      | まち美化推進課 | 3回      | 年10回(帶記事含む)                                     |   |
|                                    | ②パンフレットや啓発看板等による歩行喫煙自粛の啓発  | 51 | エフエムひらかたのスポット放送による啓発    | まち美化推進課 | 検討      | 平成21年9月1日～平成22年3月31日<br>33回<br>【重点行動指針編(歩きたばこ)】 |   |
|                                    | ③計画的な啓発キャンペーング活動の実施        | 52 | ホームページへの啓発記事            | まち美化推進課 | 掲載／随時更新 | 掲載／随時更新   |   |
|                                    | ④パンフレットや啓発看板等による歩行喫煙自粛の啓発  | 53 | 歩行喫煙防止パンフレット・ポスターの作成・配布 | まち美化推進課 | 作成／配布   | 336枚  |   |
|                                    | ⑤路上喫煙制限キャンペーンの実施           | 54 | 路上喫煙制限キャンペーングの実施        | まち美化推進課 | 実施      | 緊急雇用創出事業を利用し、市内全駅・大規模小売店舗前などで街頭啓発活動を実施。(510回)   | 条例施行後の平成20年10月から歩行喫煙自粛から歩行喫煙禁止、同12月より路上喫煙禁止の啓発キャンペーング |

|                               |                     |              |                                  |                                |             |                                       |    |  |
|-------------------------------|---------------------|--------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------|---------------------------------------|----|--|
|                               |                     | ④歩行喫煙禁止区域の設定 | 55                               | 歩行喫煙禁止に関する条例の改定又は新条例に制定        | まち美化推進課     | 運用                                    | 運用 |  |
|                               |                     | に係る調査・研究     | 56                               | 歩行喫煙禁止区域の設定に係る関係部署等との協議及び区域の設定 | まち美化推進課     | -                                     | -  |  |
| (7)道路や公園等の管理者として市が行う取組みに関する事項 |                     | 57           | 道路管理者の許可なく道路を不法に占用する物件の排除        | 道路管理課                          | 排除          | 指導(33件)<br>撤去済(49件)                   |    |  |
|                               |                     | 58           | 放置自動車の移動・撤去                      | 道路管理課                          | 30件         | 2件                                    |    |  |
|                               |                     | 59           | 市が管理する主要道路の清掃等                   | 道路補修課                          | 年8回         | 市道63路線の清掃委託実施(年8回)                    |    |  |
|                               | ①市が管理する公共場所・施設の適正管理 | 60           | 公園愛護会による公園の環境美化及び公園アダプト制度への移行・推進 | 公園みどり課                         | 公園アダプト制度の拡充 | アダプト参加団体(117団体、170公園)                 |    |  |
|                               |                     | 61           | 公園における利用マナーの向上のための啓発(看板の設置等)     | 公園みどり課                         | 啓発看板等の設置    | 公園内啓発看板等の設置                           |    |  |
|                               |                     | 62           | 自転車放置禁止区域内での放置自転車等の指導・警告及び移送     | 交通対策課                          | 指導・警告・移送    | 鉄道全駅で実施<br>警告(224,811台)<br>移送(8,253台) |    |  |
|                               |                     | 63           | 有料駐輪場における自転車等駐輪収容台数の増設           | 交通対策課                          | 18,141台     | 18,153台                               |    |  |
|                               |                     | 64           | 景観水路の清掃等                         | 下水道施設維持課                       | 清掃等         | 香里こもれび(年4回)・出口水面(年3回)                 |    |  |

|                     |                       |    |                                |          |                     |                               |  |
|---------------------|-----------------------|----|--------------------------------|----------|---------------------|-------------------------------|--|
|                     |                       | 65 | 河川周辺等の清掃等                      | 下水道施設維持課 | 清掃等                 | 水路清掃（282件）                    |  |
|                     |                       | 66 | 「ごみ集積場所」における利用マナー向上のための指導及び啓発  | 減量業務室    | 2,000件、指導及び啓発排出世帯調査 | 指導・啓発（1,329件）<br>排出世帯調査（784戸） |  |
| (8) ごみの不法投棄対策に関する事項 | ①不法投棄を未然に防止施策の実施      | 67 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載             | まち美化推進課  | 1回                  | 年1回 12月号                      |  |
|                     |                       | 68 | 日常的なパトロールの実施                   | まち美化推進課  | 60回（パトロール月5回×12か月）  | 204回                          |  |
|                     |                       | 69 | 監視カメラの設置・運用                    | まち美化推進課  | 運用                  | 3箇所／ダミー8箇所                    |  |
|                     |                       | 70 | 施設管理者に対する予防措置（フェンス・啓発看板設置等）の要請 | まち美化推進課  | 要請                  | 要請                            |  |
|                     | ②投棄物の早期収集・処理          | 71 | 公共場所に不法投棄されたごみの早期収集・処理         | まち美化推進課  | 550件                | 494回                          |  |
|                     |                       | 72 | 土地所有（占有・管理）者に対する早期撤去の要請        | まち美化推進課  | 実施                  | 実施                            |  |
|                     | ③情報の収集・提供など関係機関との連携   | 73 | 警察への情報提供                       | まち美化推進課  | 実施                  | 実施                            |  |
|                     |                       | 74 | 郵便局との情報提供に関する委託契約              | まち美化推進課  | 検討                  | 検討                            |  |
|                     | ④市民等及び事業者との連携による情報の収集 | 75 | 全国市長会との情報提供に関する連携体制            | まち美化推進課  | 実施                  | 実施                            |  |

|                    |                       |    |                          |                  |                |                                       |  |
|--------------------|-----------------------|----|--------------------------|------------------|----------------|---------------------------------------|--|
| (9)不法屋外広告物対策に関する事項 | ①不法屋外広告物を未然に防止する施策の実施 | 76 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載       | まち美化推進課          | 年3回            | 年3回 6,9,2月号                           |  |
|                    |                       | 77 | 掲出者に対する指導                | まち美化推進課          | 実施             | 実施                                    |  |
|                    |                       | 78 | 「不法屋外広告物追放推進団体／推進員」制度の推進 | まち美化推進課          | 70団体／270名      | 47団体／181名                             |  |
|                    | ③情報の収集・提供など関係機関との連携   | 79 | 職員パトロール及び推進団体による日常的な撤去活動 | まち美化推進課          | 巡回パトロール<br>40回 | 巡回パトロール<br>120回(3,720枚)               |  |
|                    |                       | 80 | 枚方市不法屋外広告物等対策協議会による一斉撤去  | まち美化推進課          | 6地域／3回         | 一斉撤去(6地域／3回)                          |  |
|                    |                       | 81 | 北河内地域違法屋外広告物等対策協議会による啓発  | まち美化推進課<br>庁内関係課 | 実施             | 実施                                    |  |
|                    | (10)落書き対策に関する事項       | 82 | 「広報ひらかた」による啓発記事の掲載       | まち美化推進課          | 年2回            | 年2回 7,12月号                            |  |
|                    |                       | 83 | エフエムひらかたスポット放送による啓発      | まち美化推進課          | 実施             | 平成21年9月1日～平成22年3月31日<br>16回<br>(落書き編) |  |
|                    | ②落書き消去活動の推進           | 84 | 施設管理者に対する消去の要請           | まち美化推進課          | 実施             | 要請                                    |  |
|                    |                       | 85 | 市民等との協働による消去活動等の推進       | まち美化推進課<br>施設管理者 | 推進             | 推進(3回)                                |  |

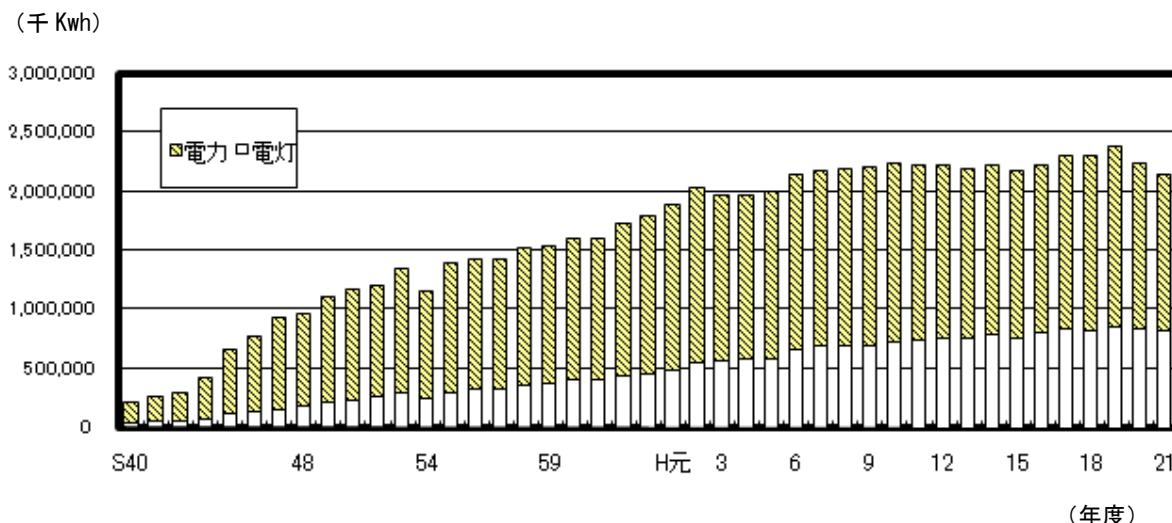
## 【5】電気・ガス・水道の需要量

### 1. 電気消費量の現況

市内における、平成21年度の電気需要量は2,149,100,000kWhとなっております。電灯の需要量は前年度より全体で4.4%減少（電力が6.5%減少、電灯が1.0%減少）しました。

図7-5-1に市内年間電力総需要量の経年変化を示します。

図 7-5-1 電力総需要量の経年変化



資料提供：関西電力（株）

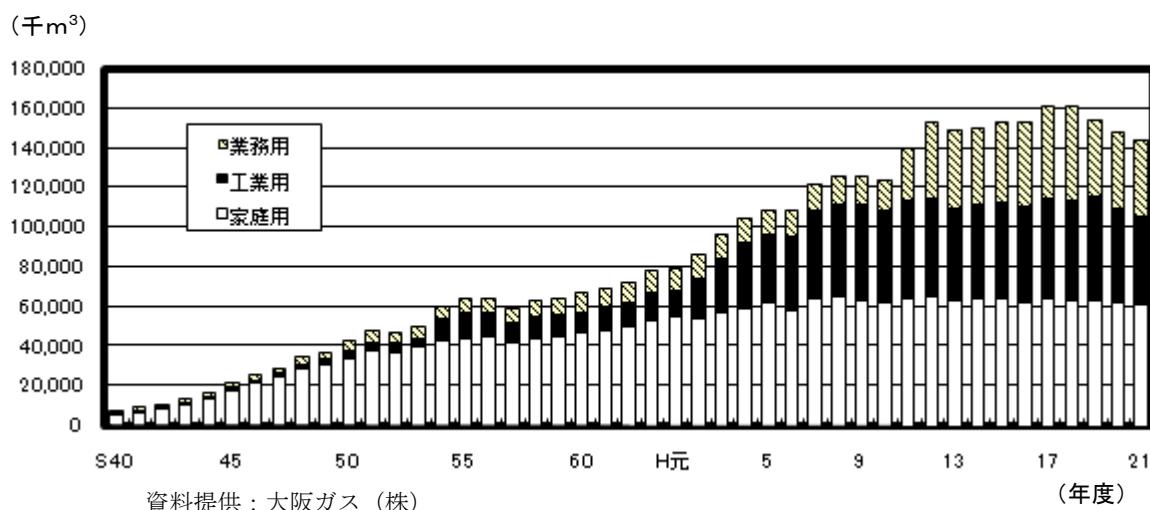
(注) 昭和 44 年については記録がなく、昭和 49 年については値が不正なため除いた。

### 2. ガス消費量の現況

市内における、平成21年度のガスの消費量は、144,243,000m<sup>3</sup>となっており、前年度より全体で2.3%減少（家庭用が0.1%減少、工業用が6.7%減少、業務用が0.5%減少）しています。

図7-5-2に市内年間ガス総需要量の経年変化を示します。

図 7-5-2 ガス総需要量の経年変化



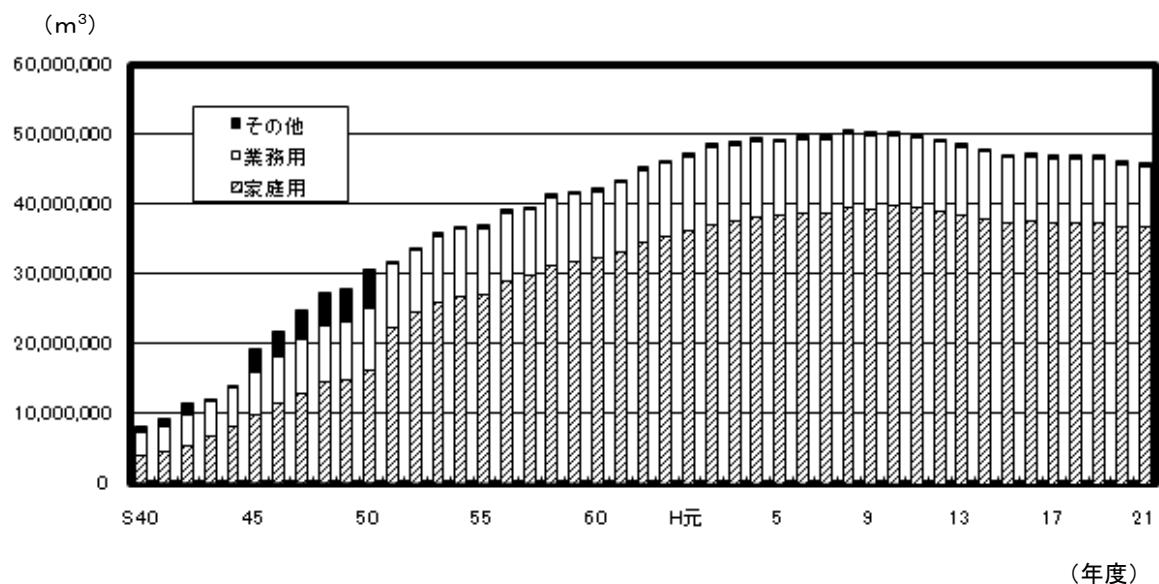
資料提供：大阪ガス（株）

### 3. 水需要の現況

市内における、平成21年度の年間有収水量は $45,951,426\text{m}^3$ となっており、前年度より0.63%減少（家庭用が0.03%増加、業務用が3.26%減少、その他が3.19%減少）しています。

図7-5-3に市内年間有収水量の経年変化を示します。

図7-5-3 有収水量の経年変化



## 【6】環境用語

【あ】

### I S O 1 4 0 0 1

国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

### アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）をやめること。

不必要的アイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、その分排出ガスが少なくなるので、大気汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

### I P C C

IPCCとは「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）」といい、人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンセルを提供することを目的とした政府間機構である。第一次作業部会（WG I）は気候システム及び気候変動の関する科学的知見を、第二次作業部会（WG II）は気候変動に対する社会経済システムや生態系の脆弱性と気候変動の影響及び適応策を、そして、第三次作業部会（WG III）は温室効果ガスの排出抑制及び気候変動の緩和策をそれぞれ評価している。

2007年2月に発表されたIPCC第4次評価報告書では、気候変動の原因が人類による温室効果ガスの排出にあることを、90%以上あると断定し、さらに、過去100年間に、地球の平均気温が、前回の予想を上回り、 $0.74^{\circ}\text{C}$ 上昇したことが指摘した。これは、温暖化が着実に進行していることを示している。

### アジェンダ21

21世紀に向けて、持続可能な開発を実現するために人類がなすべきことを列挙した行動計画で1992(平成4)年6月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)において採択されました。アジェンダとは英語で、段階的に実施すべき手順を定めた計画を意味する。

### 亜硝酸性窒素

亜硝酸態窒素ともいう。水中の有機性窒素（たんぱく質、アミノ酸など、動植物体組成成分、尿素）は水中で次第に分解し、アンモニアとなり、アンモニアは酸化され亜硝酸となり、最後には硝酸となって安定する。亜硝酸性窒素は不安定であり、酸素の状態によってアンモニア、硝酸に変化する。これらが多い場合、

乳児にメトヘモグロビン血症を起こすおそれがある。

### アスベスト（石綿）

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ纖維状集合をなすものの総称である。石綿とも言い、耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な纖維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。

### アダプト・プログラム

アダプト・プログラムは1985年アメリカ・テキサス州交通局で始まり、1998年日本に導入された。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、市民等が一定の公共スペースを「養子」にみたて、愛情をもって面倒を見る=清掃・美化することから命名されたものであり、自治体と市民等がお互いの役割分担について協議し、この合意に基づいて継続的に美化活動を進めるプログラムである。

【い】

### 硫黄酸化物：S O x

硫黄の酸化物の総称。大気汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（無水硫酸）、硫酸ミスト等がある。いずれも生物に対して被害を及ぼし、特にばいじんとの相乗効果によって、呼吸器に大きな影響を及ぼす。

主な発生源としては、重油燃焼施設やごみ焼却場、ディーゼルエンジン等があげられる。

### 一酸化炭素：C O

炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するときなどに生ずる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。

主な発生源は自動車である。

### 一酸化窒素：N O

無色の気体で液化しにくく二酸化窒素より毒性は弱い。

刺激性はないが血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、中枢神経系の症状を起こす。

酸素に触れると直ちに酸化し、赤褐色の二酸化窒素に変わる。

### 【お】

#### オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が、光化学反応を起こして生成される酸化性物質（ヨウ化カリウム水溶液からヨウ素を遊離するもの）の総称。

主成分は、オゾン、PAN、その他の過酸化物であり、光化学スモッグの中心的存在である。それらは、微量（0.2ppm）で眼及び気道に対して刺激性を有する。

環境基準では、光化学オキシダントとして二酸化窒素を除いたものと規定している。

#### オゾン層

成層圏下層（高度15～30km）のオゾン濃度が比較的高い領域のことで、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な紫外線（UV-B）を吸収している。

近年フロンの放出等によるオゾン層破壊が確認され、このまま破壊が進むと、有害な紫外線が地表に到達する量が増大し、皮膚がんや白内障などヒトへの影響や生物の生長阻害等を引き起こすことが懸念されている。

#### 温室効果ガス

太陽光はほとんど可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は、赤外線を熱放射するが、その一部は、大気中で吸収される。

この大気中で赤外線を吸収する物質を温室効果ガスという。代表的なものに、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。これら温室効果ガスの働きにより、地表は適当な温度に保たれている。

しかし、近年、化石燃料の使用増加等に伴う二酸化炭素等の増加により、地球の温暖化が進んでいる。

### 【か】

#### カドミウム：Cd

化合物には、塩化カドミウム、酸化カドミウム、炭酸カドミウム等があり、摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、亜鉛や銅の採鉱精錬加工、電池の製造、メッキ等である。

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、カドミウムが原因である。

#### 環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。

#### 環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ

効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、公表する仕組み。

#### 環境家計簿

一般家庭において、電気やガス、水道の使用量などを家計簿のように数字やお金にして記録し、資源やエネルギーをどれだけ節約できたかを確認する方法。環境家計簿をつけることを通知して、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすとともに、環境への負荷の少ない生活を実践することをめざしている。

#### 環境基準

環境基本法第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。環境基準は行政上の目標としての基準であり、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではない。

#### 環境教育

人間と環境との関わりに関する教育。従来の公害教育、自然保護教育、自然教育等を含む広い概念。

#### 環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの組織は、事業活動において、原料調達や製造過程、製品の廃棄などによって、何らかの環境に負荷を与えていくことが考えられる。これらの負荷を最低限に抑えるためのシステムのことを環境マネジメントシステムという。規格として ISO14001が1996(平成8)年に正式に発行された。ISO14001では、組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し(Plan)、それを実施・運用し(Do)、点検・是正措置を行い(Check)、見直す(Action)という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みとなっている。

### 【き】

#### 規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

#### 揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のこと。VOCとはVolatile Organic Compoundsの略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として

産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC（総揮発性有機化合物）という概念も提唱されている。

## 【く】

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。平成8年2月、環境庁（当時）の支援でグリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。

平成12年5月には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が制定され、平成13年4月に完全施行された。

国等の機関においては、環境物品等の調達が義務づけられるとともに、地方公共団体においても、努力義務が課せられることになった。

### グリーンコンシューマー

環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型のライフスタイルを選択することや、企業に対し、環境を汚さないように製品の生産や流通を促す行動を起こしたり、行政に対し環境対策を実施して法律や条令の制定を提言し、または進んで協力する消費者のこと。

## 【こ】

### 公害

環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または、生活環境に係る被害が生ずることと定義されている。

### 公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新增設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

### 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質である、オゾン（O<sub>3</sub>）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質が原因で起こる。日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激した

り、植物を枯らしたりする。

### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

### 公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

## 【さ】

### 里山

古来より、民家・集落の後背地として広がる雑木林のことを示し、薪などの燃料の供給地や田畠の肥料となる腐葉土の供給地として人々に利用されてきた。

このように里山は人々の生活に深く関わりながら現在まで残してきた。また里山には、豊かな自然環境があり、多くの生き物たちの貴重な生息場所にもなっている。

### 産業廃棄物

工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類のもの、並びに輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたもの。これら以外のものは一般廃棄物である。

### 酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の酸性物質を取り込んで酸性を呈する降雨とされていたが、現在では、霧や雪なども含めた「湿性沈着」及び晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状やガス状の物質などの「乾性沈着」を合わせたものとされている。

酸性雨による影響として、土壤の酸性化による森林の衰退、湖沼の酸性化による陸水生態系への被害、銅像等の文化財や建築物の損傷などが指摘されている。

### 【し】

#### 自然エネルギー

太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・小規模水力発電・バイオマスエネルギーに代表されるようにCO<sub>2</sub>排出などの環境負荷が極めて少なく、小規模で地域分散型という特徴を持ったエネルギーで、温暖化対策として普及が期待されている。

#### 自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx法を改正し、平成13年6月に制定された。

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

### 【す】

#### スマートライフ

省エネルギーを我慢や節約というイメージでとらえるのではなく、もっと地球規模で考えて、エネルギーを効率的に使い、かしこくシンプルな生活を実践していくこうという新しい省エネ型のライフスタイルのこと。

### 【せ】

#### 生物化学的酸素要求量（BOD；Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要とされる酸素量（単位mg/L）のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

### 【そ】

#### 総量規制

一定地域内の汚染汚濁物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し、汚染汚濁物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。

本市では、大気に関して窒素酸化物と硫黄酸化物が、水質に関して化学的酸素要求量、窒素及びりんについて総量規制が実施されている。

### 【た】

#### 太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽のエネルギーを直接電気に変換する発電方式です。

発電の際に地球温暖化の原因とされている二酸化炭素を排出しません。

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾーフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーナーPCBには13種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-T<sub>4</sub>PCDDの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数（TEF）で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-T<sub>4</sub>PCDDの等量（TEQ）で表現することが通例である。

#### 炭化水素

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの種類がある。

光化学スモッグの原因となり、大阪府生活環境の保全に関する条例では、アルコール類やケトン類等の液体状の有機化合物を総称して「炭化水素類」と呼んでいる。

### 【ち】

#### 地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスが大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。

IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書によれば、21世紀末の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約1.8°Cだが、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では、約4.0°Cにもなると予測される。

その影響は、極地の氷が融け出すことなどによって、海面の水位の上昇、集中豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発、農業への悪影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病の流行などが予想される。

#### 窒素酸化物：NOx

窒素の酸化物の総称。一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素など。

大気汚染を対象とした場合は、このうち一酸化窒素と二酸化窒素の混合物をさす。

窒素酸化物は、自動車排ガス、ボイラー等の燃焼過程で発生し、この成分は、主に一酸化窒素である。

**【て】****低公害車**

自動車排出ガスがない、または、その量が相当程度少ない自動車をいう。具体的には、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車をいう。

**【な】****75%水質値**

水質環境基準の生活環境項目であるBODの適合状況を判断する場合、河川の低水流量に対応する水質値として評価に用いる、低い方から75%の位置にある水質値。年12回の測定であるなら、75%水質値は $12 \times 0.75 = 9$ で低い方から9番目（高い方から4番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断する。

**ナノグラム (ng)**

1ngとは、1gの10億分の1の重さをいう。ng (ナノグラム) =  $10^{-9}$ g。

**【に】****二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)**

気体は亜硫酸ガスともいう。有害で、石油や石炭の燃焼時に硫黄分が酸化してSO<sub>2</sub>として排出され、大気汚染の原因となる。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

**二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)**

大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素。赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくいという性質を持っているため、人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

**【は】****バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。バイオマス系の廃棄物等としては、家畜排せつ物、下水道などからの有機汚泥、建設現場等から発生する木くず、家庭から発生する厨芥類などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化のエネルギー利用もある。

**廃棄物**

占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になったものをいう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこ

れによって汚染されたものを除く。）」と定義し、処理される体系によって、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で規定された20種類の廃棄物をいう。また、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物（ごみ、し尿等）をいう。

**【ひ】****P C B (ポリ塩化ビフェニル) (Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl)**

P C B (ポリ塩化ビフェニル)は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となつたため、1972(昭和47)年に製造中止となつてゐる。

**ビオトープ**

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となつてゐる。

**ピコグラム (pg)**

1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいう。pg (ピコグラム) =  $10^{-12}$ g。

**p p m (parts per million)**

百万分の幾分であるかを示す分率であり、大気の汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が存在する場合の濃度をppmで表す。なお、ppb (parts per billion)は、十億分の幾分であるかを表示する分率で1ppmの1000分の1に相当する。

**微小粒子状物質 (PM2.5: Particulate Matter 2.5)**

大気中に浮遊する微小な粒子状の物質で、その粒径が2.5μm以下のもの。粒径が小さいため、気管、気管支、肺にまで到達し沈着するため、その影響が大きい。

**【ふ】****浮遊物質量 (S S :Suspended Solid)**

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっている。

### 浮遊粒子状物質（S P M ; Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が10μm以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子など。粒径の小さいものは、気管、気管支、肺にまで到達し沈着するため、その影響が大きい。

### 【ヘ】

#### ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

### 【ま】

#### マルチング

チップ材等で緑化地の地表部を被覆することであり、地中温度を安定させ、夏季は地温温度の上昇の抑制、冬季は、保温効果があり、土壤の乾燥を防止する。

また、雑草繁殖、土壤の侵食防止、雨滴による土壤表面の固結防止になる。チップ材を用いたマルチングは、有機物であることから最終的には土となり、良質な表土が形成され、植物の生育に良い効果を与えるという自然の循環機能が生まれる。

### 【も】

#### モニタリングサイト 1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）

平成14年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家やNPOとネットワークを作りながら全国に1000か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

里地タイプのコアサイトとしては、本市の穂谷地区のほか、敦賀市中池見、土浦市宍塙、北海道栗山町ハサンベツ里山計画地、鶴岡市天狗森、大分県久住草原の5地域が選定されている。

### 【よ】

#### 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律）

家庭ごみなどの一般廃棄物の中で、容器包装ごみ（缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製品等）が占める割合は、容器比で約6割、重量比で約2~3割である。これらを分別収集し、一般廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を図り、再商品化を促進するため定められた法律で、平成7年6月に制定され、平成

12年4月に完全施行された。

消費者、市町村、事業者が役割を分担して容器包装リサイクルを促進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を目指す。

### 溶存酸素量（D O ; Dissolved Oxygen）

水中に溶けている酸素量のことをいう。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。

汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

### 【れ】

#### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を明らかにした調査報告書。種の保護対策検討のための基礎資料となる。我が国においては、現在、環境省が「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」（植物I（維管束植物）（2000）、植物II（維管束植物以外）（2000）、両生類・爬虫類（2000）、哺乳類（2002）、鳥類（2002）、汽水・淡水魚類（2003）を、レッドデータブック近畿研究会が「改訂・近畿地方の保護上重要な植物」（2001）を、大阪府が「大阪府における保護上重要な野生生物」（2000）をそれぞれ刊行している。

また、国際的には、I U C N（国際自然保護連合）が、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしている。

### L E V - 7 (Low Emission Vehicle-7)

一般に市販されている、ガソリン車、ディーゼル車及びL P G車について、「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」が審査を行い、国の定める許容限度より厳しいNOxの排出ガス指定基準に適合すると認められた自動車をいう。

なお、平成18年4月に堺市の協議会の加入により、L E V - 6 をL E V - 7 と名称変更した。

### 【わ】

#### ワンド

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀川でもワンドと呼ぶようになった。

## 【7】枚方市環境基本条例

平成10年3月27日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条・第10条)

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条—第23条)

第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えており、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い合わせし、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

**第8条** 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

### 第2節 環境基本計画

#### (環境基本計画)

**第9条** 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合性)

**第10条** 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

### 第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

#### (環境影響評価の推進)

**第11条** 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

### (経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

### (公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

### (公共施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

### (市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

### (環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

### (市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

### (調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

### (監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

## (環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するよう努めるものとする。

## (広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

## (推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

## 第3章 地球環境の保全の推進

## (地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

## (地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

## 第4章 環境審議会

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平11条例11・一部改正)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 22 年版 ひらかたの環境（環境白書）

平成 22 年 10 月発行

編集発行 枚方市 環境保全部 環境総務課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2-1-20

Tel. 072-841-1221 Fax. 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>

# 環境方針



## 1. 基本理念

平成17年2月に京都議定書が発効し、地球温暖化などの環境問題に対して、国際的な取り組みが進められており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の見直しが求められています。美しく豊かな地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくためには、地球規模で対策を講じていくとともに、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、環境保全の意識を高めていかなければなりません。そのためには、まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展を目指していく必要があります。

枚方市では、市民・事業者・行政が協働して、良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本理念や基本方針を定めた「枚方市環境基本条例」を平成10年3月に制定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な「環境保全都市・枚方」の実現を目指しています。

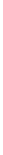
この実現に向け、本市の行政活動から生じる環境負荷を率先して低減するとともに、行政機関として市域の良好な環境の保全と創造に関する施策を推進し、あわせて、市民・事業者に環境保全の取り組みを働きかけていきます。

## 2. 基本方針

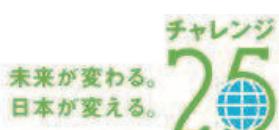
本市の行政活動が環境に影響を与えることを認識し、基本理念にのっとり、以下の方針に基づき環境の改善と保全に取り組みます。

- (1) ISO14001の規格に適合する環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に改善します。
- (2) 枚方市環境基本計画に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。  
以下の項目については、特に優先して取り組みます。
  - ①地球環境問題の解決に向け、市内のごみ減量化やリサイクルを推進するとともに二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進します。
  - ②環境学習・教育の充実をはかり、市民・事業者・行政の環境パートナーシップの推進や環境団体との連携など、環境保全のための体制づくりに努めます。
  - ③自然環境を保全するとともに、積極的な緑化に取り組み、人と自然とが共生するまちづくりを推進します。
- (3) 本市の事業活動から生じる環境負荷を低減するための取り組みを総合的・計画的に推進します。  
以下の項目については、特に優先して取り組みます。
  - ①電気、都市ガス、ガソリン、紙等の使用量を削減し、省エネルギー・省資源を推進します。
  - ②ごみの排出量の削減や分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を推進します。
  - ③環境に配慮した公共工事やグリーン購入を推進します。
- (4) 環境に関する法令や本市が同意するその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 環境保全都市の実現に向け、全ての実行部門が自主的に環境保全の取り組みを推進するとともに、職員一人ひとりが積極的に環境に配慮した行動を実践します。そのため、本市の実情を踏まえた有効な仕組みを構築し、職員に対する環境教育・訓練を推進します。
- (6) この環境方針は、全職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成19年10月1日  
環境管理総括者 枚方市長 竹内 健



枚方市役所は ISO14001 の認証を取得し、環境保全活動の推進と環境負荷の低減に努めています。



枚方市は、「チャレンジ25 キャンペーン」に参加しています。



環境にやさしい大豆油インキを使用しています。